

鈴鹿市災害対策本部運営
マニュアル
(災害対策本部運営要領)

令和7年5月

鈴 鹿 市

【目 次】

第1章 総 則

第1 総 則

1 目的	1-1
2 構成	1-1
3 災害の範囲	1-1
4 市の災害応急対策業務	1-1

第2 災害対策本部の組織及び所掌事務

1 組織体制	1-2
(1) 本部長	1-2
(2) 副本部長	1-2
(3) 危機管理部長	1-2
(4) 各対策部長、総務管理部長	1-2
(5) 支部長	1-2
(6) 災害対策本部の組織図	1-3
2 組織及び所掌事務	1-4
(1) 本部	1-4～1-8
(2) 支部	1-8
3 災害対策本部の設置及び廃止	1-9
(1) 災害対策本部の設置	1-9
(2) 災害対策本部の廃止	1-9
4 標識	1-10
(1) 災害対策本部の標示	1-10
(2) 腕章	1-10

第3 災害対策本部会議等の開催

1 災害対策本部会議	1-11
2 災害関係主管部課会議	1-11
3 災害対策本部室(503会議室)の配置図	1-12
4 【大規模災害時】災害対策本部会議室等の配置図	1-13

第4 配備体制

1 配備基準	1-14
2 配備体制の決定	1-15
(1) 市長と容易に連絡がとれる場合	1-15
(2) 市長と容易に連絡がとれない場合	1-15
3 配備体制の連絡系統	1-16
4 配備指令による参集	1-17
(1) 配備指令による参集の原則	1-17
(2) 勤務時間外における参集	1-17
(3) 配備指令の特例	1-17
5 職員の招集	1-18
6 招集職員の心得	1-18
7 非常配備時における注意事項	1-18
8 職員の健康管理	1-18

第2章 風水害等対策編

第1 配備体制

1 配備の種類	2-1
(1) 警戒体制－第2 非常配備（災害対策本部）	2-1～2-2
(2) 警戒体制－第3 非常配備（災害対策本部）	2-3
(3) 非常体制－第4 非常配備（災害対策本部）	2-4

第2 各班の作業要領

1 各班の作業要領について	2-5
---------------------	-----

2 各班の作業要領

○ No. 01 危機管理班	2-6
○ No. 02 総務管理部 総務班	2-7
○ No. 03 総務管理部 総務班（支部）	2-8
○ No. 04 総務管理部 勤員班	2-9
○ No. 05 総務管理部 管財班	2-10
○ No. 06 総務管理部 財務会計班	2-11
○ No. 07 避難所対策部 救助施設班	2-12
○ No. 08 避難所対策部 救助施設班（避難所派遣職員）	2-13
○ No. 09 避難所対策部 学校管理班	2-14
○ No. 10 福祉医療対策部 福祉班	2-15
○ No. 11 福祉医療対策部 医療班	2-16
○ No. 12 福祉医療対策部 調査班	2-17
○ No. 13 環境対策部 衛生清掃班	2-18
○ No. 14 産業物資対策部 産業物資班	2-19
○ No. 15 土木対策部 建設班	2-20
○ No. 16 建築対策部 営繕班	2-21
○ No. 17 上下水道対策部 給水班	2-22
○ No. 18 上下水道対策部 水道工務班	2-23
○ No. 19 上下水道対策部 下水道工務班	2-24
○ No. 20 消防対策部 消防統制班・消防活動班	2-25

第3章 地震・津波対策編

第1 配備体制

1 配備の種類	3-1
(1) 警戒体制－第2非常配備（災害対策本部）	3-1～3-2
(2) 警戒体制－第3非常配備（災害対策本部）	3-3
(3) 非常体制－第4非常配備（災害対策本部）	3-4

第2 各班の作業要領

1 各班の作業要領について	3-5
2 各班の作業要領	
○ No. 01 危機管理班	3-6～3-7
○ No. 02 総務管理部 総務班	3-8～3-9
○ No. 03 総務管理部 総務班（支部）	3-10～3-11
○ No. 04 総務管理部 動員班	3-12～3-13
○ No. 05 総務管理部 管財班	3-14～3-15
○ No. 06 総務管理部 財務会計班	3-16～3-17
○ No. 07 避難所対策部 救助施設班	3-18～3-19
○ No. 08 避難所対策部 救助施設班（避難所派遣職員）	3-20～3-21
○ No. 09 避難所対策部 学校管理班	3-22～3-23
○ No. 10 福祉医療対策部 福祉班	3-24～3-25
○ No. 11 福祉医療対策部 医療班	3-26～3-27
○ No. 12 福祉医療対策部 調査班	3-28～3-29
○ No. 13 環境対策部 衛生清掃班	3-30～3-41
○ No. 14 産業物資対策部 産業物資班	3-42～3-43
○ No. 15 土木対策部 建設班	3-44～3-45
○ No. 16 建築対策部 営繕班	3-46～3-47
○ No. 17 上下水道対策部 給水班	3-48～3-49
○ No. 18 上下水道対策部 水道工務班	3-50～3-51
○ No. 19 上下水道対策部 下水道工務班	3-52～3-53
○ No. 20 消防対策部 消防統制班・消防活動班	3-54～3-55

第4章 参考資料

1	支部派遣者一覧	4-1
2	非常時（ライフライン遮断時）における庁舎の機能	4-2
3	防災行政無線の局番及び操作方法	4-3～4-8
4	広報車・救助施設班優先公用車一覧	4-9～4-10
5	雨量計設置箇所	4-11
6	令和7年四日市港潮汐表（1月～12月）	4-12～4-13
7	土のうの取り扱いについて	4-14～4-15
8	防災に関する協定一覧	4-16～4-27
9	非常電話番号簿	4-28
10	防災関係機関連絡先一覧表	4-29～4-31
11	各対策部マニュアル一覧	4-32

鈴鹿市災害対策本部運営
マニュアル
(災害対策本部運営要領)

【第1章 総則】

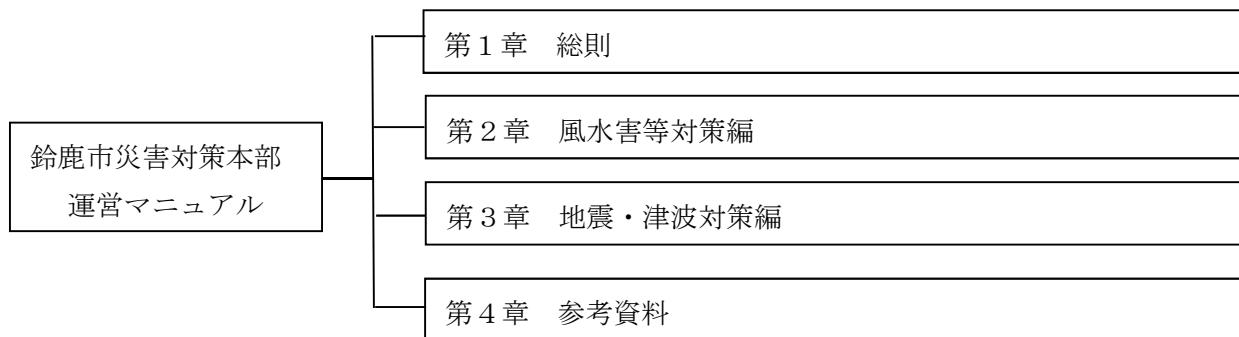
第1 総則

1 目的

鈴鹿市災害対策本部運営マニュアル（以下「本マニュアル」という。）は、災害対策基本法及び鈴鹿市地域防災計画に基づき、鈴鹿市が行う防災活動について必要な事項を定め、災害が発生するおそれがある場合や災害が発生した場合に、本市及び関係機関が有する全機能を有効に発揮できるよう定めるものであり、市域における災害の発生を防止し、又は被害の拡大を防止することで、市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とする。

2 構成

本マニュアルは、鈴鹿市災害対策本部の活動の基本的体系を示しており、次のとおり構成する。



3 災害の範囲

本マニュアルにおいて、災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発、放射性物質の大量放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没、その他これらに類する事故等、災害対策基本法第2条に規定するものをいう。

4 市の災害応急対策業務

市は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に対処するため、防災に関し積極的に対策を樹立し、速やかにその処理を図るものとし、その事務及び業務の大綱は、次のとおりとする。

- (1) 鈴鹿市災害対策本部を設置し、廃止すること。
- (2) 鈴鹿市災害対策本部会議等を開催し、防災上必要な対策を講じること。
- (3) 災害が発生するおそれのある場合や、災害が発生した際に市民の生命、身体及び財産の安全を確保する措置を講じること。
- (4) 災害の発生が予想される地域内の住民に対し、避難情報又はその他災害に関する情報を伝達すること。
- (5) 被災者の救助（食糧・衣料・生活必需品等の供給、給水、応急仮設住宅等の建設、医療及び助産等）を行うこと。
- (6) 災害の発生状況等を災害対策本部において共有し、必要な情報を県災害対策本部等の関係機関に報告すること。
- (7) 施設及び設備の応急復旧を行うこと。
- (8) 災害復旧を行うこと。

第2 災害対策本部の組織及び所掌事務

1 組織体制

(1) 本部長

本部長は、市長とする。

(2) 副本部長

副本部長は、副市長とする。

また、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

なお、職務を代理する順位は、鈴鹿市職務代理者規則（昭和62年7月1日規則第22号）第2条の規定を準用する。

(3) 危機管理部長

危機管理部長は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、各対策部長、総務管理部長その他の職員を指揮監督するとともに、所要の総合調整を行う。

(4) 各対策部長、総務管理部長

各対策部長は、上下水道事業管理者、教育長、消防長、地域振興部長、産業振興部長、土木部長、健康福祉部長、環境部長及び都市整備部長をもって充てる。

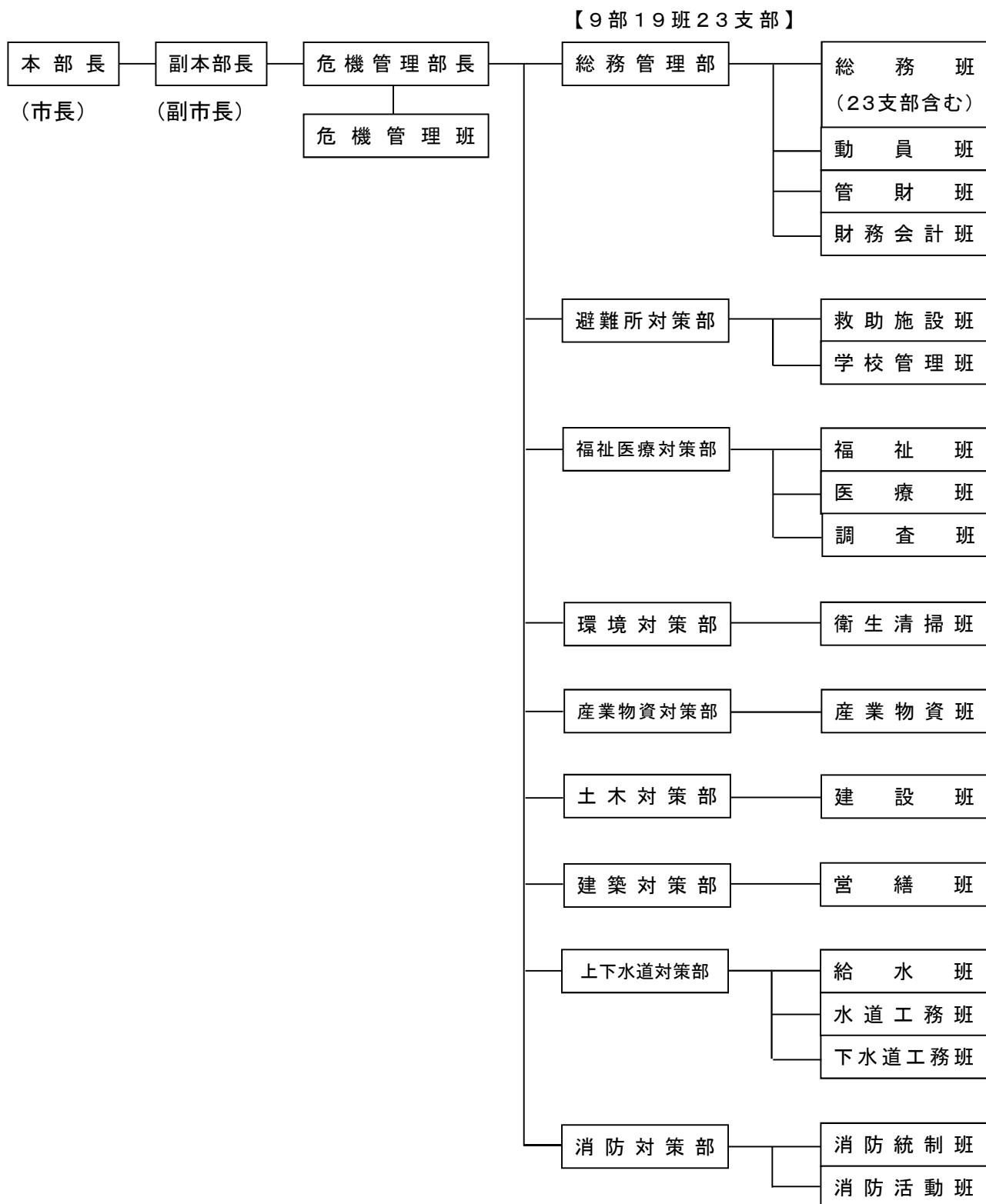
また、総務管理部長は、総務部長をもって充てる。

なお、以下、本マニュアルに記載する「部長」は、「2 組織及び所掌事務 (1) 本部」の表中の「部長」を除き、各対策部長及び総務管理部長をいうものとする。

(5) 支部長

支部長は、各地区市民センター所長及び地域協働課総務グループ内の神戸担当職員とする。

(6) 災害対策本部の組織図



2 組織及び所掌事務

- ① 本部長は、災害対策本部の事務を総括し、本部員、その他の職員を指揮監督する。
- ② 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- ③ 危機管理部長は、本部長及び副本部長を補佐し、各部長を指揮監督する。
- ④ 部長、班長及び支部長は、それぞれの所掌事務に基づき、班員及び支部員を指揮監督する。
- ⑤ 副部長又は副班長は、部長又は班長を補佐し、これらの者が不在のときは、その職務を代理する。
- ⑥ 指定のない本部員は、部長の指示を受け、特定の事務を行う。
- ⑦ 各部、各支部及び各班は、災害の規模に応じて、所掌事務以外の事務にも対応する。
- ⑧ 各部、各支部及び各班は、災害の規模に応じて、管理する施設（建築物、構造物、設備等）の被害の状況を確認し、被害がある場合は、速やかに復旧する。
- ⑨ 支部派遣者又は避難所派遣職員として指名された職員は、当該所掌事務を優先する。

（1）本部 [◎部長、班長 ○副部長、副班長]

部	班	所掌事務	班員
	危機管理班 ◎防災危機管理 課長	1 災害対策本部の運営 2 避難情報の発信 3 関係機関等との連絡調整 4 防災行政無線局の管理運営 5 気象予警報等の收受 6 災害記録	防災危機管理課員
総務管理部 ◎総務部長 ○政策経営部長 ○会計管理者兼 会計課長 ○議会事務局長 ○選挙管理委員 会事務局長 ○監査委員事務 局長	総務班 ◎情報政策課長 ○交通防犯課長 ○総合政策課長 ○秘書課長 ◎総務課長 ○男女共同参画 課長 ○市民対話課長 ○議事課長 ○監査委員事務 局次長	1 被害状況の収集及び報告 2 災害情報発信 3 各種事務処理 4 各課所管の災害対策業務 5 ワンストップ窓口の設置	情報政策課員 交通防犯課員（交 通安全・防犯Gの 職員） 総合政策課員 秘書課員 総務課員 男女共同参画課員 市民対話課員 戸籍住民課（管 理・個人番号Gの 職員） 議事課員 選挙管理委員会事 務局員 監査委員事務局員
	支部 別表参照	別表参照	別表参照

	動員班 ◎人事課長	1 職員の把握 2 職員の動員 3 職員の健康管理 4 職員の給与等 5 派遣職員の調整 6 組織編成・異動	人事課員
	管財班 ◎管財課長	1 庁舎施設の維持管理等 2 公用車の管理等	管財課員
	財務会計班 ◎財政課長	1 総務班の協力 2 災害対策緊急予算の編成等 3 代金等の支払い	財政課員 会計課員
避難所対策部 ◎地域振興部長 ○地域振興部次長 ○文化スポーツ部長 ◎教育長 ○教育次長 ○教育委員会参考事(課長を兼務する者を除く)	救助施設班 ◎地域協働課長 ○人権政策課長 ○戸籍住民課長 ◎文化振興課長 ○文化財課長 ○スポーツ課長 ○図書館長	1 避難所(福祉避難所を除く)の開設及び管理運営 2 各課所管の災害対策業務	地域協働課員(神戸担当の職員を除く) 人権政策課員 戸籍住民課員(証明窓口G、届出窓口Gの職員) 文化振興課員 文化財課員 スポーツ課員 図書館員
		1 避難所(福祉避難所を除く)の開設及び管理運営	避難所派遣職員
	学校管理班 ◎教育総務課長 ○教育政策課長 ○学校教育課長 ○教育指導課長 ○教育支援課長	1 学校施設の災害対策 2 学校施設による避難所及び避難地の供用 3 被災児童生徒に対する授業 4 各課所管の災害対策業務	教育総務課員 教育政策課員 学校教育課員 教育指導課員 教育支援課員 小中学校職員

福祉医療対策部 ◎健康福祉部長 ○こども政策部長 ○こども政策部次長兼健康福祉部 次長兼社会福祉事務所長	福祉班 ◎健康福祉政策課長 ○保護課長 ○長寿社会課長 ○障がい福祉課長 ○保険年金課長 ○福祉医療課長 ○こども政策課長 ○こども育成課長 ○こども家庭支援課長	1 災害時要援護者等の支援に 係る業務 2 コールセンター対応 3 被災者生活再建支援業務 4 各課所管の災害対策業務 5 医療班の協力	健康福祉政策課員 保護課員 長寿社会課員 障がい福祉課員 保険年金課員 福祉医療課員 こども政策課員 こども育成課員 こども家庭支援課員
	医療班 ◎地域医療推進課長 ○こども保健課長	1 コールセンター対応 2 救護本部・救護所の開設・ 運営 3 収容避難所の環境整備と 避難者の健康管理 4 DMAT 等の派遣要請	地域医療推進課員 こども保健課員
	調査班 ◎資産税課長 ○納税課長 ○市民税課長	1 罹災家屋の調査・罹災証明の発行 2 各課所管の災害対策業務	資産税課員 納税課員 市民税課員
環境対策部 ◎環境部長 ○環境部次長	衛生清掃班 ◎環境政策課長 ○廃棄物対策課長 ○開発整備課長 ○環境施設課長 ○クリーンセンター所長	1 各課所管の災害対策業務 (災害廃棄物処理) 2 廃棄物の処理 3 仮置場の設置・運営 4 収集運搬 5 中間処理 6 最終処分 7 障害物の除去 8 家屋解体 9 思い出の品の対応 (遺体処理) 10 被災状況の把握 11 遺体収容所の設置・運営 12 遺体の埋火葬	環境政策課員 廃棄物対策課員 開発整備課員 環境施設課員 クリーンセンター所員

		<p>1 3 遺体処理に係る事務処理 (防疫・ペット救護)</p> <p>1 4 防疫措置</p> <p>1 5 ペット救護所の設置等</p> <p>1 6 防疫・ペット救護に係る事務処理</p>	
産業物資対策部 ◎産業振興部長兼農業委員会事務局長 ○産業振興部参事兼耕地課長	産業物資班 ◎産業政策課長 ○商業観光政策課長 ○農林水産課長 ○農業委員会事務局次長 ○技術監理契約課長	<p>1 救助物資の配給・管理・調達</p> <p>2 各課所管の災害対策業務</p>	<p>産業政策課員</p> <p>商業観光政策課員</p> <p>農林水産課員</p> <p>耕地課員</p> <p>農業委員会事務局員</p> <p>技術監理契約課員 (契約 G の職員)</p>
土木対策部 ◎土木部長 ○技術統括監 ○土木部参事兼土木総務課長	建設班 ◎河川雨水対策課長 ○道路整備課長 ○道路保全課長 ○土木用地課長 ○市街地整備課長	<p>1 被害状況の把握・応急対策</p> <p>2 道路の確保</p> <p>3 内水排除機能の回復</p> <p>4 津波対策</p> <p>5 下水道工務班の協力</p>	<p>河川雨水対策課員</p> <p>土木総務課員</p> <p>道路整備課員</p> <p>道路保全課員</p> <p>土木用地課員</p> <p>市街地整備課員</p> <p>交通防犯課員 (交通施設 G の職員)</p> <p>技術監理契約課員 (土木技術管理 G、建築技術管理 G の職員)</p>
建築対策部 ◎都市整備部長 ○都市整備部参事兼都市計画長	営繕班 ◎住宅政策課長 ○公共施設政策課長 ○建築指導課長 ○都市計画課長	<p>1 建設班の協力</p> <p>2 各課所管の災害対策業務</p> <p>3 市有建築物の応急対策</p> <p>4 応急危険度判定業務</p> <p>5 応急仮設住宅等の供与</p> <p>6 被災住宅建築物の支援</p>	<p>住宅政策課員</p> <p>公共施設政策課員</p> <p>建築指導課員</p> <p>都市計画課員</p>
上下水道対策部 ◎上下水道事業管理者 ○上下水道局次長	給水班 ◎経営企画課長 ○経理課長 ○営業課長	<p>1 飲料水及び生活用水の供給</p> <p>2 下水道工務班の協力</p>	<p>経営企画課員</p> <p>経理課員</p> <p>営業課員 (料金 G の職員)</p>

水道工務班 ◎水道工務課長 ○水道施設課長	1 水道施設に関すること	水道工務課員 水道施設課員 営業課員（給水G、排水設備Gの職員）	
下水道工務班 ◎下水道工務課長	1 下水道施設に関すること 2 集落排水施設に関すること 3 建設班の協力	下水道工務課員	
消防対策部 ◎消防長 ○消防本部次長	消防統制班 ◎消防課長 ○消防総務課長 ○予防課長 ○情報指令課長	1 災害情報に関すること 2 関係機関との連絡調整	消防課員 消防総務課員 予防課員 情報指令課員
	消防活動班 ◎中央消防署長 ○中央消防署副署長 ○南消防署長 ○統括指揮課長	1 災害防除活動	中央消防署員 〃北分署員 〃西分署員 〃東分署員 〃鈴峰分署員 南消防署員 〃天名分署員 統括指揮課員

※支部派遣職員は、各班員には含まない。

（2）支部【◎支部長】

支部	所掌事務	支部員
各地区支部 ◎各地区市民センター所長 ◎地域協働課（神戸担当の職員）	1 支部の開設・運営 2 避難所の開設・運営 3 地区市民センター所管の災害対策業務 4 その他本部長の指示した事項	地区市民センター職員 支部派遣職員

3 災害対策本部の設置及び廃止

(1) 災害対策本部の設置

次の場合に災害対策本部を設置する。

- ① 市内に大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、高潮、津波、大津波警報のいずれかが発表されたとき。
- ② 市内に震度4以上の地震が発生したとき。
- ③ 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたとき。
- ④ 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき。
- ⑤ 県内（鈴鹿市を除く。）に震度5強以上の地震が発生したとき。
- ⑥ その他異常な自然現象又は人為的原因による災害が発生又は予想されるとき、又は広範囲に災害が発生又は予想され、市長が必要と認めたとき。

(2) 災害対策本部の廃止

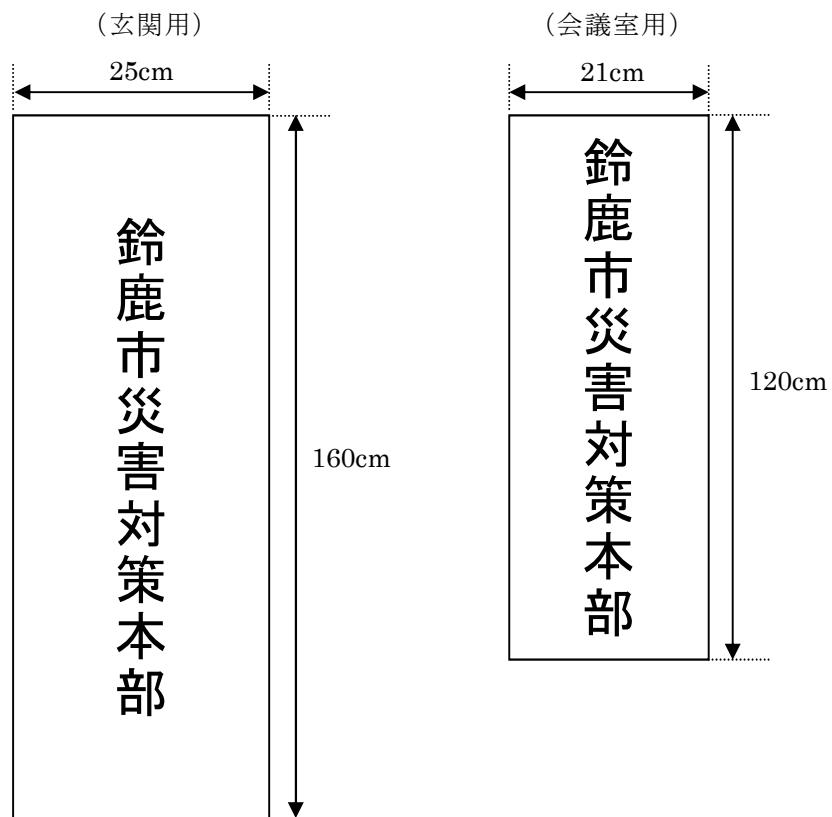
次の場合に災害対策本部を廃止する。

- ① 気象業務法等に基づく警報の解除が発表されたとき。
- ② 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」の警戒措置、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」の注意措置の期間を経過し、市内で被害が確認されなかったとき。
- ③ 市内において予想された災害による危険が解消したとき。
- ④ 応急対策が概ね完了したと認められたとき。
- ⑤ その他、災害対策本部長が必要と認めたとき。

4 標識

(1) 災害対策本部の標示

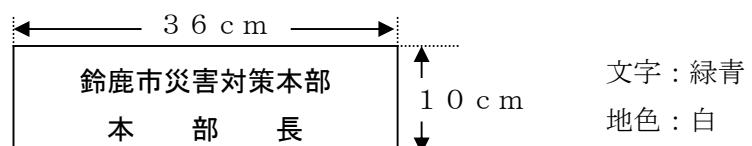
災害対策本部が設置されたときは、次の標識を市役所本館北玄関及び本部室入口に掲げる。



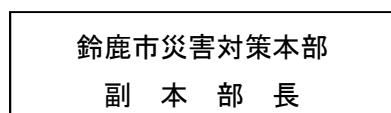
(2) 腕章

災害対策本部が設置されたときは、必要に応じ、次の腕章を用いる。

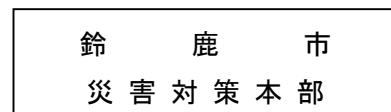
(本部長用)



(副本部長用)



(本部員用)



第3 災害対策本部会議等の開催

1 災害対策本部会議

本部長は、本部員を招集し、災害対策の基本的事項について決定する。災害対策本部会議は、本部長、副本部長、危機管理部長及び本部の各部長をもって構成し、主として次に掲げる事項を処理する。

- (1) 災害予防に関する事項
- (2) 災害応急対策実施に関する事項
- (3) 災害復旧に関する事項
- (4) その他本部長が必要と認める事項

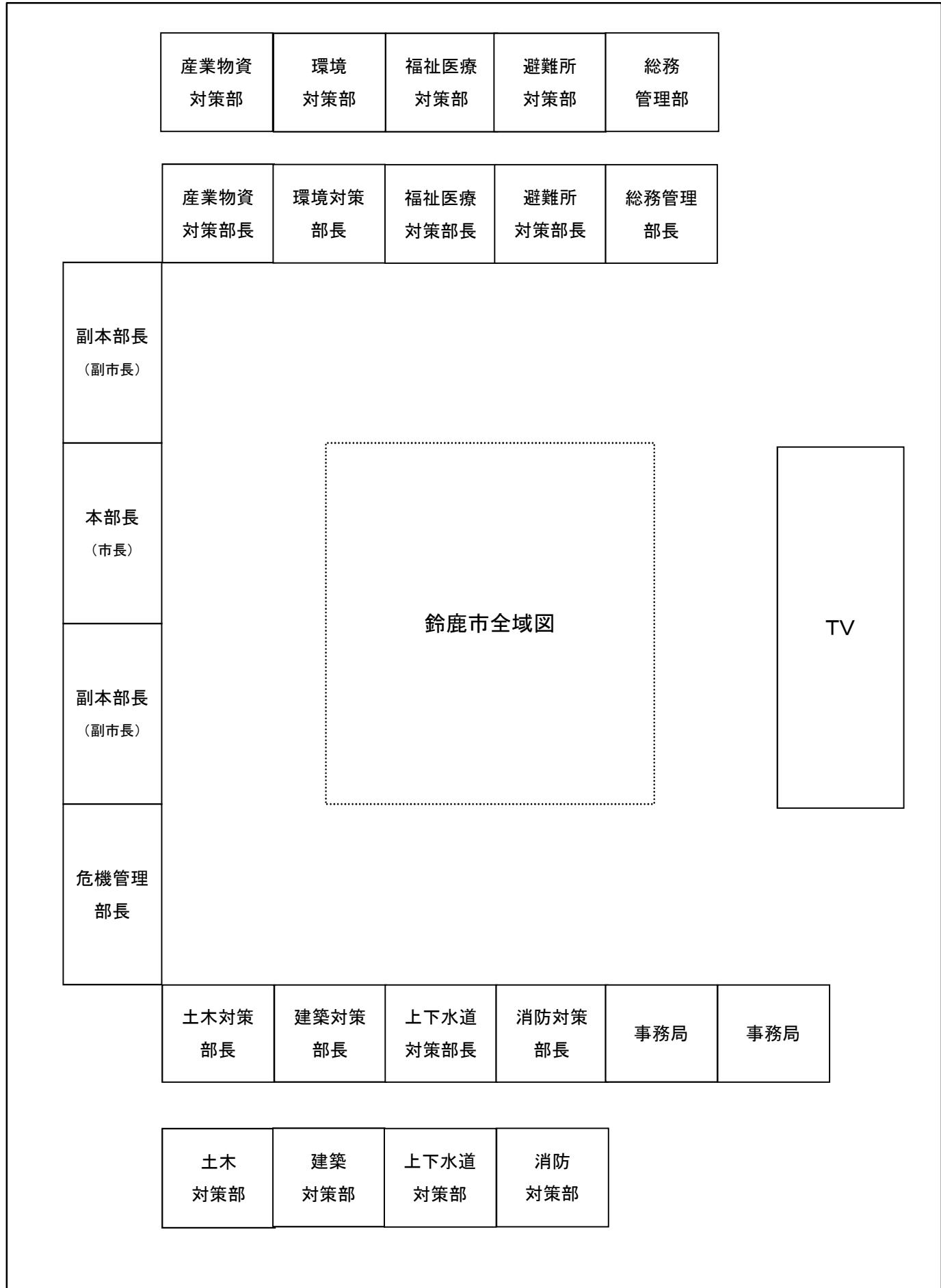
2 災害関係主管部課会議

災害関係主管部課会議は、次の部課等で構成し、防災対策について協議するため、その会議を隨時開催し、各部課相互の有機的な連絡・協調を図り、不足の事態に対処できるよう努める。なお、特に必要な場合は、関係部課だけの構成で会議を開くことができる。

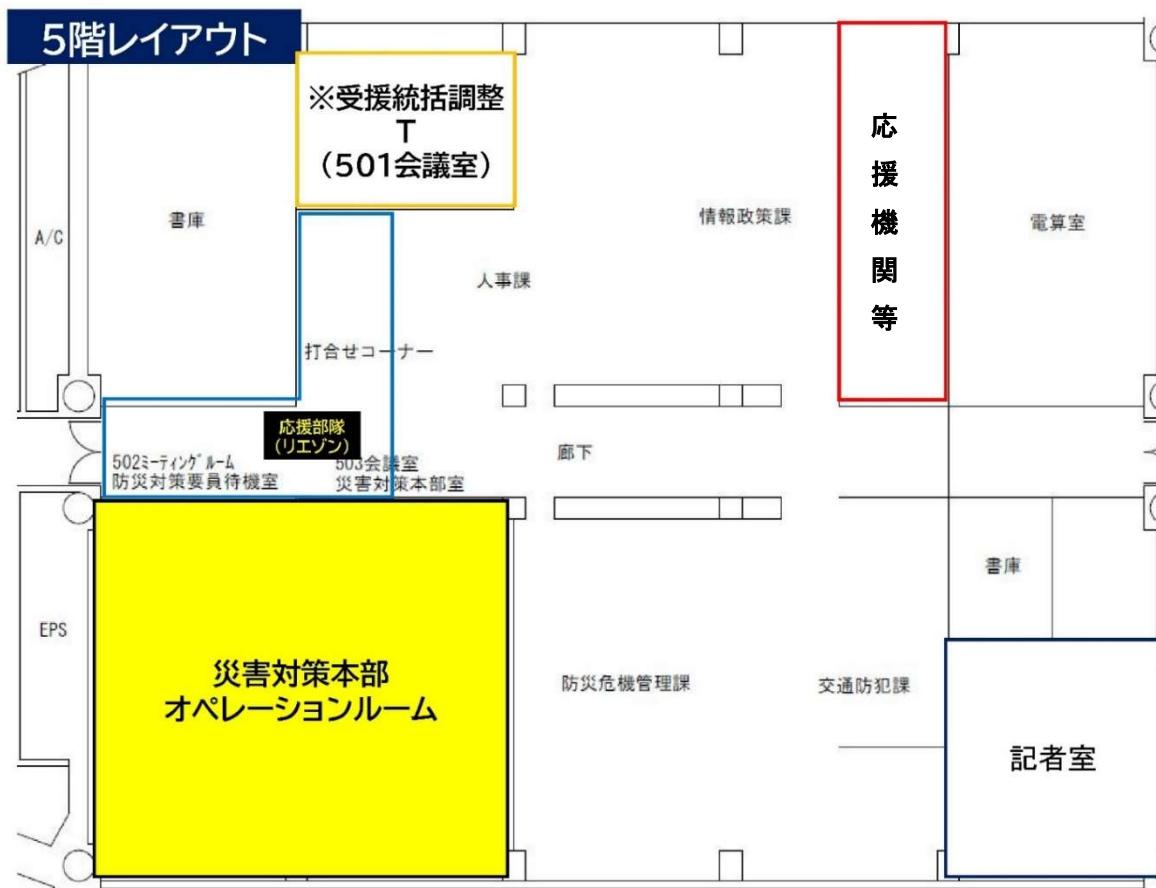
危機管理班	防災危機管理課
総務管理部	交通防犯課、総合政策課、情報政策課、秘書課、総務課、男女共同参画課、市民対話課、議事課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、人事課、管財課、財政課、会計課
避難所対策部	地域協働課、人権政策課、戸籍住民課、文化振興課、文化財課、スポーツ課、図書館、教育総務課、教育政策課、学校教育課、教育指導課、教育支援課
福祉医療対策部	こども政策課、こども育成課、こども家庭支援課、健康福祉政策課、保護課、長寿社会課、障がい福祉課、保険年金課、福祉医療課、こども保健課、地域医療推進課、納税課、市民税課、資産税課
環境対策部	環境政策課、廃棄物対策課、開発整備課、環境施設課、クリーンセンター
産業物資対策部	産業政策課、商業観光政策課、農林水産課、耕地課、農業委員会事務局、技術監理契約課
土木対策部	土木総務課、土木用地課、道路整備課、道路保全課、河川雨水対策課、市街地整備課
建築対策部	都市計画課、建築指導課、住宅政策課、公共施設政策課
上下水道対策部	経営企画課、経理課、営業課、水道工務課、水道施設課、下水道工務課
消防対策部	消防総務課、消防課、情報指令課、予防課、中央消防署、南消防署、統括指揮課

3 災害対策本部室（503 会議室）の配置図

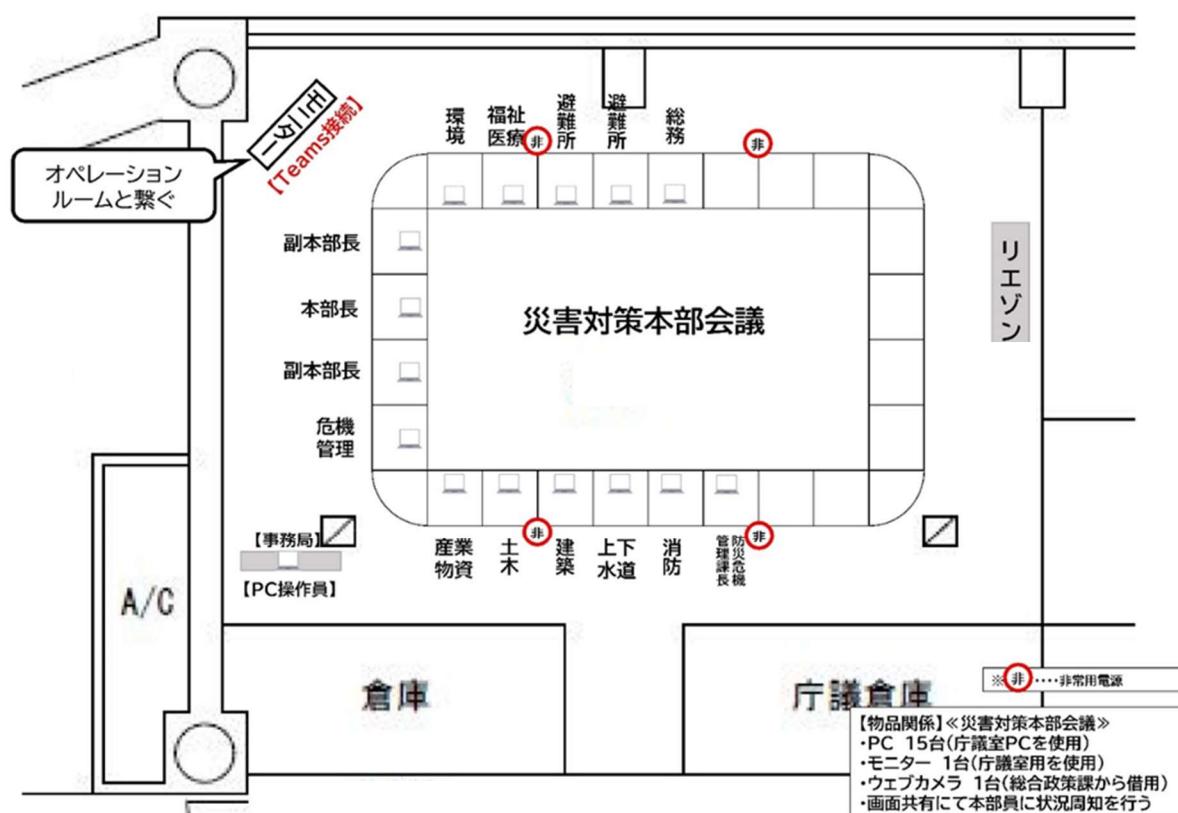
【出入口】



4 【大規模災害時】災害対策本部会議室等の配置図



災害対策本部会議室(6階庁議室)



第4 配備体制

1 配備基準

災害時における活動は、災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合において、規模、被害等の状況に応じて、警戒体制から非常体制へと段階的に移行する。

なお、初期活動において、火災、爆発事故等、災害対策基本法第2条に基づき、本マニュアルで対応していた事案であっても、他の計画で運用することが適切であることが明らかになつた事案については、該当する計画に基づき対策を実施する。

配備体制	配備基準	業務
警戒体制	第2非常配備 (大雪体制) 1 市内に大雪警報が発表されたとき	相当な被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合で、所掌する応急対策を迅速かつ的確に行う。
	第2非常配備 (南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)体制) 1 「南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)」が発表されたとき	
	第2非常配備 (初動体制) 1 市内に大雨警報又は洪水警報が発表されたとき 2 「南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)」が発表されたとき	
	1 市内に大雨警報、洪水警報、大雪警報が発表され、被害の発生が予想されるとき 2 市内に暴風、暴風雪、高潮警報のいずれかが発表されたとき 3 市内に震度4又は震度5弱の地震が発生したとき 4 「南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)」が発表され、かつ、市長が必要と認めたとき 5 県内(鈴鹿市を除く。)に震度5強以上の地震が発生したとき 6 遠地地震により、津波警報が発表されたとき 7 その他異常な自然現象又は人為的原因による災害が発生又は予想されるときに、市長が必要と認めたとき	
	第2非常配備 (本体制) 1 市長が第2非常配備の拡充を必要と認めたとき	
	第3非常配備 1 市長が第2非常配備の拡充を必要と認めたとき	
	第4非常配備 1 市内に震度5強以上の地震が発生したとき 2 津波警報又は大津波警報が発表されたとき 3 広範囲に災害が発生又は予想されるときに、市長が必要と認めたとき	
非常体制		甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市の総力をあげて応急対策活動にあたる。

※警戒体制・非常体制とともに、災害対策本部を設置する。

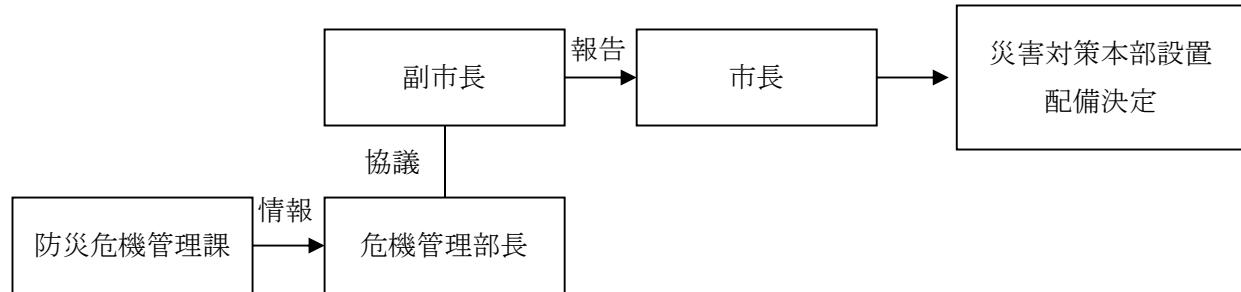
※災害対策本部の設置前の活動段階(気象注意報等の情報収集・連絡等)を第1非常配備とする。なお、津波注意報、長周期地震動3又は4、南海トラフ地震臨時情報(調査中)は第1非常配備とする。

※大雨、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮の特別警報が発表された場合は、災害対策本部会議において配備体制を決定する。

2 配備体制の決定

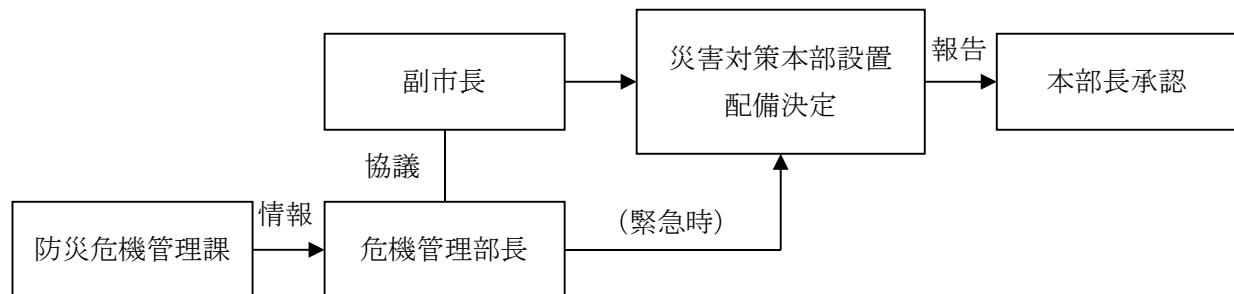
(1) 市長と容易に連絡がとれる場合

- ① 危機管理部長は、本部の設置と配備体制について、副市長と協議する。
- ② 副市長は、その結果を市長に報告する。
- ③ 市長は、これらの報告に基づき本部の設置と配備体制を決定する。



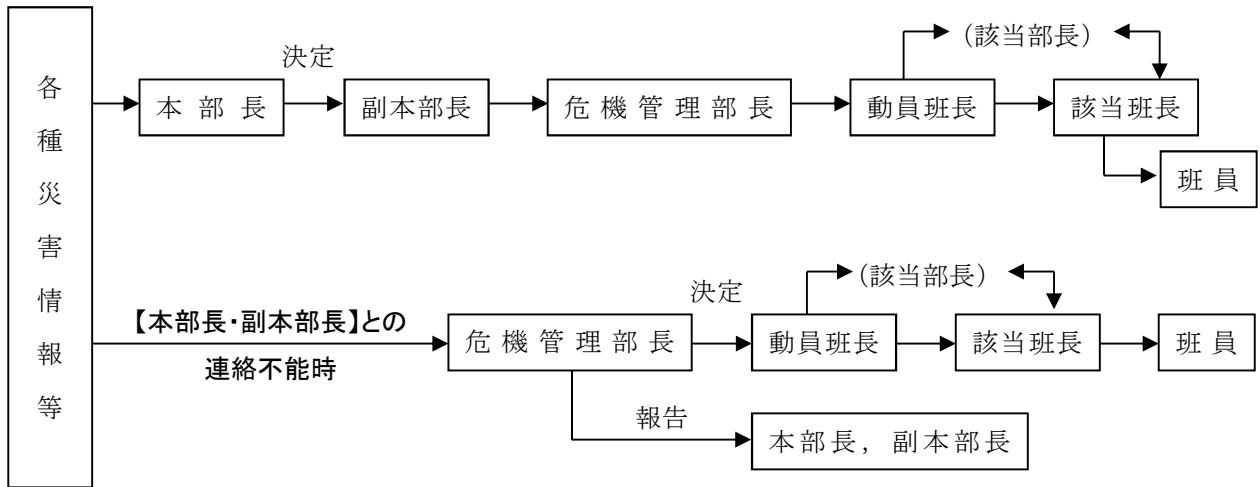
(2) 市長と容易に連絡がとれない場合

- ① 危機管理部長は、副市長と協議の上、災害対策本部の設置と配備体制について決定する。
- ② 連絡がつかない場合は、防災危機管理課から提供される情報をもとに、危機管理部長が本部の設置と配備体制について決定し、その結果を本部長に報告する。



3 配備体制の連絡系統

職員の動員は、本部長又は危機管理部長の配備決定に基づき、次の系統で伝達する。



4 配備指令による参集

(1) 配備指令による参集の原則

配備体制の決定があった時は、電話やメール等の伝達手段を用いて、配備指令を行う。

各体制により参集が必要な配備職員は、「(3) 配備指令の特例」の場合を除き、配備指令をもとに参集する。

(2) 勤務時間外における参集

職員は、勤務時間外、休日等において、災害の発生又は発生するおそれがあることを知ったときは、次のとおり参集する。

警戒体制	<p>各体制により参集が必要な配備職員は、状況の推移に注意し、自ら所属部署と連絡をとり、又は自らの判断で所属部署に参集する。</p> <p>なお、支部派遣者は、所属部署に関係なくあらかじめ指定された支部と連絡をとり、又は自らの判断で支部に参集する。</p>
非常体制	<p>全職員は、連絡を待たず次の順により参集する。</p> <p>【非常体制時の職員参集場所について】</p> <p>(第1参集場所) 自らの所属部署へ参集する。</p> <p>(第2参集場所) 交通の途絶等により所属部署への参集が不可能な場合は、最寄りの地区市民センターへ参集する。</p> <p>(第3参集場所) 第1参集場所及び第2参集場所の参集が不可能な場合は、その他の最寄りの市機関（市立学校を含む。）へ参集する。</p> <p>ただし、災害により家族が死亡又は傷害を受けた場合は、必要な措置を講じた後に参集する。</p> <p>なお、支部派遣者は、所属部署に関係なくあらかじめ指定された支部に参集する。</p>

(3) 配備指令の特例

① 地震時における特例

地震時においては、伝達手段の途絶等が予想されることから、配備指令の有無にかかわらず、市内において震度4又は震度5弱の地震が発生したときは、あらかじめ指名された職員が、震度5強以上の地震が発生したときは、職員全員が、定められた場所に、勤務時間内にあっては待機し、時間外にあっては参集する。

② 部・班を指定しての配備指令・弾力的運用の特例

市長（本部長）又は危機管理部長は、災害の状況により、必要と認める部・班のみの配備、または部・班ごとに異なる配備体制の指令をすることができる。

また、各配備体制については、気象状況、被害発生状況、応急復旧作業の進捗状況等に応じて弾力的に運用できる。

5 職員の招集

- (1) 各班長及び支部長は、常に所属職員の配備体制に応じた招集区分や連絡先等を付した名簿を整備し、動員班長に報告すること。
- (2) 勤務時間内の動員は、動員班長がその旨（第〇非常配備）を庁内ＬＡＮや庁内放送を用いて周知するとともに、当該各班長及び支部長に連絡すること。
- (3) 勤務時間外の招集について
 - ① 市役所当直者（消防本部当直者、宿直業務委託業者）は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、危機管理部長に報告し、その指示を受けること。
 - ② 職員招集のための通知は、電話やメールによる自動配信（職員メール等）など、最も速やかな方法によること。
 - ③ 各班長は、常に所属職員の非常招集計画を実情に即した方法で定めておくこと。
 - ④ 非常招集の通知を受けた者は、速やかに参集し、所属班長に参着した旨を報告すること。
 - ⑤ 病気等、やむを得ない理由により招集に応じられないときは、その旨を適宜の方法をもつて所属班長に届け出ること。
 - ⑥ 招集を完了したときは、各班長は、下令員数、参着員数を動員班長に報告すること。

6 招集職員の心得

- (1) 招集が予想される職員は、テレビやラジオ等の視聴、班長や支部長への適宜な方法による連絡等によって、自ら参集に必要な情報の取得に努めること。
- (2) 非常招集の命令を受けた職員は、直ちに参集すること。
- (3) 非常招集時には自分の食糧、飲料水、着替え等を持参すること。
- (4) 参集途上では市内の被害状況の把握に努め、参着後所属班長に報告すること。
- (5) 交通の途絶等により所属部署への参集が不可能な場合は、最寄りの地区市民センター、その他の最寄りの市機関（市立学校を含む。）の順位により参集すること。
- (6) 災害により家族が死亡又は傷害を受けた場合は、必要な措置を講じた後に参集すること。

7 非常配備時における注意事項

- (1) 各班は、災害対策本部室に隣接する災害対策要員待機室（502 ミーティングルーム）に情報整理担当者を待機し、本部内の情報の共有を図ること。
- (2) 各班は、職員の活動環境を確保するため、初動期から配備要員の交代を計画すること。
- (3) 活動に必要となる資機材は、予め各班で検討し用意すること。

8 職員の健康管理

各部は、所属職員の健康と安全を確保するため、勤務時間等を管理し、適宜、職員の交代を行うとともに、適切に休息等を取れるよう配慮する。
また、災害対応が長期化等する場合は、備蓄食糧等を職員に配布することができる。

鈴鹿市災害対策本部運営
マニュアル
(災害対策本部運営要領)

【第2章 風水害等対策編】

第1 配備体制

1 配備の種類

(1) 警戒体制-第2非常配備（災害対策本部）

① 大雪体制の基準

ア 市内に大雪警報が発表されたとき。

② 初動体制の基準

ア 市内に大雨警報又は洪水警報が発表されたとき。

③ 本体制の基準

ア 市内に大雨警報、洪水警報、大雪警報が発表され、被害の発生が予想されるとき。

イ 市内に暴風、暴風雪、高潮警報のいずれかが発表されたとき。

ウ その他異常な自然現象又は人為的原因による災害が発生又は予想されるときに、市長が必要と認めたとき。

【警戒体制-本部】（大雪体制）

従事者の範囲					
部名	部長・副部長	班名	班長・副班長	班員	合計
	危機管理部長	危機管理班		4	5
総務管理部	1	総務班	1	2	8
		動員班		2	
		管財班		2	
避難所対策部	2	救助施設班	1	2	7
		学校管理班	1	1	
福祉医療対策部	1	福祉班	1	1	3
産業物資対策部	1	産業物資班	1	1	3
土木対策部	1	建設班	1	10	12
建築対策部	1	営繕班	1	1	3
上下水道対策部	1	水道工務班	1	1	5
		下水道工務班	1	1	
消防対策部	1	消防統制班	1	1	8
		消防活動班	1	4	
合計	10		11	33	54

※ 大雪体制は、大雪による市施設の被害情報の収集と応急対策を想定

【警戒体制-支部】

支部名	勤務時間内	勤務時間外
全支部	地区市民センター職員全員	支部員の内1名～2名

※ 支部長が支部派遣者とは別に増員又は交代配備を必要とする場合は、本部に要請する。

【警戒体制-本部】(初動体制・本体制)

従事者の範囲								
部名	部長・副部長	班名	初動体制			本体制		
			班長・副班長	班員	合計	班長・副班長	班員	合計
	危機管理部長	危機管理班	1	10	12	1	10	12
総務管理部	1	総務班	2	8	15	2	8	16
		動員班		2			3	
		管財班		2			2	
		財務会計班						
避難所対策部	2	救助施設班	2	6	32	2	6	32
		学校管理班	1	1		1	1	
		避難所派遣職員		20			20	
福祉医療対策部	1	福祉班	1	3	5	1	5	7
		医療班						
		調査班						
環境対策部	1	衛生清掃班	1	1	3	1	8	10
産業物資対策部	1	産業物資班	1	2	4	1	3	5
土木対策部	1	建設班	1	10	12	2	20	23
建築対策部	1	営繕班	1	1	3	1	3	5
上下水道対策部	1	水道工務班	1	2	7	1	2	9
		下水道工務班	1	2		1	4	
消防対策部	1	消防統制班	1	3	16	1	6	26
		消防活動班	1	10		1	17	
合計	11		15	83	109	16	118	145

※ 暴風雪警報に伴う本体制時の避難所対策部の避難所派遣職員は、職員メールによる招集は行わず、避難所の開設判断に応じて救助施設班が30人以内の範囲で招集することとする。

【警戒体制-支部】

支部名	勤務時間内	勤務時間外
全支部	地区市民センター職員全員	初動体制：支部員の内1名～2名 ↓ 本体制：支部員の内2名

※ 支部長が支部派遣者とは別に増員又は交代配備を必要とする場合は、本部に要請する。

(2) 警戒体制－第3非常配備（災害対策本部）

① 市長が第2非常配備の拡充を必要と認めたとき。

【警戒体制-本部】

従事者の範囲					
部名	部長・副部長	班名	班長・副班長	班員	合計
総務管理部	危機管理部長 2	危機管理班	1	10	12
		総務班	2	10	27
		動員班	1	4	
		管財班	1	3	
		財務会計班	1	3	
避難所対策部	救助施設班 2	救助施設班	2	12	62
		学校管理班	1	5	
		避難所派遣職員		40	
福祉医療対策部	福祉班 1	福祉班	1	10	25
		医療班			
		調査班	1	12	
環境対策部	1	衛生清掃班	1	8	10
産業物資対策部	1	産業物資班	2	10	13
土木対策部	1	建設班	3	40	44
建築対策部	1	営繕班	1	8	10
上下水道対策部	給水班 1	給水班	1	3	20
		水道工務班	1	5	
		下水道工務班	1	8	
消防対策部	消防統制班 2	消防統制班	2	14	70
		消防活動班	2	50	
合計	13		25	255	293

【警戒体制-支部】

支部名	勤務時間内	勤務時間外
全支部	地区市民センター職員全員	第2非常配備従事者に加え、支部長が指名する者

※ 配備内容に関して、部内で調整ができない場合は、各部長が本部会議において要請できる。

※ 支部長が支部派遣者とは別に増員又は交代配備を必要とする場合は、本部に要請する。

(3) 非常体制－第4非常配備（災害対策本部）

次の場合は、市職員全員とする。

- ① 広範囲に災害が発生又は予想されるときに、市長が必要と認めたとき

第2 各班の作業要領

1 各班の作業要領について

各班の作業要領は、各項目について、下表のとおり記載する。

項目	記載内容											
1 タイムライン	<p>○所掌する業務を、それぞれ時系列で示したもの</p> <p>・所掌事務…所掌する業務を記載</p> <p>○担当業務…所掌する業務を、それぞれ具体的に記載</p> <p>○業務期間…業務の開始及び終了に関する、概ねの時期を記載</p> <p>○発災直後（時間）、応急期【1週間】…時系列に業務量・人員不足の目安を表示</p> <p>※ 業務量・人員不足の目安については、下表のとおり3種類で表示</p>											
	<table border="1"><thead><tr><th>着色の種類</th><th>黒</th><th>濃い灰色</th><th>薄い灰色</th></tr></thead><tbody><tr><td>業務量・ 人員不足の 目安</td><td>業務量が非常に多く、明らかに人員不足が見込まれる。</td><td>業務量が多いが、各対策部内での人員確保が可能</td><td>業務量が比較的低く、各班内での人員確保が可能</td></tr></tbody></table>				着色の種類	黒	濃い灰色	薄い灰色	業務量・ 人員不足の 目安	業務量が非常に多く、明らかに人員不足が見込まれる。	業務量が多いが、各対策部内での人員確保が可能	業務量が比較的低く、各班内での人員確保が可能
着色の種類	黒	濃い灰色	薄い灰色									
業務量・ 人員不足の 目安	業務量が非常に多く、明らかに人員不足が見込まれる。	業務量が多いが、各対策部内での人員確保が可能	業務量が比較的低く、各班内での人員確保が可能									
2 タイムラインの詳細	<p>○「1 タイムライン」のそれぞれの業務について具体的に記載</p>											
3 関連する防災協定、関係機関・関係班	<p>○業務を実施する上で、関連する防災協定、関係機関・関係班について記載</p>											
4 関連する防災協定、関係機関・関係班の詳細と連携	<p>○関連する防災協定、関係機関・関係班について具体的に記載</p>											
5 対策班で策定したマニュアル等	<p>○所掌業務について作成したマニュアル、手順書、参考資料等を記載</p>											
6 特記事項	<p>○特記事項を記載</p>											

なお、「5 対策班で策定したマニュアル等」に記載したマニュアル、手順書、参考資料等については、
【第4章 参考資料】に、対策部・班ごとに添付する。

2 各班の作業要領

No. 01 危機管理班

(所属) 防災危機管理課

1 タイムライン

No	所掌事務	No	担当業務	業務期間		発災直後(時間)			応急期【1週間】(日)						
				開始目安 (日)	完了目安 (日)	3	6	12	1	2	3	4	5	6	7
1	災害対策本部の運営	1	本部の設置・廃止	1	2										
		2	本部会議の運営	1	2										
		3	意思決定支援	1	2										
		4	各部各班への助言	1	2										
2	避難情報の発信	1	緊急速報メール	1	2										
		2	防災スピーカー	1	2										
3	関係機関等との連絡調整			1	2										
4	防災行政無線局の管理運営			1	2										
5	気象予警報等の收受			1	2										
6	災害記録			1	7										

2 タイムラインの詳細

1	1	○災害対策本部の運営													
	2	・災害対策本部設置に係る準備、各関係機関への連絡、県システム等の入力（廃止も同様）													
	3	・災害対策本部会議の運営、進行													
	4	・避難情報等の本部長の意思決定に必要な資料、情報収集													
2	1	○避難情報の発信													
	2	・緊急速報メールの文章等の内容を確認し速やかに配信													
3	1	○関係機関等の連絡調整													
4	1	・関係機関・団体等からの情報取得・共有、連絡調整													
5	1	○防災行政無線局の管理運営													
6	1	・情報伝達手段の一つである防災行政無線に管理運営													
3	1	○気象予警報の收受													
5	1	・気象庁が発表する、気象予報・警報の收受及び、河川管理者が発表する水位情報等の取得													
6	1	○災害記録													
		・災害対策業務に関する資料を保管し、災害対応終了後、記録（速報値：対策本部廃止翌日 確定値：7日目）													

3 関連する防災協定、関係機関・関係班

No(上表)	防災協定、関係機関・関係班	No(上表)	防災協定、関係機関・関係班

4 関連する防災協定、関係機関・関係班の詳細と連携

防災協定、関係機関・関係班	詳細と連携

5 対策部・対策班で策定したマニュアル等

マニュアル名	内容
鈴鹿市避難情報の判断・伝達マニュアル	避難情報を発信するための基準

6 特記事項

- (1) 大規模な被害が発生した場合には、【第3章 地震・津波対策編】マニュアルに移行する。

2 各班の作業要領

No. 02 総務管理部 総務班

(所属) 交通防犯課（交通安全・防犯G）、総合政策課、情報政策課、秘書課、総務課、男女共同参画課、市民対話課、戸籍住民課（管理・個人番号G）、議事課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局

1 タイムライン

No	所掌事務	No	担当業務	業務期間		発災直後(時間)		応急期【1週間】(日)							
				開始目安(日)	完了目安(日)	3	6	12	1	2	3	4	5	6	7
1	被害状況の収集及び報告	1	コールセンターの設置・運営	1	2										
		2	被害情報速報（県）	1	2										
		3	庁内への情報共有	1	2										
2	災害情報の発信	1	避難情報の発信	1	2										
		2	メディアへの対応	1	2										
3	各課所管の災害対策業務	1	市長等の秘書業務	1	2										
		2	庁内 LAN の復旧	1	7										

2 タイムラインの詳細

1	1	○被害状況の収集及び報告 <ul style="list-style-type: none"> 502会議室にコールセンターを設置 コールセンターにて情報収集。また、各支部の被災情報等についても集約を実施 コールセンターに寄せられる情報を情報収集カードに記載し、対応が必要な情報については、各班へ対応依頼 被害の状況を三重県防災情報システムに入力 収集した情報をグループウェア及びWebGISに入力し、情報共有
	2	
	3	
2	1	○災害情報の発信 <ul style="list-style-type: none"> ケーブルテレビ、ウェブサイト、鈴鹿市災害メール、SNS、Yahoo!防災速報アプリ等の媒体にて、避難情報を発信 放送・情報発信に関する防災協定を活用し情報発信 メディアへの情報提供
	2	
3	1	○各課所管の災害対策業務 <ul style="list-style-type: none"> 市長の秘書業務（秘書課）、庁内 LAN の復旧（情報政策課）
	2	

3 関連する防災協定、関係機関・関係班

No(上表)	防災協定、関係機関・関係班	No(上表)	防災協定、関係機関・関係班
1-1	財務会計班（人員要請）	2-1	CNS、鈴鹿メディアパーク、日本無線、ヤフー
1-1、1-2	各班、警察、自衛隊、三重県鈴鹿地域防災総合事務所	2-2	市政記者クラブ、各テレビ局、各ラジオ局、各新聞社等

4 関連する防災協定、関係機関・関係班の詳細と連携

防災協定、関係機関・関係班	詳細と連携
財務会計班	コールセンターの設置・運営の協力について、財務会計班に人員要請
災害時の放送に関する協定	CNSデータ放送による災害情報・避難情報の放送
災害に係る情報発信等に関する協定	FM放送による災害情報の割り込み配信
災害に係る情報発信等に関する協定等	市ウェブサイトのアクセス負担軽減、Yahoo!防災速報「自治体からの緊急情報」

5 対策部・対策班で策定したマニュアル等

マニュアル名	内容
コールセンターマニュアル	災害時の市民からの問い合わせ等の対応マニュアル

6 特記事項

- 大規模な被害が発生した場合には、【第3章 地震・津波対策編】マニュアルに移行する。
- 財務会計班は風水害時に総務班の業務を所掌する。ただし、災害救助法が適用される場合はこの限りでない。

2 各班の作業要領

No. 03 総務管理部 総務班 (支部)

(所属) 地域協働課 (総務G (神戸担当)、各地区市民センター、支部派遣者

1 タイムライン

No	所掌事務	No	担当業務	業務期間		発災直後(時間)		応急期【1週間】(日)							
				開始目安(日)	完了目安(日)	3	6	12	1	2	3	4	5	6	7
1	支部の開設・運営	1	支部の被害調査	1	2										
		2	支部の開設	1	2										
		3	地域の情報収集	1	2										
2	避難所の開設・運営	1	避難所開設	1	2										
		2	避難者数の把握	1	2										
		3	避難者への対応	1	2										

※No.2については、白子、一ノ宮地区市民センターを除く

2 タイムラインの詳細

1	1	○支部の開設・運営 ・施設の被害及び施設周辺の被害を確認 ・支部を開設し、開設した旨を動員班に報告 ・地域の被害状況の把握及び緊急要請を情報収集カードに記載しコールセンターに報告
	2	
	3	
2	1	○避難所の開設・運営 ・避難所として公民館を開設し、避難者の受入
	2	・最初の避難者が来た時点で避難者名簿を作成するとともに、避難者数（世帯数、男女別人数）を救助施設班に報告し、その後は避難者数に増減があればその都度報告 ※避難者が10名を超える場合は、毎時30分の定時報告に切り替え
	3	・避難者の住環境へ配慮

3 関連する防災協定、関係機関・関係班

No(上表)	防災協定、関係機関・関係班	No(上表)	防災協定、関係機関・関係班
1-2	動員班	3-1、3-2	救助施設班
1-2、1-3	総務班（コールセンター）		

4 関連する防災協定、関係機関・関係班の詳細と連携

防災協定、関係機関・関係班	詳細と連携

5 対策部・対策班で策定したマニュアル等

マニュアル名	内容

6 特記事項

大規模な被害が発生した場合には、【第3章 地震・津波対策編】マニュアルに移行する。

(ただし、「1 タイムライン」のうち、「2-1、2、3 避難所の開設・運営」を除く。)

2 各班の作業要領

No. 04 総務管理部 勤員班

(所属) 人事課

1 タイムライン

No	所掌事務	No	担当業務	業務期間		発災直後(時間)			応急期【1週間】(日)						
				開始目安(日)	完了目安(日)	3	6	12	1	2	3	4	5	6	7
1	職員の把握	1	職員数の把握、人員の確保	1	2										
2	職員の動員	1	不足人員の把握、人員の調整	1	2										
3	職員の健康管理	1	職員のローテーション、健康相談	1	2										
4	職員の給与等	1	時間外勤務手当等	3	3										

2 タイムラインの詳細

1	○職員数の把握 <ul style="list-style-type: none"> 各班（支部含む）の配備人数を把握 未開設の支部に対し、支部長等へ開設指示（時間外時に限る）
2	○職員の動員 <ul style="list-style-type: none"> 各班と人員を調整し、職員不足の班に対応
3	○職員の健康管理 <ul style="list-style-type: none"> 職員の健康に配慮し、各班に職員のローテーション等を助言
4	○職員の給与等 <ul style="list-style-type: none"> 時間外勤務手当について周知

3 関連する防災協定、関係機関・関係班

No(上表)	防災協定、関係機関・関係班	No(上表)	防災協定、関係機関・関係班
2-1、3-1	総務班（コールセンター） 各班		

4 関連する防災協定、関係機関・関係班の詳細と連携

防災協定、関係機関・関係班	詳細と連携

5 対策部・対策班で策定したマニュアル等

マニュアル名	内容

6 特記事項

(1) 大規模な被害が発生した場合には、【第3章 地震・津波対策編】マニュアルに移行する。

2 各班の作業要領

No. 05 総務管理部 管財班

(所属) 管財課

1 タイムライン

No	所掌事務	No	担当業務	業務期間		発災直後(時間)		応急期【1週間】(日)							
				開始目安(日)	完了目安(日)	3	6	12	1	2	3	4	5	6	7
1	庁舎施設の維持管理等	1	本庁舎の維持管理・応急復旧	1	2										
2	公用車の管理等	1	車両の確保・手配	1	2										

2 タイムラインの詳細

1	1	○本庁舎の維持管理・応急復旧 ・本庁舎の応急復旧及び維持管理
2	1	○車両の確保・手配 ・集中管理車両の使用に関する各班との調整及び維持管理

3 関連する防災協定、関係機関・関係班

No(上表)	防災協定、関係機関・関係班	No(上表)	防災協定、関係機関・関係班

4 関連する防災協定、関係機関・関係班の詳細と連携

防災協定、関係機関・関係班	詳細と連携

5 対策部・対策班で策定したマニュアル等

マニュアル名	内容

6 特記事項

(1) 大規模な被害が発生した場合には、【第3章 地震・津波対策編】マニュアルに移行する。

2 各班の作業要領

No. 06 総務管理部 財務会計班

(所属) 財政課、会計課

1 タイムライン

No	所掌事務	No	担当業務	業務期間		発災直後(時間)		応急期【1週間】(日)					
				開始目安(日)	完了目安(日)	3	6	12	1	2	3	4	5
1	総務班の協力	1	人員派遣	1	2								

2 タイムラインの詳細

1	1	○人員派遣 ・総務班が行うコールセンターの設置・運営への協力
---	---	-----------------------------------

3 関連する防災協定、関係機関・関係班

No(上表)	防災協定、関係機関・関係班	No(上表)	防災協定、関係機関・関係班
1-1	総務班 (人員派遣)		

4 関連する防災協定、関係機関・関係班の詳細と連携

防災協定、関係機関・関係班	詳細と連携
総務班	コールセンターの設置・運営への協力について、総務班に人員派遣

5 対策部・対策班で策定したマニュアル等

マニュアル名	内容

6 特記事項

- (1) 風水害等の非常配備時は、総務班（コールセンター）業務に従事する。
- (2) 大規模な被害が発生した場合には、【第3章 地震・津波対策編】マニュアルに移行する。

2 各班の作業要領

No. 07 避難所対策部 救助施設班

(所属) 地域協働課(神戸担当の職員を除く。)、人権政策課、戸籍住民課(証明窓口G、届出窓口G)、文化振興課、文化財課、スポーツ課、図書館

1 タイムライン

No	所掌事務	No	担当業務	業務期間		発災直後(時間)			応急期【1週間】(日)						
				開始目安(日)	完了目安(日)	3	6	12	1	2	3	4	5	6	7
1	避難所(福祉避難所を除く)の開設及び管理運営	1	避難所の開設	1	2										
		2	避難者数の管理	1	2										
		3	避難所派遣職員の交代等の管理、後方支援	1	2										
		4	不足物資(毛布等)の取りまとめ・調達要請	1	2										
		5	避難所の閉鎖	1	2										

2 タイムラインの詳細

1	○避難所の開設 ・気象警報(大雨、洪水、暴風、暴風雪、高潮)発表後、地域協働課へ参集 ・開設用品(リュック、防災無線、停電用ポータブル蓄電池、避難所・防災倉庫・公用車の鍵、感染症対策グリーンボックス)を避難所派遣職員に渡し、本館1階北口で産業物資班が用意した避難者用毛布(各避難所10枚)を公用車に積込み、避難所へ向かうよう指示 ・自主避難所27箇所のうち単独公民館2箇所(一ノ宮、愛宕)、小学校体育館4箇所(長太、箕田、白子、鼓ヶ浦)を気象警報発表時に開設 ・追加の開設避難所(椿、庄内の各小学校体育館)については、気象警報(大雨、洪水)発表時に最寄りの地区市民センターで待機し、警戒レベル4の発令時に開設。椋川が警戒レベル3になった場合は、避難所を1箇所(小田町公民館)、鈴鹿川または安楽川が警戒レベル3になった場合は、避難所を3箇所(小田町公民館、小田町野会館、加佐登小学校)追加開設する。災害状況により、さらに避難所を追加開設 ・避難所開設の旨を災害対策本部で報告
1	○避難者数の管理 ・避難所からの報告による避難者数の集計、避難者数を災害対策本部で報告
2	○避難所派遣職員の派遣交代等の管理、後方支援 ・避難所派遣職員を開設避難所に原則2名派遣し、12時間を目安に交代できるよう交代職員の手配 ・災害状況により、さらに避難所の追加開設が必要な場合は、避難所派遣職員を追加動員 ・河川氾濫等の浸水により校舎2階以上に垂直避難が必要な場合は、校舎スペアキーにより校舎を開放 ・避難所からの避難者の重要な情報(体調不良、トラブル等)への対応支援 ※ 避難所で体調不良者が発生した場合は、医療班に連絡し、保健師・看護師職員を避難所へ派遣要請
3	○不足物資(毛布等)の取りまとめ・調達要請 ・避難者の増加による毛布の追加は、産業物資班に要請
4	○避難所の閉鎖 ・気象警報が解除され、避難者が全て帰宅後に閉鎖 ・避難所派遣職員から開設用品を受け取り

3 関連する防災協定、関係機関・関係班

No(上表)	防災協定、関係機関・関係班	No(上表)	防災協定、関係機関・関係班
1-1	学校管理班	1-4	産業物資班(毛布等の不足物資の調達)
1-2	支部		

4 関連する防災協定、関係機関・関係班の詳細と連携

防災協定、関係機関・関係班	詳細と連携

5 対策部・対策班で策定したマニュアル等

マニュアル名	内容
避難所派遣職員研修資料	避難所での対応を示した資料

6 特記事項

(1) 大規模な被害が発生した場合には、【第3章 地震・津波対策編】マニュアルに移行する。

2 各班の作業要領

No. 08 避難所対策部 救助施設班（避難所派遣職員）

(所属) 各課

1 タイムライン

No	所掌事務	No	担当業務	業務期間		発災直後(時間)			応急期【1週間】(日)						
				開始目安(日)	完了目安(日)	3	6	12	1	2	3	4	5	6	7
1	避難所（福祉避難所を除く）の開設及び管理運営	1	避難所の開設	1	2										
		2	避難者名簿の作成・避難者数の定時報告	1	2										
		3	避難所・避難者の管理	1	2										
		4	不足物資（毛布等）の報告・受入れ	1	2										
		5	避難所の閉鎖	1	2										

2 タイムラインの詳細

1	○避難所の開設 ・気象警報（大雨、洪水、暴風、暴風雪、高潮）発表後、地域協働課へ参集 ・開設用品（リュック、防災無線、停電用ポータブル蓄電池、避難所・防災倉庫・公用車の鍵、感染症対策グリーンボックス）を受け取り、本館1階北口で産業物資班が用意した避難者用毛布（各避難所10枚）を公用車に積込み、出発 ・自主避難所27箇所のうち単独公民館2箇所（一ノ宮、愛宕）、小学校体育館4箇所（長太、箕田、白子、鼓ヶ浦）を気象警報発表時に開設 ・追加の開設避難所（椿、庄内の各小学校体育館）については、気象警報（大雨、洪水）発表時に最寄りの地区市民センターで待機し、警戒レベル4の発令時に開設。椋川が警戒レベル3になった場合は、避難所を1箇所（小田町公民館）、鈴鹿川または安楽川が警戒レベル3になった場合は、避難所を3箇所（小田町公民館、小田町野会館、加佐登小学校）追加開設する。災害状況により、さらに避難所を追加開設 ※避難所派遣職員は原則2名派遣され、12時間交代を目安とし、交代職員に業務、避難所の鍵等を引継ぐ
1	○避難者名簿の作成・避難者数の報告 ・最初の避難者が来た時点で避難者名簿を作成するとともに、避難者数（世帯数、男女別人数）を救助施設班に報告し、その後は避難者数に増減があればその都度報告 ※避難者数が10名を超える場合は、毎時30分の定時報告に切り替え
3	○避難所・避難者の管理 ・停電時は停電用ポータブル蓄電池、防災備蓄倉庫のガソリン発電機、ガソリン缶、非常用照明で対応 ・防災備蓄倉庫のカンパン、えいようかん、毛布、給水袋、紙コップ、非常用トイレは使用不可 ・避難者の検温、体調確認を行い、体調不良者は、専用スペース（畳マット、ベット等を設置）に案内 ・避難者の重要な情報（体調不良、トラブル等）は適宜、救助施設班へ報告し指示を仰ぐ ・河川氾濫等の浸水により校舎2階以上に垂直避難が必要な場合等は、校舎スペアキーにより校舎を開放
4	○不足物資（毛布等）の報告・受入れ ・避難者の増加による毛布の追加は、救助施設班に連絡（産業物資班が配達）
5	○避難所の閉鎖 ・気象警報が解除され、避難者が全て帰宅後に閉鎖 ・毛布を回収し、本館1階保健室に返却、開設用品は地域協働課へ返却

3 関連する防災協定、関係機関・関係班

No(上表)	防災協定、関係機関・関係班	No(上表)	防災協定、関係機関・関係班
1-4	産業物資班（毛布等の不足物資の調達）	2-8	総務班（支部）（避難所の開設運営）

4 関連する防災協定、関係機関・関係班の詳細と連携

防災協定、関係機関・関係班	詳細と連携

5 対策部・対策班で策定したマニュアル等

マニュアル名	内容
避難所派遣職員研修資料	避難所での対応を示した資料

6 特記事項

(1) 大規模な被害が発生した場合には、【第3章 地震・津波対策編】マニュアルに移行する。

2 各班の作業要領

No. 09 避難所対策部 学校管理班

(所属) 教育総務課、教育政策課、学校教育課、教育指導課、教育支援課、小中学校職員

1 タイムライン

No	所掌事務	No	担当業務	業務期間		発災直後(時間)			応急期【1週間】(日)						
				開始目安(日)	完了目安(日)	3	6	12	1	2	3	4	5	6	7
1	学校施設の災害対策	1	休校・下校措置	1	2										
		2	学校施設の被害調査・応急保全	1	2										
2	学校施設による避難所の供用	1	避難所の供用	1	2										

2 タイムラインの詳細

1	○休校・下校措置 <ul style="list-style-type: none"> ・学校長は休校・下校措置の決定を教育指導課へ報告し、学校職員は保護者へ連絡
1	○学校施設の被害調査・応急保全 <ul style="list-style-type: none"> ・気象警報（大雨、洪水、高潮のいずれか）発表時において、学校施設の被害状況等により特別に学校長及び教頭の参集が必要な場合は携帯電話に連絡 ・暴風警報又は暴風雪警報の発表時は、特別に学校長及び教頭の参集が必要な場合は携帯電話に連絡 ・雨漏り、窓ガラスの割れ等の学校施設の被害調査と応急保全を実施し、被害状況を教育政策課へ報告 ・児童生徒、職員、施設利用者の負傷、行方不明、死亡等の人的被害の情報を学校教育課へ報告 ・その他、特に連絡すべき事項があれば、学校教育課へ報告
2	○避難所の供用 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所開設時は、避難所派遣職員（避難所担当）が派遣され、体育館スペアキーにより入口を開錠し、避難者を受入れ ・避難所派遣職員は、避難者用毛布を持参し、避難者に配布 ・気象警報（大雨、洪水、暴風、高潮のいずれか）発表時は、自主避難所 27 箇所のうちの小学校体育館 4 箇所（長太、箕田、白子、鼓ヶ浦）を開設し、避難者を受入れ・警戒レベル 4 発令時は、小学校体育館 2 箇所（椿、庄内）を追加開設し、避難者を受入れ ・更に被害や避難対象地域の拡大のおそれがある時は、避難対象地域周辺の避難所（小学校体育館）を段階的に追加開設 ・開設していない避難所には避難所派遣職員が派遣されないため、避難者の受入れは原則不可 ・河川氾濫や高潮で体育館が浸水のおそれがある時は、校舎 2 階以上を開放し、避難者の垂直避難を誘導・支援 ・開設した体育館にトイレ（和式のみも含む）がない場合は、校舎内のトイレ（洋式）を案内 ・避難所での検温、体調確認の結果、体調不良者が発生した場合は、校舎内の所定の専用スペースを開放 ・大雨、洪水、暴風、高潮のすべての気象警報の解除かつ避難者全員帰宅後に、避難所派遣職員が避難所を閉鎖・施錠

3 関連する防災協定、関係機関・関係班

No(上表)	防災協定、関係機関・関係班	No(上表)	防災協定、関係機関・関係班
2-1	救助施設班（避難所の開設・管理運営・閉鎖）		

4 関連する防災協定、関係機関・関係班の詳細と連携

防災協定、関係機関・関係班	詳細と連携

5 対策部・対策班で策定したマニュアル等

マニュアル名	内容

6 特記事項

- (1) 大規模な被害が発生した場合には、【第3章 地震・津波対策編】マニュアルに移行する。

2 各班の作業要領

No. 10 福祉医療対策部 福祉班

(所属) こども政策課、こども育成課、こども家庭支援課、健康福祉政策課、保護課、長寿社会課、障がい福祉課、保険年金課、福祉医療課

1 タイムライン

No	所掌事務	No	担当業務	業務期間		発災直後		応急期 【1週間】 (日)							
				開始 目安 (日)	完了 目安 (日)	3	6	12	1	2	3	4	5	6	7
1	災害時要援護者等 の支援に係る業務	1	要配慮者利用施設への 避難情報の伝達	1	2										
		2	要配慮者利用施設の 被害状況の収集等	1	2										
2	コールセンター対応			1	2										

2 タイムラインの詳細

1	1	○要配慮者利用施設への避難情報の伝達 ・河川の浸水や土砂災害の危険性がある要配慮者利用施設に対して、FAX 等を用いて避難情報の伝達
	2	○要配慮者利用施設等の被害状況の収集等
2	○コールセンター対応	

3 関連する防災協定、関係機関・関係班

No(上表)	防災協定、関係機関・関係班
1-1、1-2	福祉避難所設置・運営に関する協定（二次避難所に関する協定）（鈴鹿グリーンホーム、他 24 団体）
2	医療班

4 関連する防災協定、関係機関・関係班の詳細と連携

防災協定、関係機関・関係班	詳細と連携
福祉避難所設置・運営に 関する協定 (二次避難所に関する協定)	鈴鹿グリーンホーム、ルーエハイム、鈴鹿聖十字の家、くすのき園、かなしようず園、伊勢マ リンホーム、ひまわり苑、アルテハイム鈴鹿、鈴の丘、パークヒルズ高塚、ひまわり、桜の森 白子ホーム、鈴鹿香寿苑、南山、八野生活介護センター、しらさぎ園、和順寮、和順学園、ベ ルホーム、ステップワークすずのね、エブリー、鈴鹿けやき苑、鈴鹿生活介護センター、すず かぜ、鈴鹿厚生病院、鈴鹿里山学院

5 対策部・対策班で策定したマニュアル等

マニュアル名	内容

6 特記事項

(1) 大規模な被害が発生した場合には、【第3章 地震・津波対策編】マニュアルに移行する。

2 各班の作業要領

No. 11 福祉医療対策部 医療班

(所属) こども保健課、地域医療推進課

1 タイムライン

No	所掌事務	No	担当業務	業務期間		発災直後(時間)			応急期【1週間】(日)				
				開始目安(日)	完了目安(日)	3	6	12	1	2	3	4	5
1	コールセンター対応	1	コールセンター対応	1	2								
2	収容避難所の環境整備 と避難者の健康管理	1	収容避難所の環境整備	1	2								
		2	収容避難所での巡回検 診・健康相談										

2 タイムラインの詳細

1	1	○コールセンター対応 ・福祉班と連携して、コールセンターの対応を実施 ・在宅医療患者の停電対策等、コールセンターに寄せられた医療班関連の業務を実施
2	1	○収容避難所の環境整備 ・収容避難所を巡回し、感染症の予防等、環境整備に関する業務の実施
	2	○収容避難所での巡回検診・健康相談 ・収容避難所を巡回し、避難者の検診や健康相談の実施

3 関連する防災協定、関係機関・関係班

No(上表)	防災協定、関係機関・関係班
1-1	福祉班
2-1、2-2	救助施設班・学校管理班

4 関連する防災協定、関係機関・関係班の詳細と連携

防災協定、関係機関・関係班	詳細と連携
福祉班・救助施設班・学校管理班	福祉班と連携して、コールセンターの対応を実施 避難所における、避難者の健康相談等の実施や、避難所の環境整備

5 対策部・対策班で策定したマニュアル等

マニュアル名	内容

6 特記事項

- (1) 大規模な被害が発生した場合には、【第3章 地震・津波対策編】マニュアルに移行する。
ただし、「1 タイムライン」のうち、「1-2 救護所の開設・運営」については、被害状況に応じて、必要な救護所を開設するものとする。)

2 各班の作業要領

No. 12 福祉医療対策部 調査班

(所属) 納税課、市民税課、資産税課

1 タイムライン

No	所掌事務	No	担当業務	業務期間		発災直後(時間)			応急期【1週間】(日)				
				開始目安(日)	完了目安(日)	3	6	12	1	2	3	4	5
1	罹災家屋の調査・罹災証明の発行	1	罹災家屋の調査	2	7								
		2	罹災証明書の発行	2	15								
		3	被害報告書等の整理・共有	2	15								

2 タイムラインの詳細

1	1	○罹災家屋の調査
	2	○罹災証明書の発行
	3	○被害報告書等の整理・共有 ・調査結果を取りまとめ、危機管理班への被害報告

3 関連する防災協定、関係機関・関係班

No(上表)	防災協定、関係機関・関係班
1-3	衛生清掃班（消毒、汲み取り）
1-3	総務班（床下・床上浸水の件数の共有）

4 関連する防災協定、関係機関・関係班の詳細と連携

防災協定、関係機関・関係班	詳細と連携

5 対策部・対策班で策定したマニュアル等

マニュアル名	内容
調査班家屋等調査マニュアル（浸水・一部破損）	家屋調査の作業手順書

6 特記事項

(1) 大規模な被害が発生した場合には、【第3章 地震・津波対策編】マニュアルに移行する。

2 各班の作業要領

No. 13 環境対策部 衛生清掃班

(所属) 環境政策課、廃棄物対策課、開発整備課、環境施設課、クリーンセンター

1 タイムライン

No	所掌事務	No	担当業務	業務期間		発災直後(時間)		応急期【1週間】							
				開始目安(日)	完了目安(日)	3	6	12	1	2	3	4	5	6	7
1	廃棄物の処理に関すること	1	処理施設の運営	1	7										
		2	災害廃棄物の発生量を把握	1	7										
		3	収集運搬	1	7										
2	各課所管の災害対策業務	1	斎苑の運営	1	2										
		2	防疫対策	1	7										
		3	し尿処理	1	7										

2 タイムラインの詳細

1	1	○廃棄物の処理に関すること
	2	・廃棄物処理施設の被害状況を把握。処理施設の運営が困難な場合は「地震・津波編」を準用。
	3	・災害廃棄物の発生量を把握。災害廃棄物が大量に発生することが予測された場合は「地震編・津波編」を準用。
2	1	○各課所管の災害対策業務
	2	・斎苑の被害状況を把握。火葬が困難な場合は「地震編・津波編」を準用。 【主担当：環境政策課】
	3	・浸水被害のあった住宅から殺虫の要望があった場合の対応 【主担当：環境政策課】
・浸水被害でくみ取り式のくみ取りの要望があった場合、汲み取り業者の案内 【主担当：廃棄物対策課】		

3 関連する防災協定、関係機関・関係班

No(上表)	防災協定、関係機関・関係班	No(上表)	防災協定、関係機関・関係班
1-2	総務班	1-3	大栄環境株式会社 (災害廃棄物処理・運搬業者)
1-3	鈴鹿市清掃協同組合 (廃棄物の委託業者)	2-3	鈴鹿市清掃協同組合 (し尿・浄化槽関係の許可業者)

4 関連する防災協定、関係機関・関係班の詳細

防災協定、関係機関・関係班	詳細と連携
	地震編・津波編参照

5 対策部・対策班で策定したマニュアル等

鈴鹿市災害廃棄物処理計画、【参考】三重県災害廃棄物の処理に関する業務手順書（三重県）

6 特記事項

河川の氾濫・決壊等で浸水害被害が大きい場合（おそれがある場合を含む。）は「地震編・津波編」を準用する。

2 各班の作業要領

No. 14 産業物資対策部 産業物資班

(所属) 産業政策課、商業観光政策課、農林水産課、耕地課、農業委員会事務局、
技術監理契約課 (契約G)

1 タイムライン

No	所掌事務	No	担当業務	業務期間		発災直後(時間)		応急期【1週間】(日)							
				開始目安(日)	完了目安(日)	3	6	12	1	2	3	4	5	6	7
1	救助物資の配給	1	毛布の配給	1	2										
		2	その他物資配給	1	2										
2	各課所管の災害対策業務	1	ため池・農業施設調査・被災対策	1	30										
		2	漁港の調査・復旧対策	1	7										

2 タイムラインの詳細

1	1	○毛布の配給 ・救助施設職員が出発する時に毛布を配布。帰庁時に毛布を回収
	2	○その他物資配給 ・その他必要な物資を、収容避難所に配給
2	1	○ため池・農業施設調査・被災対策 ・ため池や農業施設（用水・排水路他）の被害調査の実施及び被害復旧
	2	○漁港の調査・被災対策 ・漁港の被害調査の実施及び被害復旧

3 関連する防災協定、関係機関・関係班

No(上表)	防災協定、関係機関・関係班	No(上表)	防災協定、関係機関・関係班
1-1	救助施設班（毛布の配布）		
2-2	漁業協同組合（漁港の管理）		

4 関連する防災協定、関係機関・関係班の詳細と連携

防災協定、関係機関・関係班	詳細と連携
救助施設班	毛布等の配布や回収についての情報共有

5 対策部・対策班で策定したマニュアル等

マニュアル名	内容
産業物資対策班マニュアル	毛布等の配布・回収マニュアル

6 特記事項

- (1) 大規模な被害が発生した場合には、【第3章 地震・津波対策編】マニュアルに移行する。
(ただし、「1 タイムライン」のうち、「1-1 物資拠点の開設・運営」を除く。)

2 各班の作業要領

No. 15 土木対策部 建設班

(所属) 河川雨水対策課、土木総務課、道路整備課、道路保全課、土木用地課、市街地整備課、交通防犯課（交通施設G）、技術監理契約課（土木技術管理G、建築技術管理G）

1 タイムライン

No	所掌事務	No	担当業務	業務期間		発災直後(時間)			応急期【1週間】(日)						
				開始目安(日)	完了目安(日)	3	6	12	1	2	3	4	5	6	7
1	被害状況の把握	1	道路（アンダーパス、倒木）	1	2										
		2	河川（河川、排水路）	1	2										
		3	公園等	1	2										
2	応急対策	1	道路（アンダーパス、倒木）	1	2										
		2	河川（河川、排水路）	1	2										
		3	公園等	1	2										

2 タイムラインの詳細

1	1	○被害状況の把握：道路（アンダーパス、倒木） ・コールセンターに通報のあった道路冠水や倒木等に対する現地確認及び必要に応じ実施するパトロールによる現地確認
	2	○被害状況の把握：河川（河川、排水路） ・コールセンターに通報のあった河川や排水路等に対する現地確認及び必要に応じ実施するパトロールによる現地確認
	3	○被害状況の把握：公園等 ・コールセンターに通報のあった公園等に対する現地確認
2	1	○応急対策：道路（アンダーパス、倒木） ・被害状況を把握し緊急輸送道路を最優先とした生活道路等の通過交通の確保 ・通過交通に支障を及ぼす箇所の通行禁止措置
	2	○応急対策：河川（河川、排水路） ・被害状況を把握し河川等の被災箇所の応急対策の実施及び浸水被害の防除
	3	○応急対策：公園等 ・被害状況を把握し公園等の被災箇所の応急対策の実施

3 関連する防災協定、関係機関・関係班

No(上表)	防災協定、関係機関・関係班
1-1、2、3、2-1、2、3	営繕班（人員要請）、下水道工務班（人員要請）

4 関連する防災協定、関係機関・関係班の詳細と連携

防災協定、関係機関・関係班	詳細と連携
営繕班	土木施設の被害調査、応急復旧、水害防止等の協力について、営繕班に人員要請
下水道工務班	土木施設の被害調査、応急復旧、水害防止等の協力について、下水道工務班に人員要請

5 対策部・対策班で策定したマニュアル等

マニュアル名	内容

6 特記事項

- (1) 大規模な被害が発生した場合には、【第3章 地震・津波対策編】マニュアルに移行する。
(ただし、「営繕班に人員要請」、「下水道工務班に人員要請」を除く。)

2 各班の作業要領

No. 16 建築対策部 営繕班

(所属) 住宅政策課、公共施設政策課、建築指導課、都市計画課

1 タイムライン

No	所掌事務	No	担当業務	業務期間		発災直後(時間)			応急期【1週間】(日)				
				開始目安(日)	完了目安(日)	3	6	12	1	2	3	4	5
1	建設班の協力	1	人員派遣	1	2								
2	各課所管の災害対策業務	1	公共交通機関の被害調査・運行再開の調整	1	2								
		2	市営住宅の被害調査、応急・災害復旧業務	1	2								
		3	老朽危険建物等の対応	1	2								

2 タイムラインの詳細

1	1	○人員派遣 ・建設班が行う土木施設の被害調査、応急復旧、水害防止等への協力	【主担当：都市計画課】
2	1	○公共交通機関の被害調査・運行再開の調整 ・鉄道、バス等の公共交通機関の被害調査、運行再開の調整支援	【主担当：都市計画課】
	2	○市営住宅の被害調査、応急・災害復旧業務 ・市営住宅の被害調査を実施し、応急復旧工事か災害復旧事業かを判断し復旧対応の実施	【主担当：住宅政策課・公共施設政策課】
	3	○老朽危険建物等の対応 ・維持保全がされてない老朽危険建物等の所有者・管理者への指導・助言等の対応	【主担当：建築指導課・住宅政策課・公共施設政策課】

3 関連する防災協定、関係機関・関係班

No(上表)	防災協定、関係機関・関係班	No(上表)	防災協定、関係機関・関係班
1-1	建設班（人員派遣）		

4 関連する防災協定、関係機関・関係班の詳細と連携

防災協定、関係機関・関係班	詳細と連携
建設班	土木施設の被害調査、応急復旧、水害防止等の協力について、建設班に人員派遣

5 対策部・対策班で策定したマニュアル等

マニュアル名	内容

6 特記事項

- (1) 大規模な被害が発生した場合には、【第3章 地震・津波対策編】マニュアルに移行する。
(ただし、「1 タイムライン」のうち、「1-1 建設班の協力」、「2-3 老朽危険建物等の対応」を除く。)

2 各班の作業要領

No. 17 上下水道対策部 給水班

(所属) 経営企画課、経理課、営業課 (料金G)

1 タイムライン

No	所掌事務	No	担当業務	業務期間		発災直後(時間)			応急期【1週間】(日)						
				開始目安(日)	完了目安(日)	3	6	12	1	2	3	4	5	6	7
1	飲料水及び生活用水の供給	1	給水活動需要及び断水等の実態調査	1	2										
		2	車両の確保	1	2										
2	下水道工務班の協力	1	人員派遣	1	2										

2 タイムラインの詳細

1	1	○給水活動需要及び断水等の実態調査 <ul style="list-style-type: none"> ・水道工務班と連携し、水道施設被害調査により断水地域と復旧見込みを踏まえ、給水計画を作成 ・断水及びにごり水が発生した場合は給水活動が必要と思われる地域の調査・広報・給水活動を実施
	2	○車両の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・応急給水計画に基づき、応急給水活動に必要な車両を確保
2	1	○人員派遣 <ul style="list-style-type: none"> ・下水道工務班が行う下水道、集落排水施設の被害調査、応急復旧等への協力

3 関連する防災協定、関係機関・関係班

No(上表)	防災協定、関係機関・関係班	No(上表)	防災協定、関係機関・関係班
1-1	水道工務班	2-1	下水道工務班 (人員派遣)

4 関連する防災協定、関係機関・関係班の詳細と連携

防災協定、関係機関・関係班	詳細と連携
水道工務班	水道施設被害調査により断水地域及び復旧に向けた情報の共有、広報活動
下水道工務班	下水道、集落排水施設の被害調査、応急復旧等の協力について、下水道工務班に人員派遣

5 対策部・対策班で策定したマニュアル等

マニュアル名	内容
鈴鹿市上下水道局災害時等行動マニュアル (水道編)	

6 特記事項

- (1) 大規模な被害が発生した場合には、【第3章 地震・津波対策編】マニュアルに移行する。
 (ただし、「下水道工務班の協力 (下水道工務班に人員派遣)」を除く。)

2 各班の作業要領

No. 18 上下水道対策部 水道工務班

(所属) 水道工務課、水道施設課、営業課 (給水G、排水設備G)

1 タイムライン

No	所掌事務	No	担当業務	業務期間		発災直後(時間)			応急期【1週間】(日)						
				開始目安(日)	完了目安(日)	3	6	12	1	2	3	4	5	6	7
1	水道施設に関すること	1	水道施設の被害調査	1	2										

2 タイムラインの詳細

1	1	○水道施設の被害調査 <ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の損傷及び機能の確認のため、職員を招集し、被害状況を把握 ・停電が確認できた場合は非常用発電機等で対応
---	---	--

3 関連する防災協定、関係機関・関係班

No(上表)	防災協定、関係機関・関係班
1-1	災害等における水道管路施設の応急復旧工事等に関する協定（鈴鹿管工事協同組合）

4 関連する防災協定、関係機関・関係班の詳細と連携

防災協定、関係機関・関係班	詳細と連携
給水班	断水時の給水活動及びにごり水が発生した時の広報活動

5 対策部・対策班で策定したマニュアル等

マニュアル名	内容
鈴鹿市上下水道局災害時等行動マニュアル（水道編）	

6 特記事項

(1) 大規模な被害が発生した場合には、【第3章 地震・津波対策編】マニュアルに移行する。

2 各班の作業要領

No. 19 上下水道対策部 下水道工務班

(所属) 下水道工務課

1 タイムライン

No	所掌事務	No	担当業務	業務期間		発災直後(時間)			応急期【1週間】(日)						
				開始目安(日)	完了目安(日)	3	6	12	1	2	3	4	5	6	7
1	下水道施設に関すること	1	施設の被害調査	1	2										
		2	下水管路・施設の確認	1	2										
2	集落排水施設に関すること	1	施設の被害調査	1	2										
		2	浄化センター等の施設確認及び運転調整等	1	2										
3	建設班の協力	1	人員派遣	1	2										

2 タイムラインの詳細

1	1	○施設の被害調査 ・南部汚水中継ポンプ場、マンホールポンプ、管路等の施設の被害調査 ・強風等により長期停電が予想される時は、非常用発電機を調達
	2	○下水管路・施設の確認 ・南部汚水中継ポンプ場、マンホールポンプ、管路等の施設の確認 ・市内に停電が確認された場合は非常用発電機の運転やバキューム車を手配
2	1	○施設の被害調査 ・農業集落排水浄化センターや中継ポンプ、管路等の施設の被害調査 ・強風等により長期停電が予想される時は、非常用発電機を調達
	2	○浄化センター等の施設確認及び運転調整等 ・事前に大雨が予測できる場合は予め管理業者と連携して運転方法を調整・検討 ・農業集落排水浄化センターや中継ポンプの警報情報を逐一収集し、汚水処理の運転方法を調整 ・市内に停電が確認できた場合は、農業集落排水浄化センターの運転調整を行うとともに中継ポンプ等にバキューム車の手配の検討等を実施
3	1	○人員派遣 ・建設班が行う土木施設の被害調査、応急復旧、水害防止等への協力

3 関連する防災協定、関係機関・関係班

No(上表)	防災協定、関係機関・関係班	No(上表)	防災協定、関係機関・関係班
1-1、2 2-1、2	給水班 (人員要請)	3-1	建設班 (人員派遣)

4 関連する防災協定、関係機関・関係班の詳細と連携

防災協定、関係機関・関係班	詳細と連携
給水班	下水道、集落排水施設の被害調査、応急復旧等の協力について、給水班に人員要請
建設班	土木施設の被害調査、応急復旧、水害防止等の協力について、建設班に人員派遣

5 対策部・対策班で策定したマニュアル等

マニュアル名	内容
鈴鹿市危機対策マニュアル (下水道施設事故編)	
鈴鹿市下水道 BCP (地震・津波・水害編)	

6 特記事項

- (1) 大規模な被害が発生した場合には、【第3章 地震・津波対策編】マニュアルに移行する。
(ただし、「建設班の協力 (建設班に人員派遣)」及び「給水班に人員要請」を除く。)

2 各班の作業要領

No. 20 消防対策部 (消防統制班、消防活動班)

(所属) 消防総務課、消防課、予防課、情報指令課、中央消防署、南消防署、統括指揮課

1 タイムライン

No	所掌事務	No	担当業務	業務期間		発災直後(時間)			応急期【1週間】(日)						
				開始目安(日)	完了目安(日)	3	6	12	1	2	3	4	5	6	7
1	災害情報に 関すること	1	災害情報の収集	1	2										
		2	消防力の把握	1	1										
2	災害防除活動	1	被災者の救出及び避難 に関すること	1	2										
3	関係機関との 連絡調整	1	消防団との連絡調整	1	2										
		2	他機関への応援要請	1	2										

2 タイムラインの詳細

1	1	○災害情報に関すること ・パトロール等により情報収集活動の実施 ・総務班との情報共有 ・庁舎・車両・装備の点検、燃料・食料等の確保
	2	
2	1	○災害防除活動 ・関係機関と協力し災害防除活動
3	1	○関係機関との連絡調整 ・消防団との連絡調整 ・消防団への災害防除活動の指示
	2	・緊急消防援助隊の派遣要請、三重県内消防本部の派遣要請及び受援準備

3 関連する防災協定、関係機関・関係班

No(上表)	防災協定、関係機関・関係班	No(上表)	防災協定、関係機関・関係班
1-1	消防団、総務班	3-2	三重県、鈴鹿警察署、三重県内消防本部、 緊急消防援助隊
2-1、3-1	消防団、鈴鹿警察署		

4 関連する防災協定、関係機関・関係班の詳細と連携

防災協定、関係機関・関係班	詳細と連携
三重県内消防相互応援協定	三重県内消防本部が相互の消防力を活用して災害による 被害の軽減を図るもの

5 対策部・対策班で策定したマニュアル等

マニュアル名	内容
三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画	大規模災害が発生した場合における、県内応援隊及び緊急 消防援助隊の応援要請及び受援体制の確保に関する手順 書

6 特記事項

(1) 大規模な被害が発生した場合には、【第3章 地震・津波対策編】マニュアルに移行する。

鈴鹿市災害対策本部運営
マニュアル
(災害対策本部運営要領)

【第3章 地震・津波対策編】

第1 配備体制

1 配備の種類

(1) 警戒体制-第2非常配備（災害対策本部）

① 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）体制の基準

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。

② 初動体制の基準

ア 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき。

③ 本体制の基準

ア 市内に震度4又は震度5弱の地震が発生したとき。

イ 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表され、かつ、市長が必要と認めたとき。

ウ 県内（鈴鹿市を除く。）に震度5強以上の地震が発生したとき。

エ 遠地地震によって津波警報が発表されたとき。

オ その他異常な自然現象又は人為的原因による災害が発生した又は予想される状況で、かつ、市長が必要と認めたとき。

【警戒体制-本部】（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）体制）

従事者の範囲					
部名	部長・副部長	班名	班長・副班長	班員	合計
総務管理部	危機管理部長	危機管理班		4	5
	1	総務班	1	1	6
		動員班		2	
		管財班		1	
避難所対策部	2	救助施設班	1	2	6
		学校管理班	1	0	
福祉医療対策部	1	福祉班	1	0	2
環境対策部	1	衛生清掃班	1	0	2
産業物資対策部	1	産業物資班	1	0	2
土木対策部	1	建設班	1	1	3
建築対策部	1	營繕班	1	1	3
上下水道対策部	1	水道工務班	1	0	3
		下水道工務班	1	0	
消防対策部	1	消防統制班	1	1	5
		消防活動班	1	1	
合計	11		12	14	37

※ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）体制は、情報収集、注意喚起等を想定

【警戒体制-支部】

支部名	勤務時間内	勤務時間外
全支部	地区市民センター職員全員	支部員の内1名～2名

※ 支部長が支部派遣者とは別に増員又は交代配備を必要とする場合は、本部に要請する。

【警戒体制-本部】(初動体制・本体制)

従事者の範囲										
部名	部長・副部長	班名	初動体制			本体制				
			班長・副班長	班員	合計	班長・副班長	班員	合計		
	危機管理部長	危機管理班	1	10	12	1	10	12		
総務管理部	1	総務班	2	8	15	2	8	16		
		動員班	2			3				
		管財班	2			2				
		財務会計班								
避難所対策部	2	救助施設班	1	8	43	1	8	43		
		学校管理班	1	1		1	1			
		避難所派遣職員	30			30				
福祉医療対策部	1	福祉班	1	3	5	1	5	7		
		医療班								
		調査班								
環境対策部	1	衛生清掃班	1	1	3	1	8	10		
産業物資対策部	1	産業物資班	1	2	4	1	3	5		
土木対策部	1	建設班	1	10	12	2	20	23		
建築対策部	1	營繕班	1	1	3	1	3	5		
上下水道対策部	1	水道工務班	1	2	7	1	2	9		
		下水道工務班	1	2		1	4			
消防対策部	1	消防統制班	1	3	16	1	6	26		
		消防活動班	1	10		1	17			
合計	11		14	95	120	15	130	156		

【警戒体制-支部】

支部名	勤務時間内	勤務時間外
全支部	地区市民センター職員全員	初動体制：支部員の内1名～2名 ↓ 本体制：支部員の内2名

※ 支部長が、支部派遣者とは別に増員又は交代要員を必要とする場合は、本部に要請する。

(2) 警戒体制－第3非常配備（災害対策本部）

- ① 市長が第2非常配備の拡充を必要と認めたとき。

【警戒体制-本部】

従事者の範囲					
部名	部長・副部長	班名	班長・副班長	班員	合計
	危機管理部長	危機管理班	1	10	12
総務管理部	2	総務班	2	10	27
		動員班	1	4	
		管財班	1	3	
		財務会計班	1	3	
避難所対策部	2	救助施設班	2	16	86
		学校管理班	1	5	
		避難所派遣職員		60	
福祉医療対策部	1	福祉班	1	10	25
		医療班			
		調査班	1	12	
環境対策部	1	衛生清掃班	1	8	10
産業物資対策部	1	産業物資班	2	10	13
土木対策部	1	建設班	3	40	44
建築対策部	1	營繕班	1	8	10
上下水道対策部	1	給水班	1	3	20
		水道工務班	1	5	
		下水道工務班	1	8	
消防対策部	2	消防統制班	2	14	70
		消防活動班	2	50	
合計	13		25	279	317

【警戒体制-支部】

支部名	勤務時間内	勤務時間外
全支部	地区市民センター職員全員	第2非常配備従事者に加え、支部長が指名する者

※ 配備内容に関して、部内で調整ができない場合は、各部長が本部会議において要請できる。

※ 支部長は、支部派遣者とは別に増員又は交代要員を必要とする場合は、本部に要請する。

(3) 非常体制－第4非常配備（災害対策本部）

次の場合は、市職員全員とする。

- ① 市内に震度5強以上の地震が発生したとき。
- ② 津波警報又は大津波警報が発表されたとき。
- ③ 広範囲に災害が発生した又は予想される状況で、かつ市長が必要と認めたとき。

第2 各班の作業要領

1 各班の作業要領について

各班の作業要領は、各項目について、下表のとおり記載する。

項目	記載内容								
1 タイムライン	<p>○所掌する業務を、それぞれ時系列で示したもの</p> <p>・所掌事務…所掌する業務を記載</p> <p>○担当業務…所掌する業務を、それぞれ具体的に記載</p> <p>○業務期間…業務の開始及び終了に関する、概ねの時期を記載</p> <p>○発災直後（時間）、応急期【1週間】、復旧期【1月】、復旧期【半年】…時系列に業務量・人員不足の目安を表示</p> <p>※ 業務量・人員不足の目安については、下表のとおり3種類で表示</p> <table border="1"><thead><tr><th>着色の種類</th><th>黒</th><th>濃い灰色</th><th>薄い灰色</th></tr></thead><tbody><tr><td>業務量・人員不足の目安</td><td>業務量が非常に多く、明らかに人員不足が見込まれる。</td><td>業務量が多いが、各対策部内での人員確保が可能</td><td>業務量が比較的低く、各班内での人員確保が可能</td></tr></tbody></table>	着色の種類	黒	濃い灰色	薄い灰色	業務量・人員不足の目安	業務量が非常に多く、明らかに人員不足が見込まれる。	業務量が多いが、各対策部内での人員確保が可能	業務量が比較的低く、各班内での人員確保が可能
着色の種類	黒	濃い灰色	薄い灰色						
業務量・人員不足の目安	業務量が非常に多く、明らかに人員不足が見込まれる。	業務量が多いが、各対策部内での人員確保が可能	業務量が比較的低く、各班内での人員確保が可能						
2 関連する防災協定	○業務を実施する上で、関連する防災協定について記載								
3 関係機関・関係班	○業務を実施する上で、関連する関係機関・関係班について記載								
4 タイムラインの詳細	○「1 タイムライン」のそれぞれの業務について具体的に記載								
5 関連する防災協定の詳細	○「2 関連する防災協定」のそれぞれの防災協定について具体的に記載								
6 関係機関・関係班との連携	○「3 関係機関・関係班」との連携について、その概要を記載								
7 対策班で策定したマニュアル等	○所掌業務について、作成したマニュアル、手順書、参考資料等を記載								

なお、「7 対策班で策定したマニュアル等」に記載したマニュアル、手順書、参考資料等については、【第4章 参考資料】に、対策部・班ごとに添付する。

2 各班の作業要領

No. 01 危機管理班

(所属) 防災危機管理課

1 タイムライン

No	所掌事務	No	担当業務	業務期間		発災直後(時間)		応急期【1週間】(日)							復旧期【1月】(週)			復旧期【半年】(月)		
				開始目安(日)	完了目安(日)	3	6	12	1	2	3	4	5	6	7	2	3	4	2	3
1	災害対策本部の運営	1	本部の設置・廃止	1	180															
		2	本部会議の運営	1	180															
		3	意思決定支援	1	180															
		4	各部各班への助言	1	180															
2	避難情報の発信	1	緊急速報メール	1	3															
		2	防災スピーカー	1	3															
3	関係機関等との連絡調整	1	国県等の通知通達	1	180															
		2	受援業務の調整	1	90															
		3	その他	1	180															
4	防災行政無線局の管理運営			1	7															
5	気象予警報等の收受			1	180															
6	災害記録			1	180															

※No.2 は、総務班に属する業務を除く

2 関連する防災協定

No(上表)	防災協定	No(上表)	防災協定
3-3	東海道五十三次市区町災害時相互応援に関する協定（関係市区町 20 自治体）	3-3	三重県市町災害時応援協定
3-3	災害時における相互援助協定（羽島市）	3-3	大規模災害時における小型無人機による情報収集に関する協定
3-3	災害時相互応援に関する協定（大津市）	3-3	災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定

3 関係機関・関係班

No(上表)	関係機関・関係班	No(上表)	関係機関・関係班
1-2	各対策部	5	気象台、ウェザーニューズ、国土交通省、三重県
1-4	各班	6	各班（第4章 受援体制一覧 参照）
3	県、防災会議委員、CNS、メディアパーク、ライフライン事業者、各種関係団体等		

4 タイムラインの詳細

1	1	○災害対策本部の運営 ・災害対策本部設置に係る準備、各関係機関への連絡、県システム等の入力（廃止も同様） ・災害対策本部会議の運営、進行（発災直後は常設、3日目までは3回/日程度、4日目から1回/日程度） ・避難情報等の本部長の意思決定に必要な資料、情報収集 ・各部・各班の業務に関する助言、班と班の連携についての助言
	2	
	3	
	4	
2	1	○避難情報の発信 ・緊急速報メールの文章等の内容を確認し速やかに配信 ・防災スピーカーの発信
	2	
3	1	○関係機関等の連絡調整 ・危機管理班で收受する国・県等からの通知通達の内容に応じ対応する班（部署）に提供 ・国・県からの受援業務に係る業務を各班への情報提供・調整
	2	・各種関係機関・団体等からの情報取得・連絡調整及び各班への情報提供、防災協定に基づく相手先との調整
	3	・「大規模災害時における市町村行政機能の把握について」（平成29年4月11日付け総行市第26号、消防災第51号）に基づく連絡への対応 ・「突発的な災害発生時における避難所及び一時滞在施設の開設状況等の報告について」（令和2年12月25日付け府政防第1843号）に基づく内閣府及び県への報告
4	○防災行政無線局の管理運営 ・情報伝達手段の一つである防災行政無線に管理運営	
5	○気象予警報の收受 ・気象庁が発表する、気象予報・警報の收受及び、河川管理者が発表する水位情報等の取得	
6	○災害記録 ・災害対策業務に関する資料を保管し、災害対応終了後、記録	

5 関連する防災協定の詳細

協定	相手先
三重県市町災害時応援協定	三重県、県内各市町 ○派遣要請、物資の応援要請（相手先との初期の取次）
東海道五十三次市区町災害時相互応援に関する協定	関係市区町20自治体 ○派遣要請、物資の応援要請（相手先との初期の取次）
災害時における相互援助協定	岐阜県羽島市 ○物資の応援要請等（相手先との初期の取次）
災害時相互応援に関する協定	滋賀県大津市 ○派遣要請、物資の応援要請（相手先との初期の取次）
大規模災害時における小型無人機による情報収集に関する協定	災害対策建設協会JAPAN47 ○ドローンによる情報（映像）収集要請
災害時における災害復旧用オープنسペースに関する協定	鈴鹿市土地開発公社、独立行政法人水資源機構、中部電力株式会社、西日本電信電話株式会社三重支店、東邦ガス株式会社 ○オープンスペース利用に関する連絡

6 関係機関・関係班との連携

関係機関・関係班	連携内容
行政機関	
庁内（各班）	業務内容に応じて、関係機関と各班の情報共有、情報提供等の連絡調整を行う。
防災関係機関	

7 対策班で策定したマニュアル等

マニュアル名	内容
鈴鹿市避難情報の判断・伝達マニュアル	避難情報を発信するための基準

2 各班の作業要領

No. 02 総務管理部 総務班

(所属) 交通防犯課（交通安全・防犯G）、総合政策課、情報政策課、秘書課、総務課、男女共同参画課、市民対話課、戸籍住民課（管理・個人番号G）、議事課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局

1 タイムライン

No	所掌事務	No	担当業務	業務期間		発災直後(時間)	応急期【1週間】(日)							復旧期【1月】(週)			復旧期【半年】(月)		
				開始目安(日)	完了目安(日)		3	6	12	1	2	3	4	5	6	7	2	3	6
1	被害状況の収集及び報告	1	コールセンターの設置・運営	1	180														
		2	被害状況の収集	1	180														
		3	被害情報速報（県）	1	180														
		4	庁内への情報共有	1	180														
2	災害情報の発信	1	通信（手段）の確保	1	180														
		2	避難情報の発信	1	3														
		3	生活情報の発信	1	180														
		4	メディアへの提供	1	180														
3	各種事務処理	1	災害救助法適用申請	1	14														
		2	自衛隊派遣要請	1	14														
		3	各種協定に基づく要請・依頼	1	180														
4	ワンストップ窓口の設置			1	180														
5	各課所管の災害対策業務	1	議会対応	1	180														
		2	市長等の秘書業務	1	180														
		3	庁内 LAN の復旧	1	180														
		4	住民安否情報の管理	1	180														

2 関連する防災協定

第4章の「総務班マニュアル」参照

3 関係機関・関係班

No(上表)	関係機関・関係班
1-1、1-2	管財班（コールセンターの設置）、各班の連絡調整員、各支部、関係機関のリエゾン（県、警察、自衛隊等）
1-3、3-1、3-3	三重県鈴鹿地域防災総合事務所
2-1、2-2	CNS、鈴鹿メディアパーク、日本無線、防災行政無線設置機関、ヤフー
2-3	鈴鹿商工会議所・鈴鹿メディアパーク（物資やサービスの営業情報等の発信）
2-4	市政記者クラブ、各テレビ局、各ラジオ局、各新聞社等
3-3	各関係機関・団体
5-1	市議会議員

4 タイムラインの詳細

1	1	○被害状況の収集及び報告 <ul style="list-style-type: none"> ・502会議室にコールセンターを設置
	2	<ul style="list-style-type: none"> ・コールセンターにて情報収集。また、各支部の被災情報等についても集約を実施
	3	<ul style="list-style-type: none"> ・コールセンターに寄せられる情報を情報収集カードに記載し、対応が必要な情報については、各班へ対応依頼
	4	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット等によりインフラ関係や市内の被害の情報収集 ・被害の状況を三重県防災情報システムに入力 ・収集した情報をグループウェア及びWebGISに入力し、情報共有 ・三重県における災害時の安否不明者・行方不明者・死者の個人情報公表方針に基づき、三重県に安否不明者等の情報を提供
2	1	○災害情報の発信 <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線、防災スピーカー、ラジオ、テレビ、携帯電話、インターネット等の通信媒体の疎通状況の確認 ・防災スピーカー、ラジオ、SNS等の媒体にて、避難情報を発信 ・放送・情報発信に関する防災協定を活用し情報発信
	2	<ul style="list-style-type: none"> ・発災後1日以内を目途に物資情報、給水情報等の避難生活に必要な情報を発信
	3	<ul style="list-style-type: none"> ・発災後3日後を目途に罹災証明、被災者再建制度等に関する情報（申請の受付を開始した旨、開始していない場合にあってはその旨の情報等）を取りまとめて発信
	4	<ul style="list-style-type: none"> ・メディア対応（班長又は副班長（管理職）が対応） ・メディアへの情報提供 ・記者会見の日時、場所等の調整
3	1	○各種事務処理 <ul style="list-style-type: none"> ・市内の被害の程度が災害救助法の適用基準を満たし、又は満たす見込みのあるときは、知事に災害救助法適用申請を行う（延長申請含む。）。その後の会計処理や実績報告等については、財務会計班に引き継ぐ
	2	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策の実施、又は急を要する予防措置に際し、自衛隊以外の機関で対応不可能又は困難である場合に三重県知事に要請（緊急の場合は自衛隊へ直接要請）
	3	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊派遣決定後、活動部隊の誘導や、活動拠点の調整 ・各種協定に基づき各企業、団体等に応援要請・依頼
4	4	○ワンストップ窓口を設置 <ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活再建支援、仮設住宅の申請、被災家屋解体の申請、生活相談、健康相談等を総合的に実施するため、ワンストップ窓口（イスのサンケイホール鈴鹿を想定し、被災者支援システムを活用）を設置し運営 ・各班（所属）の職員を取りまとめ当該職員と共にワンストップに従事
5	1	○各課所管の災害対策業務
	2	<ul style="list-style-type: none"> ・議会及び市議会議員の対応
	3	<ul style="list-style-type: none"> ・市長の秘書業務、市長メッセージ作成のアシスト、全国市長会との調整
	4	<ul style="list-style-type: none"> ・府内LANの復旧 ・市民の安否情報を集約し、住民基本台帳と照合

5 関連する防災協定の詳細

協定	相手先
第4章の「防災に関する協定一覧」参照	

6 関係機関・関係班との連携

関係機関・関係班	連携内容
第4章の「総務班マニュアル」参照	

7 対策部・対策班で策定したマニュアル等

マニュアル名	内容
コールセンターマニュアル	コールセンター担当職員用の、電話対応マニュアル

2 各班の作業要領

No. 03 総務管理部 総務班 (支部)

(所属) 地域協働課 (総務G (神戸担当))、各地区市民センター、支部派遣者

1 タイムライン

No	所掌事務	No	担当業務	業務期間		発災直後 (時間)		応急期【1週間】 (日)					復旧期【1月】 (週)			復旧期【半年】 (月)		
				開始目安 (日)	完了目安 (日)	3	6	12	1	2	3	4	5	6	7	2	3	6
1	支部の開設・運営 避難所の開設	1	支部の被害調査	1	1													
		2	支部の開設・運営	1	1													
	※津波浸水区 域外の支部	3	避難所の開設	1	7													
	4	地域の情報収集	1	180														
2	支部の開設・運営 ※津波浸水区 域の支部	1	避難の実施	1	1													
		2	支部の開設・運営	1	2													
	3	地域の情報収集	1	180														
3	地区市民セン ター所管の災 害対策業務	1	り災証明等の 申請の受付	4	180													

2 関連する防災協定

No(上表)	防災協定	No(上表)	防災協定
1-3	大規模災害時における施設の一時使用		

3 関係機関・関係班

No(上表)	関係機関・関係班	No(上表)	関係機関・関係班
1-1	コールセンター、営繕班	1-4 2-3	市民、自治会長
1-2 2-2	動員班	3-1	各種申請の受付部署
1-3 2-2	救助施設班		

4 タイムラインの詳細

1	1	○支部の被害廻査 ・施設の被害及び施設周辺の被害を確認
	2	○支部の開設・運営 ・施設被害が無かった場合は支部を開設 ・施設被害があり、支部を開設できない場合は、総務班（本庁）と調整し代替施設での支部の開設
	3	○避難所の開設 ・避難所として公民館を開設し、避難者の受入（避難所の運営は、救助施設班） ・避難所を開設した場合は、救助施設班と連携し避難者等の情報を共有
	4	○地域の情報収集 ・地域の被害状況の把握及び緊急要請等を情報収集カードに記載しコールセンターに報告
2	1	○避難の実施 ・津波浸水区域外への避難の実施
	2	○避難施設等での支部の開設・運営 ・避難施設等で支部の開設し、運営
	3	○地域の情報収集 ・地域の被害状況の把握及び緊急要請等を情報収集カードに記載しコールセンターに報告
3	1	○地区市民センター所管の災害対策業務 ・り災証明等の各種申請を発行する部署と連携し、受付業務の実施

5 関連する防災協定の詳細

協定	相手先
大規模災害時における施設の一時使用に関する協定	三重県西濃運輸株式会社鈴鹿西営業所、汲川原自治会、中富田町の町自治会（井田川支部）
	医療法人 白鳳会、中富田町の町自治会、中富田町の山自治会（井田川支部）
	（株）エフ・シー・シー鈴鹿工場、御薗町自治会、徳田町自治会（天名支部）
	高純度シリコン（株）、御薗町自治会、徳田町自治会（天名支部）

6 関係機関・関係班との連携

関係機関・関係班	連携内容
総務班	所管地域内の被害の情報共有
營繕班	施設被害の状況について相談又は確認依頼
救助施設班	避難所としての連携
市民、自治会長	地域の被害情報の収集、ボランティア等のニーズ調査
各種申請の受付部署	災害における各種申請についての連携

7 対策部・対策班で策定したマニュアル等

マニュアル名	内容

2 各班の作業要領

No. 04 総務管理部 勤員班

(所属) 人事課

1 タイムライン

No	所掌事務	No	担当業務	業務期間		発災直後(時間)		応急期【1週間】(日)							復旧期【1月】(週)			復旧期【半年】(月)		
				開始目安(日)	完了目安(日)	3	6	12	1	2	3	4	5	6	7	2	3	4	2	3
1	職員の把握	1	安否確認	1	3															
		2	職員数の把握	1	180															
		3	人員の確保	1	2															
2	職員の動員	1	不足人員の把握	1	7															
		2	人員の調整	2	180															
3	派遣職員の調整	1	派遣要請	2	180															
		2	派遣職員の配置	4	180															
		3	災害派遣手当	4	180															
4	職員の給与等	1	給与の非常時払	30	180															
		2	災害救助法関係業務	2	180															
5	職員の健康管理	1	職員のローテーション	2	180															
		2	健康相談等	7	180															
6	組織編成・異動	1	組織編成	30	180															
		2	人事異動	(発災時期によって異なる)																

2 関連する防災協定

No(上表)	防災協定	No(上表)	防災協定
3-1	東海道五十三次市区町災害時相互応援	3-1	災害時相互応援
3-1	三重県災害等廃棄物処理応援	3-1	三重県市町災害時応援

3 関係機関・関係班

No(上表)	関係機関・関係班	No(上表)	関係機関・関係班
1-1	全職員、バイザー㈱(職員メール)	4-1、5-2	全職員
1-2、2-1 2-2、5-1	各部、各班	4-2	財務会計班
3-1	大津市、三重県知事、三重県市長会会長、三重県町村会会长		

4 タイムラインの詳細

1	1	○職員の把握 ・班別で職員の安否及びその家族や自宅等の被災状況を把握
	2	・各班（支部含む）の配備人数を把握
	3	・未開設の支部に対し、支部長等へ開設指示（時間外に限る） ・災害対策本部の判断による応援職員を充てられるよう、応援職員の確保 ・職員（新規、再任用、嘱託、臨時、派遣等）の雇用を検討
2	1	○職員の動員 ・各班の業務内容を鑑み、職員の不足が生じている班（支部含む）の状況を調査し把握。また、同時に各班の余剰人員を把握
	2	・余剰人員と不足人員の調整を行い、人員の適正化
3	1	○派遣職員の調整 ・府内で職員の調整が困難になると予測された場合は、県、関係団体等に職員の派遣要請（応急対策職員派遣制度も活用）
	2	・県等から派遣される人員を、配置する班（所属）と調整
	3	・災害派遣手当の支給に関する手続
4	1	○職員の給与等 ・給与の非常時払の請求があった場合には、申請者（職員）にその請求日までの給与を支給
	2	・災害救助法に係る給与等について整理（災害救助法の求償について財務会計班）
5	1	○職員の健康管理 ・非常配備体制が長期におよぶこととなった場合は、配備職員のローテーション調整
	2	・職員用の健康相談、生活相談等の窓口設置
6	1	○組織編成・異動 ・災害の規模、今後の復興への見通し等を鑑みた組織編成の検討
	2	・人事異動の時期決定、時期によっては前倒し又は延期等を検討

5 関連する防災協定の詳細

協定	相手先
東海道五十三次市区町災害時相互応援に関する協定	関係市区町長（20自治体）
三重県災害等廃棄物処理応援協定	三重県、三重県内の全市町、一部事務組合及び広域連合
災害時相互応援に関する協定	滋賀県大津市
三重県市町災害時応援協定	三重県知事、三重県市長会会長、三重県町村会会长

6 関係機関・関係班との連携

関係機関・関係班	連携内容
各部各班	○過不足職員の把握 ○職員の派遣
全職員	○安否確認 ○職員の健康管理
県・関係団体等	○職員の派遣要請

7 対策部・対策班で策定したマニュアル等

マニュアル名	内容

2 各班の作業要領

No. 05 総務管理部 管財班

(所属) 管財課

1 タイムライン

No	所掌事務	No	担当業務	業務期間		発災直後(時)		応急期【1週間】(日)							復旧期【1月】(週)			復旧期【半年】(月)		
				開始目安(日)	完了目安(日)	3	6	12	1	2	3	4	5	6	7	2	3	4	2	3
1	庁舎施設の維持管理等	1	本庁舎の維持管理・応急復旧	1	180															
		2	マンホールトイレの設置・管理	1	30															
		3	飲料水兼用耐震性貯水槽の管理	1	7															
2	公用車の管理等	1	車両の確保・手配	1	60															

2 関連する防災協定

No(上表)	防災協定	No(上表)	防災協定
1-2	公用車等の車両レンタル (ICDA ホールディングス)		
	石油類燃料等の優先供給 (出光リテール販売株式会社) (三重県石油商業組合鈴鹿支部) (岡金株式会社) (森石油有限会社) (株式会社トレジャーシステム)		

3 関係機関・関係班

No(上表)	関係機関・関係班	No(上表)	関係機関・関係班
1-1	営繕班 (本庁舎の安全確認、応急復旧)	2-1	各班 (集中管理車両の管理)
1-1	総務班 (コールセンターの設置)	1-1、2、3 2-1	動員班 (管財班の活動に係る人員確保他)
1-3	給水班 (応急給水)	2-1	産業物資班 (燃料の確保)

4 タイムラインの詳細

1	1	○本庁舎の維持管理・応急復旧 <ul style="list-style-type: none"> ・電気・水道・下水・電話・通信等各種インフラの復旧対策、庁舎施設の破損に対する応急復旧、庁舎施設の維持管理 ・自家発電装置の維持・管理（燃料の手配含む） ・立ち入り禁止区域の設定等、本庁舎への避難者対策の実施 <p>※ 深刻な被害により本庁舎が使用できない場合には、災害対策本部については消防本部庁舎に設置</p>
		○マンホールトイレの設置・管理 <ul style="list-style-type: none"> ・市民会館南側へのマンホールトイレの設置と維持管理
		○飲料水兼用耐震性貯水槽の管理 <ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎北側の飲料水兼用耐震性貯水槽を用いた給水活動の実施
2	1	○車両の確保・手配 <ul style="list-style-type: none"> ・集中管理車両の使用に関する各班との調整及び維持管理 ・車両不足の場合におけるレンタカー等利用の検討及び職員の私用車活用に関する動員班との情報共有 ・ガソリン等の燃料の確保に関する対応

5 関連する防災協定の詳細

協定	相手先
公用車等の車両レンタル	ICDA ホールディングス

6 関係機関・関係班との連携

関係機関・関係班	連携内容
営繕班	本庁舎の安全確認と応急復旧
総務班	コールセンターの設置
給水班	飲料水兼用耐震性貯水槽による給水活動に関する情報共有
各班	集中管理車両の使用に関する調整
動員班	管財班の活動に係る人員確保や、職員の私用車使用に関する情報共有
産業物資班	公用車等の燃料の確保に関する情報共有

7 対策部・対策班で策定したマニュアル等

マニュアル等	内容

2 各班の作業要領

No. 06 総務管理部 財務会計班

(所属) 財政課、会計課

1 タイムライン

No	所掌事務	No	担当業務	業務期間		発災直後(時間)		応急期【1週間】(日)							復旧期【1月】(週)			復旧期【半年】(月)		
				開始目安(日)	完了目安(日)	3	6	12	1	2	3	4	5	6	7	2	3	4	2	3
1	災害対策緊急予算の編成等	1	補正予算の編成	7	180															
		2	寄附金の受納	7	180															
2	代金等の支払い	1	代金等の支払い	15	180															

2 関連する防災協定

No(上表)	防災協定	No(上表)	防災協定

3 関係機関・関係班

No(上表)	関係機関・関係班	No(上表)	関係機関・関係班
2-1	産業物資班 (物資調達)	1-2、2-1	指定金融機関
2-1	動員班 (災害救助法関連業務)		
2-1	衛生清掃班 (防疫・ペット救護事務)		

4 タイムラインの詳細

1	1	○補正予算の編成 ・各班の需要の把握及び本部会議に諮り緊急予算（補正予算）編成の実施	【主担当：財政課】
	2	○寄附金の受納 ・寄附金受領証明書を発行及び歳入予算計上	【主担当：財政課】
2	1	○代金等の支払い ・調達物資の代金、弔慰金、見舞金等の支払い ・必要に応じた現金の準備 ・代金等支払い時に災害救助法・特別交付金の適用可否を支出命令書に記載し、取りまとめの上、国・県へ報告（災害救助法の求償事務等）	【主担当：会計課・財政課】

5 関連する防災協定の詳細

協定	相手先

6 関係機関・関係班との連携

関係機関・関係班	連携内容
産業物資班（物資調達）	救助物資等の発注から、代金の支払いに至るまでの各種帳票の様式と流れの整備
指定金融機関	寄附金の受納口座開設及び現金の準備
動員班（災害救助法関連業務）	災害救助法関連業務に係る支払い
衛生清掃班（防疫・ペット救護事務）	防疫・ペット救護に係る事務

7 対策部・対策班で策定したマニュアル等

マニュアル等	内容

2 各班の作業要領

No. 07 避難所対策部 救助施設班

(所属) 地域協働課(神戸担当の職員を除く。)、人権政策課、戸籍住民課(証明窓口G、届出窓口G)、文化振興課、文化財課、スポーツ課、図書館

1 タイムライン

No	所掌事務	No	担当業務	業務期間		発災直後(時間)		応急期【1週間】(日)							復旧期【1月】(週)			復旧期【半年】(月)			
				開始目安(日)	完了目安(日)	3	6	12	1	2	3	4	5	6	7	2	3	4	2	3	6
1	避難所(福祉避難所を除く)の開設及び管理運営	1	避難所開設・使用方法・閉鎖・集約の協議	1	180																
		2	避難者数・名簿の管理	1	180																
		3	避難所派遣職員の交代等の管理、後方支援	1	180																
		4	避難所の管理運営の取りまとめ事務	1	180																
		5	不足物資等の取りまとめ・調達要請	1	180																
		6	避難者に対する調査・支援制度等の広報活動への協力窓口	1	180																
		7	関係機関・班、支援団体・ボランティア等の応援要請・協議・対応	1	180																
2	各課所管の災害対策業務	1	各課所管施設の被害調査、応急・災害復旧業務	1	45																

2 関連する防災協定

No(上表)	防災協定	No(上表)	防災協定
1-1	避難所等としての使用(各高校、高専)		物資供給(コメリ、マックスバリュ東海) 物資供給及び物資配達(コープみえ)
1-4	特設公衆電話の設置・利用管理等(NTT西日本) LPGガス等の調達(三重県鈴鹿LPGガス協議会) 仮設建物・仮設トイレのレンタル(ダイワテック) 空調機器・仮設トイレ・仮設ユニットハウスの提供(大和リース) 避難所等への臨時郵便箱の設置等(鈴鹿市内郵便局、鈴鹿市社会福祉協議会)	1-5	災害救助に必要な物資調達(非常食機構) 炊き出しと物資配達(中部ケータリングサービス) 段ボールベット等の供給(和光紙器、東海紙器、Jパックス) 食料物資の供給(すずきゅう) 畳の提供(5日で5000枚の約束、プロジェクト実行委員会) 避難所用電器資機材等の設置支援(三重県電器商業組合鈴鹿支部)
1-5	飲料水の提供(ダイドードリンコ、中京医薬品、石井燃商ほか) 応急生活物資の支援協力(イオン、イオンビッグ)	1-7	災害ボランティアセンター設置・運営(鈴鹿市社会福祉協議会) 避難所における動物救護所の設置、負傷動物への医療処置(三重県獣医師会鈴鹿支部)

3 関係機関・関係班

No(上表)	関係機関・関係班	No(上表)	関係機関・関係班
1-1	営繕班(避難所安全点検) 避難所の所管課(避難所開設・使用・閉鎖の協議)	1-5	学校管理班(給食施設の活用、栄養指導)
1-3	避難所派遣職員の所属課(派遣職員の安否・交代等)	1-6	支部(避難者情報の共有)
1-4	避難所の所管課(光熱水費等) 総務班(住民安否確認、被災者情報収集) 衛生清掃班(汲取り・ゴミ収集) 医療班(救護所設置、巡回検診・健康相談)		福祉班(被災者生活再建支援・相談窓口) 調査班(被害認定調査、罹災証明発行) 営繕班(応急仮設住宅等の住宅支援・相談窓口)
1-5	給水班(飲料水の提供) 産業物資班(救助物資、支援物資等の調達)		衛生清掃班(避難所におけるペットへの医療処置) 福祉班(福祉避難所、災害時要援護者等の支援) 鈴鹿市社会福祉協議会(災害ボランティアセンター) 営繕班(市有建築物の応急対策)
		1-7	2-1

4 タイムラインの詳細

		○避難所開設・使用方法・閉鎖・集約の協議 ・津波発生時は避難所 58箇所を同時開設（津波浸水予測区域外の小学校 24、中学校 8、公民館 25、武道館） ・管轄班、施設管理者等の安全点検後に開設（強い余震があった場合は、再度、安全点検を依頼） ・小中学校は最初に体育館を開設し、その後、避難所運営委員会において、避難者の状況（体調不良、障がい者等の要配慮者等）により校舎の開放が必要と判断された場合には、施設所管課・管理者に連絡し校舎も開放 ・校舎開放順位：①普通教室以外の教室 ⇒ ②普通教室 ※開放不可：校長室・職員室、保健室、理科室、特別支援教室 ・公民館は、主に長期避難生活が困難な災害時要援護者を収容 ・避難所の追加開設、使用方法、閉鎖、集約については、施設所管課・管理者と協議の上、決定 ・避難者数の減少に応じて、学校管理班と協議の上、避難所の集約、閉鎖を行い、学校授業の早期再開を図る
1	2	○避難者数・名簿の管理 ・避難所からの定時報告による避難者数の集計、避難者名簿の管理、避難者の被災状況の取りまとめ（避難者カード） ・災害救助法に規定する避難対象者の確認
3	3	○避難所派遣職員の交代等の管理、後方支援 ・避難所派遣職員を開設避難所に原則 2名派遣し、12 時間を目安に交代 ・避難所派遣職員の班編成の管理（避難所派遣職員の被災・健康状況等に応じて所属課の他の職員との交代の協議等）
1	4	○避難所の管理運営の取りまとめ事務 ・避難所の管理運営に必要な物資・資機材・設備・燃料等の調達は産業物資班に要請 ・災害救助法（避難所の設置）の事務手続き、避難所管理運営の経費（光熱費等）の事務手続き ・避難所の汲取り、ゴミ収集は衛生清掃班に要請、避難者への住民安否等の情報提供は総務班に要請 ・地震発生から 72 時間は病院・診療所が閉鎖されるため、医療班が避難所（学校保健室等）に救護所を設置 ・避難者の巡回検診、健康相談等は医療班に要請、栄養指導は学校管理班に要請
5	5	○不足物資等の取りまとめ・調達要請 ・食料、毛布、生活物資、段ボールベット、燃料等の不足物資の調達は産業物資班に要請 ・給水車による給水は給水班、ペットボトル水、ウォーターサーバーは産業物資班に要請 ・国のプッシュ支援（発災 4~7 日目）による支援物資の受け入れ協議（産業物資班）
6	6	○避難者に対する調査・支援制度等の広報活動への協力窓口 ・市（関係各班）の広報への協力（臨時広報、被災者生活再建支援等の各種制度、相談窓口、各種サービス等の案内） ・民間サービスの広報への協力（店舗、ガソリンスタンド等の営業情報、交通公共機関の運行情報等） ・避難者に対する各班の各種調査への協力（被災者の状況：家屋の被災状況、仮設住宅入居希望の有無等）
7	7	○関係機関・班、支援団体・ボランティア等の応援要請・協議・対応 ・災害時要援護者等の支援（福祉避難所への案内、相談等）は福祉班に要請 ・三重県広域受援計画による避難所支援（医療保健、物資、燃料、介護職員、他自治体応援職員）の関係班との調整 ・避難所ボランティア派遣は、鈴鹿市社会福祉協議会（災害ボランティアセンター）に相談 ・避難所のベットの負傷・病気等の処置は、三重県獣医師会鈴鹿支部（獣医師）を要請（救助施設班⇒衛生清掃班）
2	1	○各課所管施設の被害調査、応急・災害復旧業務 ・各課所管施設の被害調査を実施し、応急復旧工事（災害査定前着手）、災害復旧事業（災害査定後着手）を判断し、復旧対応を実施（災害復旧事業：公立社会教育施設災害復旧事業）

5 関連する防災協定の詳細

協定	相手先
※ 2 関連する防災協定に記載	

6 関係機関・関係班との連携

関係機関・関係班	連携内容
※ 3 関係機関・関係班に記載	

7 対策部・対策班で策定したマニュアル等

マニュアル名	内容
※ 今後は、市・地域共同で避難所開設運営訓練、開設運営マニュアルの作成を促し、地域主体による避難所開設・運営を目指すことで、避難所派遣職員の主業務を、避難所管理（本部との連絡、避難者数・避難者の被災情報等の情報収集等）としていく	

2 各班の作業要領

No. 08 避難所対策部 救助施設班 (避難所派遣職員)

(所属) 各課

1 タイムライン

No	所掌事務	No	担当業務	業務期間		発災直後(時間)		応急期【1週間】(日)							復旧期【1月】(週)			復旧期【半年】(月)			
				開始日安(日)	完了日安(日)	3	6	12	1	2	3	4	5	6	7	2	3	4	2	3	6
1	避難所（福祉避難所を除く）の開設及び管理運営	1	避難所開設・閉鎖・集約	1	180																
		2	避難者名簿の作成・避難者数の定時報告	1	180																
		3	避難所運営委員会の設置・運営支援	1	180																
		4	避難所・避難者の管理	1	180																
		5	不足物資等の報告・受入れ	1	180																
		6	避難者に対する調査・支援制度等の広報活動への協力	1	180																
		7	関係機関・班、支援団体・ボランティア等との連携・対応	1	180																

2 関連する防災協定

No(上表)	防災協定	No(上表)	防災協定
1-1	避難所等としての使用 (各高校、高専)		物資供給 (コメリ、マックスバリュ東海) 物資供給及び物資配達 (コープみえ)
1-4	特設公衆電話の設置・利用管理等 (NTT西日本) LPGガス等の調達 (三重県鈴鹿LPGガス協議会) 仮設建物・仮設トイレのレンタル (ダイワテック) 空調機器・仮設トイレ・仮設ユニットハウスの提供 (大和リース) 避難所等への臨時郵便箱の設置等 (鈴鹿市内郵便局、鈴鹿市社会福祉協議会)	1-5	災害救助に必要な物資調達 (非常食機構) 炊き出しと物資配達 (中部ケータリングサービス) 段ボールベット等の供給 (和光紙器、東海紙器、Jパックス) 食料物資の供給 (すずきゅう) 畳の提供 (5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会) 避難所用電器資機材等の設置支援 (三重県電器商業組合鈴鹿支部)
1-5	飲料水の提供 (ダイドードリンコ、中京医薬品、石井燃商ほか) 応急生活物資の支援協力 (イオン、イオンビッグ)	1-7	災害ボランティアセンター設置・運営 (鈴鹿市社会福祉協議会) 避難所における動物救護所の設置、負傷動物への医療処置 (三重県獣医師会鈴鹿支部)

3 関係機関・関係班

No(上表)	関係機関・関係班	No(上表)	関係機関・関係班
1-1	營繕班 (避難所安全点検) 避難所の所管課 (避難所開設・使用・閉鎖の協議)	1-5	学校管理班 (給食施設の活用、栄養指導) 産業物資班 (救助物資、支援物資等の調達)
1-3	自治会、地域づくり協議会等の地域支援団体、ボランティア等 (避難所運営) 学校管理班 (小中学校職員) (避難所運営の協力)	1-6	支部 (避難者情報の共有) 福祉班 (被災者生活再建支援・相談窓口) 調査班 (被害認定調査、罹災証明発行)
1-4	総務班 (住民安否確認、被災者情報収集) 衛生清掃班 (汲取り・ゴミ収集) 医療班 (救護所設置、巡回検診・健康相談)	1-7	營繕班 (応急仮設住宅等の住宅支援・相談窓口) 衛生清掃班 (避難所におけるペットへの医療処置) 福祉班 (福祉避難所、災害時要援護者等の支援)
1-5	給水班 (飲料水の提供)		鈴鹿市社会福祉協議会 (災害ボランティアセンター)

4 タイムラインの詳細

1	○避難所開設・閉鎖・集約 <ul style="list-style-type: none"> ・津波発生時は避難所 58箇所を同時開設（津波浸水予測区域外の小学校 24、中学校 8、公民館 25、武道館） ・營繕班、施設管理者等の安全点検後に開設（強い余震があった場合は、再度、安全点検を依頼） ・安全点検の完了、開設の旨を救助施設班へ報告 ・避難者受付（受付：避難者名簿を記入し、避難者カードを配布 ⇒ 避難者：避難者カードを記入し、避難者カードと引き換えに食料（カンパン・えいようかん）・毛布を受け取る） ・避難者等と協力し、防災備蓄倉庫から食料、毛布、発電機、仮設ポータブルトイレ等の防災資機材等を運び出し ・救助施設班の指示により避難所を閉鎖・集約
	○避難者名簿の作成・避難者数の定時報告 <ul style="list-style-type: none"> ・避難者名簿・避難者カードを集計し、避難者数、避難者の被災状況等を救助施設班に定時報告 ・災害救助法に規定する避難対象者の確認
2	○避難所運営委員会の設置・運営支援 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所派遣職員は、原則 2名派遣され、12 時間交代を目安とし、交代職員に業務、避難所鍵等を引継ぐ ・発災後 24 時間以内を目標に避難所運営委員会（構成：避難者、避難所派遣職員、学校職員、ボランティア等）を設置し、運営役員と運営を担う各班の班分け・役割分担 ・避難所運営委員会は原則 1 日 1 回開催し、生活ルールや運営課題等を話し合い、その結果を避難所運営日報に記載 ・小中学校は最初に体育館を開設し、その後、避難所運営委員会において、避難者の状況（体調不良、障がい者等の要配慮者等）により校舎の開放が必要と判断された場合には、救助施設班の指示により校舎も開放 ・校舎開放順位：①普通教室以外の教室 ⇒ ②普通教室 ※開放不可：校長室・職員室、保健室、理科室、特別支援教室 ・公民館は、主に長期避難生活が困難な災害時要援護者を収容 ・避難所の追加開設、使用方法、閉鎖、集約については、救助施設班の指示により決定
3	○避難所・避難者の管理 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所管理運営に必要な物資・資機材・設備・燃料等の物的支援、人的支援は、救助施設班へ要請（支援要請：避難所派遣職員 ⇒ 救助施設班 ⇒ 関係班） ・避難所の汲取り、ゴミ収集は衛生清掃班に要請、避難者への住民安否等の情報提供は総務班に要請 ・地震発生から 72 時間は病院・診療所が閉鎖されるため、医療班が避難所（学校保健室等）に救護所を設置 ・避難者の巡回検診、健康相談等は医療班に要請、栄養指導は学校管理班に要請
4	○不足物資等の報告・受入れ <ul style="list-style-type: none"> ・不足物資等を救助施設班へ報告・要請（支援要請：避難所派遣職員 ⇒ 救助施設班 ⇒ 関係班） ・食料、毛布、生活物資、段ボールベット、燃料等の不足物資の調達は産業物資班に要請 ・給水車による給水は給水班、ペットボトル水、ウォーターサーバーは産業物資班に要請 ・国のプッシュ支援（発災 4～7 日目）による支援物資の受入れ ・避難所運営委員会で各支援物資の受入れ体制・仮置き場等の話し合い・決定
5	○避難者に対する調査・支援制度等の広報活動への協力 <ul style="list-style-type: none"> ・避難者用の広報情報掲示版の設置 ・市（関係各班）の広報への協力（臨時広報、被災者生活再建支援等の各種制度、相談窓口、各種サービス等の案内） ・民間サービスの広報への協力（店舗、ガソリンスタンド等の営業情報、交通公共機関の運行情報等） ・避難者に対する各班の各種調査への協力（被災者の状況：家屋の被災状況、仮設住宅入居希望の有無等）
6	○関係機関・班、支援団体・ボランティア等との連携・対応 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者等の支援（福祉避難所への案内、相談等）は救助施設班を通じて福祉班に要請 ・三重県広域受援計画による避難所支援（医療保健、物資、燃料、介護職員、他自治体応援職員）の受入れ ・鈴鹿市社会福祉協議会（災害ボランティアセンター）による避難所ボランティアの受入れ ・避難所のペットの負傷・病気等の処置は、三重県獣医師会鈴鹿支部（獣医師）を要請（救助施設班⇒衛生清掃班）
7	○関連する防災協定の詳細

5 関連する防災協定の詳細

協定	相手先
※ 2 関連する防災協定に記載	

6 関係機関・関係班との連携

関係機関・関係班	連携内容
※ 3 関係機関・関係班に記載	

7 対策部・対策班で策定したマニュアル等

マニュアル名	内容
※ 今後は、市・地域共同で避難所開設運営訓練、開設運営マニュアルの作成を促し、地域主体による避難所開設・運営を目指すことで、避難所派遣職員の主業務を、避難所管理（本部との連絡、避難者数・避難者の被災情報等の情報収集等）としていく	

2 各班の作業要領

No. 09 避難所対策部 学校管理班

(所属) 教育総務課、教育政策課、学校教育課、教育指導課、教育支援課、小中学校職員

1 タイムライン

No	所掌事務	No	担当業務	業務期間		発災直後 (時間)	応急期 【1週間】 (日)							復旧期 【1月】 (週)			復旧期 【半年】 (月)					
				開始 目安 (日)	完了 目安 (日)		3	6	12	1	2	3	4	5	6	7	2	3	4	2	3	6
1	学校施設の 災害対策	1	休校措置	1	1																	
		2	学校施設・通学路の 被害調査	1	2																	
		3	学校施設の応急保全	1	3																	
2	学校施設によ る避難所及び 避難地の供用	1	避難所・避難地の供用	1	180																	
		2	救護所の供用	1	3																	
		3	避難所運営の協力	1	30																	
		4	給食施設の活用	1	30																	
3	被災児童生徒 に対する授業	1	児童生徒・保護者の 安否、転出等の 所在確認	1	7																	
		2	学校運営の準備・再開	1	45																	
		3	学用品の調達・支給	3	30																	
		4	児童生徒の教育	1	45																	
4	各課所管の 災害対策業務	1	各課所管施設の 被害調査、応急 ・災害復旧業務	1	45																	

2 関連する防災協定

No(上表)	防災協定
1-2	被災建築物応急危険度判定業務（避難所の安全点検）（三重県建築士会鈴鹿支部）
1-3	被災住宅等の応急対策業務（市施設の軽微な応急修理）（鈴鹿建設労働組合）
	医療救護（鈴鹿市医師会）
2-2	医薬品などの調達（鈴鹿亀山薬剤師会）
	歯科医療救護（鈴鹿歯科医師会）
	災害救助用米穀等の緊急引き渡し（三重県知事）
	応急生活物資の支援協力（イオン、イオンビッグ）
2-4	物資供給及び物資配送（コープみえ）
	炊き出しと物資配送（中部ケータリングサービス）
	食料物資の供給（すずきゅう）
3-3	応急生活物資の支援協力（イオン、イオンビッグ）
	物資供給（コメリ）

3 関係機関・関係班

No(上表)	関係機関・関係班	No(上表)	関係機関
1-2	営繕班（避難所安全点検、被災宅地応急危険度判 定）	2-4	産業物資班（救助物資、支援物資等の調達）
2-1	救助施設班（避難所の開設・管理運営・閉鎖）		鈴鹿市社会福祉協議会（災害ボランティアセンタ ー）
2-2	医療班（救護所設置、巡回検診・健康相談）	3-1	総務班（住民安否確認、被災者情報収集）
2-3	自治会、地域づくり協議会等の地域支援団体 (避難所運営)	3-3	産業物資班（救助物資、支援物資等の調達）

4 タイムラインの詳細

1	1	○休校措置 ・学校長が（学校教育課と協議し）、休校を判断し、（学校教育課に）報告する。学校職員は保護者へ休校を連絡	【主担当：学校教育課】
	2	○学校施設・通学路の被害調査 ・営繕班と連携し、学校施設（避難所・救護所）の安全点検、被害調査 ・通学路とその周辺地域の安全点検、被害調査 ・強い余震があった場合は、再度、安全点検し危険箇所がないか確認	【主担当：教育政策課（学校施設）、教育支援課（通学路）、小中学校職員】
	3	○学校施設の応急保全 ・学校施設の損傷・転倒・落下・出火等の危険な箇所の応急保全、軽微な応急修理	【主担当：教育政策課】
2	1	○避難所・避難地の供用 ・学校施設を避難所・避難地として供用、避難所開設、使用方法、閉鎖、集約は、救助施設班と協議 ・最初に体育館を開設し、その後、避難者の状況（体調不良、障がい者等の要配慮者等）により校舎を開放 ・校舎開放順位：①普通教室以外の教室 ⇒ ②普通教室 ※開放不可：校長室、職員室、保健室、理科室、特別支援教室	【主担当：教育政策課】
	2	○救護所の供用 ・学校施設（保健室）を救護所として供用、救護所開設、使用方法、閉鎖は、医療班と連携	【主担当：学校教育課】
	3	○避難所運営の協力 ・防災備蓄倉庫の食料、毛布等の配布や発電機、仮設ポータブルトイレ等の防災資機材等の運び出し、設営の協力 ・発災後 24 時間以内の設置を目標とした避難所運営委員会（構成：避難者、避難所派遣職員、学校職員等）へ参加し、施設 管理者として避難所運営に協力 ・避難者の栄養指導（栄養士）、健康指導（養護教諭）	【主担当：小中学校職員、学校教育課】
	4	○給食施設の活用 ・備蓄や支援物資による食料配給等の状況により、必要に応じて、学校の給食施設を活用 ・産業物資班が食材等を防災協定先等から調達・配送 ・給食施設の活用は、避難者、自治会、地域づくり協議会等の地域支援団体、避難所派遣職員、ボランティア、中部ケータリングサービス（防災協定）等と協力し実施	【主担当：教育総務課、小学校職員】
	1	○児童生徒・保護者の安否、転出等の所在確認 ・発災後の児童生徒・保護者の安否確認、その後の転出等の所在確認	【主担当：教育指導課、教育支援課、学校教育課】
3	2	○学校運営の準備・再開 ・学校再開の流れ：学校施設・通学路等の安全点検、被害調査 ⇒ 学校運営再開の準備・再開時期の検討 ⇒ ①各学校の児童生徒数、空き教室の調査 ②避難所閉鎖・集約の時期の協議 ③被災施設の応急・災害復旧 ④仮設校舎の建設 ⑤他の校舎や施設等の間借り（施設や教室が不足する場合は 2 部授業を行う） ⑥小中学校の統廃合 ⑦通学路・学校区の変更、スクールバス ⑧教職員の調整 ⑨保護者への説明 ⇒ 学校運営の再開（発災後 30～45 日）	【主担当：教育指導課、教育支援課】
	3	○学用品の調達・支給 ・児童生徒の被災状況を把握し、必要な学用品（教科書、教材、文房具、通学用品、運動靴、体育着、楽器、工作道具等）の調達を産業物資班に要請し、調達した学用品を被災児童生徒に支給 ・災害救助法（学用品の給与）の事務手続き	【主担当：学校教育課、教育指導課】
	4	○児童生徒の教育 ・被災児童生徒数を把握し、教育を受けることのできる学校への転入手手続き ・被災児童生徒が等しく教育を受けられるように調整し、授業を再開	【主担当：教育指導課、教育支援課】
4	1	○各課所管施設の被害調査、応急・災害復旧業務 ・教育施設の被害調査を実施し、応急復旧工事（災害査定前着手）、災害復旧事業（災害査定後着手）を判断し、復旧対応を実施 ※災害復旧事業（公立学校施設災害復旧事業）の流れ：文部科学省へ報告（発災後すぐに災害速報 ⇒ 1 週間以内に災害報告書 ⇒ 1 ヶ月以内に国庫負担（補助）事業計画書） ⇒ 文部科学省・財務省の現地調査	【主担当：教育政策課、教育総務課、学校教育課（備品）】

5 関連する防災協定の詳細

協定	相手先
※ 2 関連する防災協定に記載	

6 関係機関・関係班との連携

関係機関・関係班	連携内容
※ 3 関係機関・関係班に記載	

7 対策部・対策班で策定したマニュアル等

マニュアル名	内容
学校危機管理マニュアル	児童生徒の安全確保・避難等を定めたマニュアル
避難所安全点検マニュアル	営繕班が定めた避難所の安全点検マニュアル

2 各班の作業要領

No. 10 福祉医療対策部 福祉班

(所属) こども政策課、こども育成課、こども家庭支援課、健康福祉政策課、保護課、長寿社会課、障がい福祉課、保険年金課、福祉医療課

1 タイムライン

No	所掌事務	No	担当業務	業務期間		発災直後(時間)	応急期【1週間】(日)							復旧期【1月】(週)			復旧期【半年】(月)		
				開始目安(日)	完了目安(日)		3	6	12	1	2	3	4	5	6	7	2	3	4
1	被災者生活再建支援業務	1	弔慰金、見舞金の支給	7	180														
		2	被災者生活再建支援金の申請書の受付	7	180														
		3	義援金の受付・分配	3	180														
		4	業務全般の統括	7	180														
2	災害時要援護者等の支援に係る業務	1	安否確認	1	7														
		2	福祉避難所の管理	1	180														
		3	避難所生活への支援	1	180														
		4	業務全般の統括	1	180														
3	各課所管の災害対策業務	1	後期高齢者医療制度	30	180														
		2	医療費の徴収猶予・免除	30	180														
		3	国民健康保険料の減免等	30	180														
		4	国民年金保険料の免除等	30	180														
		5	介護保険事業	30	180														
		6	介護サービス費等の特例	30	180														
4	医療班の協力	1	人員派遣	1	7														

2 関連する防災協定

No(上表)	防災協定	No(上表)	防災協定
1-4、2-4	災害時における協力 (三重県行政書士会)	2-2	福祉避難所 (二次避難所) 設置・運営 (鈴鹿グリーンホーム、ルーエハイム、くすのき園ほか)
1-4	災害ボランティアセンター設置及び運営 (鈴鹿市社会福祉協議会)	2-2、2-3	介護用品・衛生用品等の福祉用具等物資の供給 (日本福祉用具供給協会)

3 関係機関・関係班

No(上表)	関係機関・関係班	No(上表)	関係機関・関係班
1-1、1-2	調査班 (被災者生活再建支援)	1-4、2-4	三重県行政書士会
1-2	三重県 (申請書の送付先)	2-2	協定締結先 (23箇所)
1-3、1-4	産業物資班 (義援金・物資調達関係)	2-3	救助施設班 (避難所に関すること)
1-4	鈴鹿市社会福祉協議会	4	医療班 (人員派遣)
1-4、2-4	営繕班 (住宅の応急修理、応急仮設住宅等への入居等)		医療班 (在宅避難者の支援)

4 タイムラインの詳細

1	1	○弔慰金、見舞金の支給 ・被災者の状況に応じて、弔慰金、見舞金 (罹災証明書に基づき金額が異なる) の支給	【主担当: 保険年金課、福祉医療課】
---	---	--	--------------------

	2	○被災者生活再建支援金の申請書の受付 ・住家に被害を受けた市民から被災者生活再建支援金の申請書（添付資料：罹災証明書等）の受け付け	【主担当：保護課、子ども育成課】
	3	○義援金の受付・分配 ・集まった義援金を配分するための委員会を設置し、市民への分配	【主担当：健康福祉政策課、子ども政策課】
	4	○業務全般の統括 ・被災状況に応じて、様々な問合せに対する対応部局との情報連携 ・ボランティアセンター設置に係る社会福祉協議会への支援、連絡調整職員の派遣	【主担当：健康福祉政策課、子ども政策課】
2	1	○安否確認 ・災害時要援護者等の安否確認に対する問い合わせ対応	【主担当：長寿社会課、障がい福祉課、子ども家庭支援課】
	2	○福祉避難所の管理 ・福祉避難所の開設状況や空き状況等、施設管理者との情報連携	【主担当：施設所管課】
	3	○避難所生活への支援 ・避難所で長期生活を送っている災害時要援護者等に対して、福祉避難所等への移動等の支援	【主担当：障がい福祉課、長寿社会課、子ども家庭支援】
	4	○業務全般の統括 ・被災状況に応じて、様々な問合せに対する対応部局との情報連携	【主担当：長寿社会課、障がい福祉課、子ども家庭支援】
3	1～6	○各課所管の災害対策業務 ・後期高齢者医療制度 ・医療費の徴収猶予・免除、国民年金保険料の免除等、国民健康保険料の減免等 ・介護保険事業、介護サービス費等の特例	【福祉医療課】 【保険年金課】 【長寿社会課・鈴鹿広域連合】
4	1	○医療班の協力 ・医療班が行う救護本部・救護所の開設・運営、DMAT 等の派遣要請等への保健師・看護師職員等の派遣・協力	

5 関連する防災協定の詳細

協定	相手先
被災者向け相談窓口の設置、会員の派遣	三重県行政書士会
福祉避難所としての利用	鈴鹿グリーンホーム、ルーエハイム、鈴鹿聖十字の家、くすのき園、かなしょうず園、伊勢マリンホーム、ひまわり苑、アルテハイム鈴鹿、鈴の丘、パークヒルズ高塚、ひまわり、桜の森白子ホーム、鈴鹿香寿苑、南山、八野生活介護センター、しらさぎ園、和順寮、和順学園、ベルホーム、ステップワークすずのね、エブリー、鈴鹿けやき苑、鈴鹿生活介護センター、すずかぜ、鈴鹿厚生病院、鈴鹿里山学院
鈴鹿市災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定	鈴鹿市社会福祉協議会
介護用品・衛生用品等の福祉用具等物資の供給	日本福祉用具供給協会

6 関係機関・関係班との連携

関係機関・関係班	連携内容
調査班	罹災証明の発行に関すること
三重県（災害対策課）	受け付けを行った被災者生活再建支援金の申請書を三重県へ送付
産業物資班	救援物資等の受入れ
営繕班	住宅の応急修理や応急仮設住宅等への入居等を希望する被災者の営繕班への取次ぎ
三重県行政書士会	被災者支援相談窓口の設置等
協定締結先	福祉避難所の開設状況や空き状況等、施設管理者との情報の共有
救助施設班	避難所で長期生活を送っている災害時要援護者等への支援（福祉避難所への移動等）を行うための避難所状況等の情報の共有
医療班	在宅避難者への支援
鈴鹿市社会福祉協議会	ボランティアセンターの設置・運営に係るボランティアに関すること

7 対策部・対策班で策定したマニュアル等

マニュアル名	内容
防災関係機関等の連絡先一覧	福祉避難所等の連絡先一覧

2 各班の作業要領

No. 11 福祉医療対策部 医療班

(所属) こども保健課、地域医療推進課

1 タイムライン

No	所掌事務	No	担当業務	業務期間		発災直後(時間)		応急期【1週間】(日)							復旧期【1月】(週)			復旧期【半年】(月)		
				開始目安(日)	完了目安(日)	3	6	12	1	2	3	4	5	6	7	2	3	4	2	3
1	救護本部・ 救護所の 開設・運営	1	災害医療対策本部 の開設・運営	1	14															
		2	救護所の開設・ 運営	1	3															
		3	医療情報の集約・ 周知	1	14															
2	収容避難所 の環境整備 と避難者の 健康管理	1	収容避難所の 環境整備	3	90															
		2	収容避難所での巡 回検診・健康相談	3	90															
		3	在宅避難者の支援		90															
3	DMAT 等の 派遣要請	1	DMAT 等の 派遣要請	1	7															

2 関連する防災協定

No(上表)	防災協定	No(上表)	防災協定
1-1、1-2	医療救護（鈴鹿市医師会）	1-1、1-2	歯科医療救護（鈴鹿歯科医師会）
1-1、1-2	医薬品等の調達（鈴鹿亀山薬剤師会）	1-1、1-2 2-3	医療・産業用ガス等の供給（協栄興業）

3 関係機関・関係班

No(上表)	関係機関・関係班	No(上表)	関係機関・関係班
1-1、2	鈴鹿市医師会（救護本部・救護所の開設・運営）	1-2	衛生清掃班（遺体に関する事）
1-1、2	鈴鹿亀山薬剤師会（薬剤の供給）	1-2	鈴鹿警察署（遺体検査）
1-1、2	鈴鹿歯科医師会（口腔治療）	2-3	福祉班（在宅避難者の支援）
1-1、2、3 3-1	三重県鈴鹿保健所（保健衛生室総務企画課） (医療関係業務における連携、DMAT 派遣要請)	2-1、2	救助施設班、学校管理班（避難所の環境整備、 巡回検診、健康相談）
	福祉班（人員要請）		

4 タイムラインの詳細

1	○災害医療対策本部の開設・運営 <ul style="list-style-type: none"> ・鈴鹿市保健センターへ災害医療対策本部を開設、運営 ・三師会（鈴鹿市医師会、鈴鹿亀山薬剤師会、鈴鹿歯科医師会）、三重県鈴鹿保健所と連携
	○救護所の開設・運営 <ul style="list-style-type: none"> ・鈴鹿市医師会「災害時対応マニュアル」に基づいて市内18箇所に開設される救護所の運営 ・関係機関（鈴鹿警察署）と連携し、トリアージの実施、医療行為の記録、医薬品の手配、死亡者の遺体検案等、関係班（衛生清掃班）と実施 ・各救護所の状況を救護本部に報告し、状況に応じて、医師等の応援派遣や救護所の閉鎖等の実施
	○医療情報の集約・周知 <ul style="list-style-type: none"> ・病院・診療所等の稼働状況等の情報を集約し、市民等へ周知
2	○収容避難所の環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ・収容避難所を巡回し、感染症の予防等、環境整備に関する業務の実施
	○収容避難所での巡回検診・健康相談 <ul style="list-style-type: none"> ・収容避難所を巡回し、避難者の検診や健康相談の実施
	○在宅避難者の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・在宅避難者を巡回し、検診や健康相談の実施（三重県鈴鹿保健所に協力依頼）
3	○DMAT等の派遣要請 <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、DMAT等の派遣要請
	※ 子ども保健課から、三重県鈴鹿保健所を通じて三重県へ要請

5 関連する防災協定の詳細

協定	相手先
災害医療対策本部・救護所の開設・運営	鈴鹿市医師会
救護所等への薬剤の供給	鈴鹿亀山薬剤師会
救護所での口腔治療の実施	鈴鹿歯科医師会
救護所等での医療用ガスの供給	協栄興業

6 関係機関・関係班との連携

関係機関・関係班	連携内容
三師会（鈴鹿市医師会、鈴鹿亀山薬剤師会、鈴鹿歯科医師会）	災害医療対策本部・救護所の開設・運営を行う。
三重県鈴鹿保健所 (保健衛生室総務企画課)	災害医療対策本部・救護所の開設・運営を行う。 DMAT等の派遣要請について、県と市の調整を行う。
衛生清掃班・鈴鹿警察署	死亡確認、死亡者の収容
福祉班・救助施設班・学校管理班	災害時要援護者台帳等を用いた在宅避難者への支援を行う。 収容避難所における、避難者の健康相談の実施や、避難所の環境整備

7 対策部・対策班で策定したマニュアル等

マニュアル等	内容
三重県保健師活動マニュアル	広域的な災害発生時、保健師が地域保健活動に従事する際、指針となるものを示したもの。(避難所巡回の際の健康調査や健康相談についての様式の記載あり)
鈴鹿保健所管内災害時保健活動マニュアル	

2 各班の作業要領

No. 12 福祉医療対策部 調査班

(所属) 資産税課、納税課、市民税課

1 タイムライン

No	所掌事務	No	担当業務	業務期間		発災直後(時間)		応急期【1週間】(日)							復旧期【1月】(週)			復旧期【半年】(月)			
				開始目安(日)	完了目安(日)	3	6	12	1	2	3	4	5	6	7	2	3	4	2	3	6
1	罹災家屋の調査・罹災証明の発行	1	被災状況の把握	1	30																
		2	罹災家屋の調査	7	90																
		3	罹災証明書の発行	15	180																
		4	被災者台帳等被害報告書の整理	7	180																
2	各課所管の災害対策業務	1	市民税の減免	60	180																
		2	固定資産税の減免	60	180																
		3	徴収猶予や納期等の延長	60	180																

2 関連する防災協定

No(上表)	防災協定
1-1、1-2	航空写真による被災状況調査（国際航業三重営業所）
	小型無人機による情報収集（災害対策建設協会 JAPAN47、いちどろ合同会社）
	被害調査の情報共有などの連携・協力（三井住友海上火災保険会社）
1-2	地図製品等の供給等（ゼンリン）

3 関係機関・関係班

No(上表)	関係機関・関係班	No(上表)	関係機関・関係班
1-2	営繕班（被災建築物応急危険度判定）	1-3	救助施設班（避難所での調査広報に関するこ)
	総務班（被害情報の収集）	1-4	福祉班（被災者生活支援）
	衛生清掃班（家屋の解体廃棄物処理に関するこ）		

4 タイムラインの詳細

1	○被災状況の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・営繕班と連携し、市内の被災状況を把握し、罹災家屋調査の方法等（班編成・調査地域等）の検討 ・発災～3日後：被災建築物応急危険度判定業務（営繕班）の判定地域との情報共有、調査地域の調整 ・4～14日後：被災建築物応急危険度判定業務（営繕班）の判定結果の情報共有、調査地域の調整
	○罹災家屋の調査 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害の被害認定基準について」に基づく被害認定方法を用いて、住家の被害認定調査 ・災害発生後に、内閣府が通知する被害認定方法の取り扱い、簡素化等の情報収集と対応 ・被災建築物応急危険度判定済みの地域から、被害認定調査に基づき、各罹災家屋について被害判定の実施 ・予め、調査家屋の被災建築物応急危険度判定結果を把握した上で、被害判定を実施 ・被害認定に対する、再調査等の実施 ・被害認定調査時に被災者支援制度や災害ボランティアセンター等の広報チラシを所有者に配布
1 2	○罹災証明書の発行 <ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活支援に係る証明書、及び各種保険金請求に係る証明書の発行
3	○被災者台帳等被害報告書の整理 <ul style="list-style-type: none"> ・被災者台帳等の各種データを整理し、被災者支援システムを活用し福祉班（被災者生活支援）と情報共有
4	○市民税の減免 <ul style="list-style-type: none"> ・鈴鹿市税条例等の定めるところにより、市民税の減免（市民税課）
1	○固定資産税の減免 <ul style="list-style-type: none"> ・鈴鹿市税条例等の定めるところにより、固定資産税の減免（資産税課）
2	○徴収猶予や納期等の延長 <ul style="list-style-type: none"> ・鈴鹿市税条例等の定めるところにより、市税の徴収猶予並びに納期等の延長（納税課）
3	

5 関連する防災協定の詳細

協定	相手先
航空写真を活用した住宅被害判定等の支援	国際航業三重営業所
ドローンを活用した住宅被害判定等の支援	災害対策建設協会 JAPAN47、いちどろ合同会社
地図製品（住宅地図、広域図、ZNET TOWN）の供給	ゼンリン

6 関係機関・関係班との連携

関係機関・関係班	連携内容
営繕班	営繕班が実施する、被災建築物応急危険度判定の判定データの活用等
総務班	被害情報の収集
衛生清掃班	家屋の解体廃棄物処理に関すること
救助施設班	避難所での調査広報に関すること
福祉班	福祉班が実施する被災者生活支援業務との、罹災情報の共有

7 対策部・対策班で策定したマニュアル等

マニュアル名	内容

2 各班の作業要領

No. 13 環境対策部 衛生清掃班 (災害廃棄物処理編)

(所属) 環境政策課、廃棄物対策課、開発整備課、環境施設課、クリーンセンター

1 タイムライン

No	所掌事務	No	担当業務	業務期間		発災直後 (時間)		応急期【1週間】 (日)							復旧期【1月】 (週)			復旧期【半年】 (月)		
				開始目安 (日)	完了目安 (日)	3	6	1 2	1	2	3	4	5	6	7	2	3	4	2	3
1	組織・計画等の運営管理	1	体制の構築・維持	1	180															
		2	情報収集・提供	1	180															
		3	支援要請及び受援体制の構築	1	90															
		4	災害廃棄物処理実行計画策定・更新	1	180															
		5	補助金関連業務	4	180															
2	収集運搬体制構築	1	優先処理廃棄物	1	30															
		2	処理困難廃棄物等	1	30															
		3	し尿	1	180															
		4	避難所ごみ	1	180															
		5	生活ごみ	1	180															
		6	片付けごみ	3	180															
		7	家屋解体廃棄物	14	180															
		8	廃自動車・船舶等	4	180															
		9	動物死体	4	180															
3	仮置場の設置・運営	1	住民仮置場	1	180															
		2	一次仮置場	1	180															
		3	仮設処理施設(二次仮置場)	4	180															
4	障害物の除去			2	180															
5	処理施設の復旧			1	180															
6	中間処理			1	180															
7	最終処分			1	180															

2 関連する防災協定

No(上表)	防災協定	No(上表)	防災協定
1、2、3、6、7	三重県災害廃棄物処理応援協定書	2、6、7	災害時におけるがれき等の廃棄物の処理に関する応援協定書（三重県産業廃棄物協会）
2	災害時における廃棄物の処理に関する応援協定書（鈴鹿市清掃協同組合）	2、6、7	災害時におけるがれき等の廃棄物の処理に関する応援協定書（三重県環境保全事業団）
2	災害時における一般廃棄物の処理に関する無償救援協定書（三重県環境整備事業協同組合）	2、6	災害時におけるがれき等の廃棄物の処理に関する応援協定書（三重県清掃事業連合会）
2、4	災害時における応急活動等に関する協定（近藤工務店）		

3 関係機関・関係班

No(上表)	関係機関・関係班	No(上表)	関係機関
1-1	総務班、動員班	2-3	鈴鹿市清掃協同組合、三重県、環境省、県内各市町、救助施設班、学校管理班、産業物資班、下水道工務班
1	三重県、環境省、県内各市町、総務班、建設班、調査班	2-4	鈴鹿市清掃協同組合、救助施設班、学校管理班
1-3	三重県、環境省、県内各市町、動員班	2-5	鈴鹿市清掃協同組合、三重県、県内各市町
1-4	三重県、環境省	2-6	鈴鹿市清掃協同組合、三重県、県内各市町
1-5	三重県、環境省、東海財務局	2-7	調査班
2-1	警察、自衛隊、消防統制班、消防活動班、建設班	2-8	三重県、環境省
2-2	三重県、環境省、消防統制班	3	三重県、動員班、營繕班

4 タイムラインの詳細

1	○体制の構築・維持 <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部体制及び鈴鹿市災害廃棄物処理計画（以下「計画」という。）に基づき、組織体制・指揮命令系統の構築、維持を行う。必要に応じて、災害対策本部に増員要請、三重県等に派遣要請。
	○情報収集・提供 <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の適正かつ円滑な処理を行うために必要な情報収集、一元管理及び定期的な更新を行う。また、災害廃棄物の処理に関して市民に情報提供や苦情・相談対応を実施。
	○支援要請及び受援体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・被災状況や災害廃棄物の種類・発生量によっては、国、県及び周辺自治体、民間事業者等に支援要請を行う。また、これらの支援を受入れる体制を構築。 ・災害廃棄物等の収集運搬については、鈴鹿市清掃協同組合と締結した協定書に基づき支援を要請。
	○災害廃棄物処理実行計画策定・更新 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に配慮して、災害廃棄物の処理に向けた基本方針を策定する。 ・計画に基づき、災害廃棄物の発生量、処理可能量や処理施設の被災状況等を把握した上で、災害廃棄物処理実行計画を策定する。また、処理の進捗状況に応じて段階的に更新する。
	○補助金関連業務 <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理事業費補助事業、廃棄物処理施設災害復旧事業を見据えた災害廃棄物処理を実施。
2	○優先処理廃棄物 <ul style="list-style-type: none"> ・人命の救助や捜索、ライフラインの確保のために排出される家屋解体廃棄物、道路啓開等に伴い処理が必要となるがれき類、津波堆積物等は優先的に対応を検討。（ただし、道路啓開に伴う廃棄物の処理については、道路管理者の対応が原則）
	○処理困難廃棄物等 <ul style="list-style-type: none"> ・処理困難物・有害廃棄物、危険物、腐敗性廃棄物等については、消防統制班等と連携してその有害性や危険性、生活環境に与える影響等を把握し、優先順位を見極めて収集運搬方法等を検討する。
	○し尿 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所等から発生するし尿を生活環境と公衆衛生上の支障が生じないうちに処理。避難所開設数・避難者数やクリーンセンターの被災状況等をふまえて、救助施設班等と連携して仮設トイレの設置を進めるとともに、計画的な収集運搬体制を構築。
	○避難所ごみ <ul style="list-style-type: none"> ・避難所ごみは仮置き場には搬入せず計画に基づき市処理施設（鈴鹿市清掃センター、鈴鹿市不燃物リサイクルセンター）へ直接搬入。なお、腐敗性廃棄物から収集体制を構築する等、段階的に収集体制を拡充することも検討。 ・避難所におけるごみの排出方法の指導や集積場所の維持管理は、救助施設班等と連携して実施。
	○生活ごみ <ul style="list-style-type: none"> ・生活ごみについても、避難所ごみに準じて市処理施設（鈴鹿市清掃センター、鈴鹿市不燃物リサイクルセンター）へ直接搬入する。なお、腐敗性廃棄物から収集体制を構築する等、段階的に収集体制を拡充することも検討する。
	○片付けごみ <ul style="list-style-type: none"> ・計画の基本処理フローに基づき分別方法及び排出ルールを決定。 ・片付けごみの収集運搬体制については、鈴鹿市清掃協同組合や県への支援要請、業者委託等により構築。なお、一次仮置場に搬入した際に計画の処理フローに基づく分別が可能となるよう運搬体制を構築。 ・住民仮置場及び住民仮置場からの運搬先となる一次仮置場の設置を早急に進め搬入先の確保を図るとともに、運搬体制を確保。
	○家屋解体廃棄物 <ul style="list-style-type: none"> ・被災家屋解体廃棄物について、処理工程の構築、公費解体手順の決定、解体業者との契約等を行った上で、計画的に解体・撤去、運搬、処理。
8	○廃自動車・船舶等 <ul style="list-style-type: none"> ・廃自動車、廃船の処理は、所有者の意思確認等、計画に基づく対応手順を構築した上で作業を進める。

2	9	<ul style="list-style-type: none"> ○動物死体 <ul style="list-style-type: none"> ・動物死体（死亡ペット、死亡獣畜等）については、原則として飼い主又は死亡場所の土地管理者により、市が指定する保管場所又は処理施設への自己搬入を原則として対応。公共用地における動物死体は、管理者や既存委託業者等との調整の上、収集体制を構築。 ・死亡獣畜は事業者において処理するほか、生活環境への影響を考慮して腐敗性廃棄物処理を参考に対応を検討。
3	1	<ul style="list-style-type: none"> ○住民仮置場 <ul style="list-style-type: none"> ・被災建物等から排出される災害廃棄物（片付けごみ）の一時集積場所を計画に基づき設置。 ・公園・道路等に自然発生する勝手仮置場については、現場確認の上、撤去等の処理。
	2	<ul style="list-style-type: none"> ○一次仮置場 <ul style="list-style-type: none"> ・がれき類・家屋解体廃棄物等の搬入場所、住民仮置場からの片付けごみの搬出先・分別保管場所として、計画に基づき一次仮置場を設置する。また状況に応じて、増設、閉鎖する。 ・津波堆積物、適正処理困難物等、廃自動車・廃船等の一次仮置場についても用地を確保するとともに運用方法等を検討し、供用開始する。
	3	<ul style="list-style-type: none"> ○仮設処理施設（二次仮置場） <ul style="list-style-type: none"> ・処理施設の復旧状況や災害廃棄物の発生量・処理可能量、広域処理の状況等を踏まえ、仮設処理施設（仮設焼却炉、破碎・選別機等）の必要性及び処理工程、必要能力や機種等を決定し、設置、運用。 ・被災状況等によっては、県への事務委託等についても検討。
4		<ul style="list-style-type: none"> ○障害物の除去 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅又はその周辺に土石・竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去について関係事業者団体等の協力を得て除去を行う。（災害救助法適応時）
5		<ul style="list-style-type: none"> ○処理施設の復旧 <ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画（BCP）等に基づく施設復旧及び復旧後の災害廃棄物処理のための施設の管理運営を行う。 ・復旧に時間を要する場合は、廃棄物の受け入れ体制の確保や応急的な代替処理方法について検討する。 ・廃棄物処理施設災害復旧事業の補助申請を見据えて、復旧作業の進捗管理を行う。
6		<ul style="list-style-type: none"> ○中間処理 <ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬された災害廃棄物等について中間処理を行う。市処理施設での処理が困難な場合は、県への支援要請により広域処理、民間委託等の検討を行うほか、産業廃棄物処理施設の廃棄物処理法の特例による活用を検討・実施する。 ・中間処理に当たっては、再資源化や復興資材への活用を念頭に処理を行う。
7		<ul style="list-style-type: none"> ○最終処分 <ul style="list-style-type: none"> ・中間処理後、埋め立て処分を要する災害廃棄物等の最終処分を行う。市処理施設での処理が困難な場合は、県への支援要請により広域処理、民間委託等の検討を行うほか、産業廃棄物処理施設の廃棄物処理法の特例による活用を検討・実施する。

5 関連する防災協定の詳細

協定	相手先
三重県災害廃棄物処理応援協定書	県内市町、三重県 ※応援活動に関する必要な事項を規定（平成16年10月29日締結）
災害時における廃棄物の処理に関する応援協定書	鈴鹿市清掃協同組合 ※災害時における廃棄物の撤去、収集及び運搬（令和5年2月6日）
災害時における一般廃棄物の処理に関する無償救援協定書	三重県環境整備事業協同組合（三重県と同組合の協定） ※災害時における一般廃棄物の撤去及び収集・運搬（平成16年3月30日）
災害時におけるがれき等の廃棄物の処理に関する応援協定書	社団法人 三重県産業廃棄物協会（三重県と同協会の協定） ※災害時に発生するがれき等の撤去、収集・運搬及び処分（平成16年4月28日）
災害時におけるがれき等の廃棄物の処理に関する応援協定書	財団法人 三重県環境保全事業団（三重県と同事業団の協定） ※災害時に発生するがれき等の撤去、収集・運搬及び処分（平成16年10月15日）
災害時におけるがれき等の廃棄物の処理に関する応援協定書	一般社団法人 三重県清掃事業連合会（三重県と同連合会の協定） ※大規模災害発生時の災害廃棄物の撤去及び収集・運搬、処理・処分（平成26年3月3日）
災害時における応急活動等に関する協定	近藤工務店（障害物の除去、仮置場等での災害廃棄物の分別・積込み・搬出等）

6 関係機関・関係班との連携

関係機関・関係班	連携内容
三重県	災害廃棄物の処理に関すること、災害廃棄物処理実行計画に関すること、県応援協定書に関すること、補助金申請事務の支援に関すること、処理困難物等の処分先の確保支援に関すること、各種収集運搬体制・処理体制の構築支援に関すること
環境省	災害廃棄物の処理に関すること、災害廃棄物処理実行計画に関すること、補助金申請事務の支援に関すること、処理困難物等の処分先の確保支援に関すること、各種収集運搬体制・処理体制の構築支援に関すること
県内各市町	災害廃棄物の処理に関すること、県応援協定書に基づく支援要請に関すること、各種収集運搬体制・処理体制の構築支援に関すること
総務班	組織体制・指揮命令系統の構築・維持に関すること、情報収集・情報提供に関すること
動員班	組織体制・指揮命令系統の構築・維持に関すること、支援要請・受援体制の整備に関すること
調査班	被災家屋等の情報収集に関すること、家屋解体廃棄物処理に係る罹災証明に関すること
下水道工務班	し尿や浄化槽汚泥処理に関する下水道処理施設、農業集落排水処理施設の利活用に関すること
建設班	道路等の被災・復旧等の情報連携に関すること、道路啓開時のがれき等の処理に関すること
營繕班	災害廃棄物仮置場の設置場所の選定に関すること、応急仮設住宅等入居者のごみ収集に関すること
避難所対策部	避難所におけるし尿の収集運搬に関すること、避難所ごみの分別や収集運搬に関すること
鈴鹿市清掃協同組合	し尿・浄化槽汚泥・災害廃棄物の収集運搬に関すること
警察・自衛隊・消防	人命救助に係る家屋解体・がれき撤去等で生じる廃棄物の処理に関すること、道路規制等の情報共有に関すること、緊急通行車両に関すること、有害・危険廃棄物等の処理に関すること
東海財務局	補助金申請に関すること

7 対策部・対策班で策定したマニュアル等

マニュアル名	内容
鈴鹿市災害廃棄物処理計画	災害廃棄物の処理に関する基本方針、対応方法等に関するマニュアル
環境対策部衛生清掃班災害対応マニュアル（災害廃棄物処理編）	災害廃棄物処理に係る詳細の対応マニュアル
【参考】三重県災害廃棄物の処理に関する業務手順書（三重県）	災害廃棄物の処理に関する連絡体制整備、支援要請、各種情報共有、連絡相談方法等に関する手順書

1 タイムライン

No	所掌事務	No	担当業務	業務期間		発災直後(時)	応急期(日)							復旧期(1月)(週)			復旧期(半年)(月)		
				開始目安(日)	完了目安(日)		3	6	1 2	1	2	3	4	5	6	7	2	3	4
1	運営管理	1	組織体制	1	180														
		2	被災状況把握	1	180														
2	遺体収容所の設置運営	1	遺体収容所の設営・開設	1	90														
		2	遺体収容所の運営	1	90														
		3	遺体の身元調査	1	365														
		4	遺族等への引渡し	2	365														
		5	身元不明遺体引継	7	180														
3	遺体の埋火葬	1	埋火葬の許可	2	180														
		2	火葬の実施	3	180														
		3	遺骨及び遺留品の保管等	8	545														
		4	漂着遺体の取扱い	1	180														
		5	仮埋葬	8	730														
4	遺体処理に係る事務処理	1	作業期間延長申請	10	180														
		2	相談窓口の設置	1	180														
		3	受援体制	1	180														
		4	費用弁済・求償	8	180														

2 関連する防災協定

No(上表)	防災協定	No(上表)	防災協定
1-1、3-2	中部9県災害時等の火葬の相互応援に関する覚書(三重県と富山県外7県)	2-1、4-3	災害時における棺及び葬祭用品の供給等に関する協定書 (三重県と三重県葬祭業協同組合、全日本葬祭業協同組合連合会)
2-1~2、3-2、3-5、4-3~4	災害時における葬祭業務に関する協定書 (民間葬祭業者)	2-1、3-2、4-3	災害時における石油類燃料の供給に関する協定 (三重県と三重県石油商業組合)
2-2	災害救助法により知事の行う医療等を日本赤十字社三重県支部に委託する契約 (三重県と日本赤十字社三重県支部)		

3 関係機関・関係班

No(上表)	関係機関・関係班	No(上表)	関係機関・関係班
1-1	動員班（人的支援）	2-1、4-2	総務班（広報）
1、3-1～2、3-4、4-1、4-3～4	三重県（鈴鹿保健所）（人的支援、情報連携、棺及び葬祭用品の支援、埋火葬の特例許可、広域火葬の調整、漂着遺体の対応）	1-2、3-4	自衛隊、海上保安庁、消防等（行方不明者の捜索・搬送、漂着遺体の対応）
1-2	営繕班（応急危険度判定）	2-2	日本赤十字社三重県支部（遺体の洗浄・消毒・縫合等の処置）
1-2、2、3-2～4	三重県警、鈴鹿警察署（行方不明者の捜索・搬送、遺体収容所の設営・開設・運営、遺体の身元調査、遺族等への引渡し、漂着遺体の対応）	3-1～2	戸籍住民課（火葬許可証等の発行、火葬場等の予約受付）
2-1、4-3～4	管財班、財務会計班、産業物資対策班（物品調達）	3-2～4	保護課（行旅死亡人の取り扱い）
2-1～2、3-2、3-5、4-3～4	民間葬祭業者（全日本冠婚葬祭互助協会外7団体）（棺及び葬祭用品の支援、人的支援）	3-5	建設業者（仮埋葬）

4 タイムラインの詳細

1	1	○運営管理 <ul style="list-style-type: none"> ・職員及び火葬業務委託業者の安否・出勤の可能性を確認し、人的配置を決定 ・県等に物品や人員の協力要請
	2	○被災状況把握 <ul style="list-style-type: none"> ・斎苑の被害状況を把握し、火葬実施の可能性又は被災した場合の復旧見込みの把握 ・遺体収容所候補地の被害状況把握。遺体数の予測から受入可能性の検討
1	1	○遺体収容所の設営・開設 <ul style="list-style-type: none"> ・警察等と協力して遺体収容所を設営・開設。総務班に報告し、各メディア等への周知を依頼 ・遺体安置に必要な物品の調達。また、協定締結団体に物品や人員の協力要請
2	2	○遺体収容所の運営 <ul style="list-style-type: none"> ・警察と連携した、遺体収容所の運営 ・警察又は日本赤十字社は、医療班と協力し遺体の一時保存のため、必要に応じ遺体の洗浄・消毒等の処置（日本赤十字社は、必要に応じ遺体の縫合）を行う ・検視・検案後の遺体一時保存のための処置と納棺を、災害時協力協定団体（民間葬祭業者）から派遣された人員等に依頼
2	3	○遺体の身元調査 <ul style="list-style-type: none"> ・警察は、検視・検案の結果等から身元確認 ・市民等から行方不明者の問合せがあった場合の照会
4	4	○遺族等への引渡し <ul style="list-style-type: none"> ・警察は、身元が判明した遺体及び所持金品を遺族等（引取人）へ引き渡す ・警察から遺族等（引取人）に関する情報の提供を受け、遺族等（引取人）の氏名、連絡先等を記録 ・身元不明遺体については、所持金品と共に警察から引継。火葬までの間、遺体及び所持金品は引き続き遺体収容所に安置し、身元確認調査を継続
5	5	○身元不明遺体引継 <ul style="list-style-type: none"> ・警察等が実施する行方不明者の捜索で発見された身元不明遺体を遺体収容所で引き継ぐ

	1	○埋火葬の許可 ・遺族等（引取人）から死亡届が提出されたら、火葬許可証又は特例許可証を発行し、利用可能な火葬場及び遺体搬送手段等の案内・予約受付（戸籍住民課）
	2	○火葬の実施 ・斎苑で火葬が可能な場合は、遺体引渡所等で火葬予約受付 ・斎苑で使用する燃料（火葬炉の白灯油、自家発電機の軽油等）の確保 ・斎苑で火葬ができない場合は、県内外の火葬場の利用について県と調整及び要請 ・警察から市に引き継がれた身元不明遺体及び遺族等による埋火葬が困難な遺体は、遺体の状態が悪化する前（概ね一週間程度）に市で火葬を実施
3	3	○遺骨及び遺留品の保管等 ・市が火葬した遺骨は、遺骨遺留品保管所で遺留品とともに保管 ・身元不明遺骨の遺族等（引取人）が判明した場合は、警察と協力し引渡手続の実施。1年以内に遺族等（引取人）が判明しない場合は、市が納骨 ・遺族等による埋蔵・収蔵が困難な遺骨は、市が納骨
	4	○漂着遺体の取扱い ・漂着遺体の身元確認後、所定の手続きを実施（保護課）
	5	○仮埋葬 ・遺体の衛生状態に配慮した保管が困難な場合は、必要に応じて仮埋葬を実施 ・協力協定団体（民間葬祭業者）に対し、事務手続き（死亡届の提出、埋火葬許可証の受領等）及び遺体の見送りに関する作業を依頼する。重機及びその操縦手の手配については建設業者等に依頼 ・仮埋葬した遺体を改めて火葬する場合、遺族等（引取人）による火葬が可能であれば遺族等（引取人）が火葬を実施する。市は、その際に火葬場へ提出するための改葬許可証を発行
	1	○作業期間延長申請 ・災害救助法が適用され、遺体の搜索、処理及び埋葬・火葬の作業を11日目以降も行う必要がある場合、期間内（10日以内）に県へ期間延長を申請
4	2	○相談窓口の設置 ・市民等からの遺体の照会に対応する窓口や、火葬手続き等に関する問い合わせ窓口を、環境政策課と遺体収容所等に設置 ・窓口を設置した場合、総務班と協力し、各種メディア等を利用して市民へ周知
	3	○受援体制 ・県及び協力協定団体（民間葬祭業者）等からの応援職員、応援物資について受入体制を整える。
	4	○費用弁済・求償 ・民間企業等に協力を求めた人材や物品等の費用について弁済する。 ・災害救助法が適用され場合は、支弁した費用について、三重県に求償するための報告を財務会計班に行う。

5 関連する防災協定の詳細

協定	相手先
中部9県災害時等の火葬の相互応援に関する覚書	三重県と富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県 (災害発生時における火葬の広域応援に関する手続き等の覚書)
災害時における葬祭業務に関する協定書（棺及び葬祭用品の支援、人的支援）	全日本冠婚葬祭互助協会、三重県葬祭業協同組合、鈴鹿農業協同組合、(福)伊勢鈴亀会福祉葬祭三重、(特非)とわのそら、葬儀会館ティア白子 (災害発時における物品や役務の提供等を規定)
災害救助法により知事の行う医療等を日本赤十字社三重県支部に委託する契約	三重県と日本赤十字社三重県支部の協定（平成16年4月1日） (死体の処理（死体の洗浄、縫合、消毒等の処置、検査）等の役務の提供を規定)
災害時における棺及び葬祭用品の供給等に関する協定書	三重県と三重県葬祭業協同組合、全日本葬祭業協同組合連合会の協定 (災害発時における物品や役務の提供等を規定)
災害時における石油類燃料の供給に関する協定	三重県と三重県石油商業組合の協定（平成26年12月15日） (災害発時における石油類燃料の供給や運搬等を規定)

6 関係機関・関係班との連携

関係機関・関係班	連携内容
三重県（鈴鹿保健所） 保健衛生室衛生指導課 (TEL. 382-8674)	<ul style="list-style-type: none"> ○「三重県広域火葬計画」、「三重県広域火葬実施要領」、「中部9県災害時等の火葬の相互応援に関する覚書」、「災害時に棺及び葬祭用品の供給等に関する協定書」による連携 ・広域火葬の応援・協力の要請、火葬場の選定及び割振り、火葬要員の派遣要請、遺体保存のための物品及び作業要員の支援要請、遺体の搬送手段の支援要請（広域火葬で民間葬祭業者による搬送が困難な場合は、県から自衛隊等に協力要請） ○漂着遺体の対応 ○死亡届の受理及び埋火葬許可証の発行について、県を通じ国に特例的取扱の許可を求める ○斎苑で使用する燃料の支援要請 ○災害救助法が適用された場合の、遺体の搜索、処理及び埋葬・火葬の作業期間延長の申請 ○災害救助法第18条に定めるところにより、支弁した費用について、三重県に求償。必要に応じて事前に県に協議の上、特別基準を設定
三重県警、鈴鹿警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○遺体収容所の設営・開設・運営 ○行方不明者の捜索・搬送 ○漂着遺体の対応（海上保安庁） ○身元調査、遺族等への引渡し
民間葬祭業者（全日本冠婚葬祭互助協会外7団体）	<ul style="list-style-type: none"> ○棺及び葬祭用品の提供並びに作業等の役務の提供 ○遺体安置施設等の提供 ○遺体の搬送
日本赤十字社三重県支部	遺体の洗浄・消毒・縫合等の処置、検案
動員班	人的支援
営繕班	斎苑の応急危険度判定
管財班、財務会計班、産業物資対策班	物品調達
総務班	広報
戸籍住民課	<ul style="list-style-type: none"> ○火葬許可証又は特例許可証の発行 ・利用可能な火葬場及び遺体搬送手段等の案内・予約受付
保護課	行旅死亡人の取り扱い

7 対策部・対策班で策定したマニュアル等

マニュアル等	内容
環境対策部 衛生清掃班 災害対応マニュアル参考資料（第2章 遺体処理編）	タイムラインに連動した詳細マニュアルと各種様式

No. 13 環境対策部 衛生清掃班 (防疫編)

(所属) 環境政策課、廃棄物対策課、開発整備課、環境施設課、クリーンセンター

1 タイムライン

No	所掌事務	No	担当業務	業務期間		発災直後(時間)		応急期【1週間】(日)							復旧期【1月】(週)			復旧期【半年】(月)		
				開始目安(日)	完了目安(日)	3	6	1 2	1	2	3	4	5	6	7	2	3	4	2	3
1	組織体制整備	1	職員の安否・出勤確認、人的配置	1	180															
2	市の判断による防疫措置	1	薬剤の配布	1	180															
		2	消毒・殺虫作業	1	180															
3	法による防疫措置	1	汚染場所の消毒	1	180															
		2	汚染された害虫の駆除	1	180															
		3	汚染された物件の消毒	1	180															
4	事務処理	1	必要物資の確保	1	180															
		2	情報管理	1	180															
		3	広報	1	180															
		4	受援体制	1	180															
		5	費用弁済	30	180															
		6	三重県への費用求償	30	180															

2 関連する防災協定

No(上表)	防災協定	No(上表)	防災協定
4-1	災害時における生活必需物資等の調達に関する協定 (県とNPO法人コメリ災害対策センター)	4-1	災害時における物資供給に関する協定書 (NPO法人コメリ災害対策センター)

3 関係機関・関係班

No(上表)	関係機関・関係班	No(上表)	関係機関・関係班
1	動員班	4-3	総務班 (広報)
2、3、4-1～3、4-6	鈴鹿保健所	4-4	産業物資対策班

4 タイムラインの詳細

1	1	○職員の安否・出勤確認、人的配置 ・職員の安否・出勤確認をし、人的配置を決定
2	1	○薬剤の配布 ・私有地の消毒・殺虫等のために薬剤の配布が必要と認められた場合、薬剤を調達し、配布
	2	○消毒・殺虫作業 ・防疫措置が必要と認められた公有地について、民間業者等に作業を依頼
3	1	○汚染場所の消毒 ・感染症の患者がいる場所又はいた場所、感染症により死亡した者の遺体がある場所又はあった場所その他感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所について、消毒活動の実施
	2	○汚染された害虫の駆除 ・感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等が存在する区域について、駆除活動の実施
	3	○汚染された物件の消毒 ・感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件について、消毒、廃棄その他の防疫措置の実施
4	1	○必要物資の確保 ・防疫措置を実施する際に必要な消毒薬、機材、マスク、手袋、石鹼等の調達について、産業物資対策班に要請。市で調達できない場合は、三重県鈴鹿保健所に調達の協力あっせん要請
	2	○情報管理 ・法による防疫措置を実施した場合、実施状況を鈴鹿保健所へ報告 ・被害状況及び防疫作業の状況を写真で撮影する等して記録
	3	○広報 ・市民からの防疫に関する問い合わせに対応する窓口を設置し、総務班と連携して周知
	4	○受援体制 ・防疫措置で使用する物資の過不足情報を一元管理し、分配計画を立てる。民間事業者団体等から物資提供の申し出があった場合は、必要に応じて受け入れる（産業物資対策班）。 ・消毒や清掃の作業にボランティアの協力を求める場合は、総務班や社会福祉協議会が設置するボランティア受付窓口と連携し、募集
	5	○費用弁済 ・民間企業等に協力を求めた、防疫措置活動や薬剤等の調達において必要とした費用の弁済
	6	○三重県への費用求償 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による防疫措置を実施し、支弁した費用について、都道府県負担分を三重県に求償

5 関連する防災協定の詳細

協定	相手先
災害時における生活必需物資等の調達に関する協定	三重県とNPO法人コメリ災害対策センターの協定 (災害時に不足した生活必需物資の調達を規定)
災害時における物資供給に関する協定書	鈴鹿市とNPO法人コメリ災害対策センターの協定 (災害時に不足した生活必需物資の調達を規定)

6 関係機関・関係班との連携

関係機関・関係班	連携内容
鈴鹿保健所	防疫作業に関すること
動員班	人的支援に関すること
産業物資対策班	物品調達に関すること

7 対策部・対策班で策定したマニュアル等

マニュアル等	内容
環境対策部 衛生清掃班 災害対応マニュアル参考資料（第3章 防疫編）	タイムラインに連動した詳細マニュアル

No. 13 環境対策部 衛生清掃班 (ペット救護編)

(所属) 環境政策課、廃棄物対策課、開発整備課、環境施設課、クリーンセンター

1 タイムライン

No	所掌事務	No	担当業務	業務期間		発災直後(時間)		応急期【1週間】(日)							復旧期【1月】(週)			復旧期【半年】(月)		
				開始目安(日)	完了目安(日)	3	6	1 2	1	2	3	4	5	6	7	2	3	4	2	3
1	組織体制整備	1	職員の安否・出勤確認、人的配置	1	180															
2	ペット管理場所・ペット救護所	1	設置	1	180															
		2	救護所への獣医師の派遣	1	30															
3	放浪動物	1	保健所への協力	1	60															
4	事務処理	1	住民への周知	1	180															
		2	受援体制	1	180															
		3	費用弁済	30	180															

2 関連する防災協定

No(上表)	防災協定
2、4-3	災害時における動物救護活動に関する協定（鈴鹿地区獣医師会（三重県獣医師会鈴鹿支部））

3 関係機関・関係班

No(上表)	関係機関・関係班	No(上表)	関係機関・関係班
1	動員班	2、4-1、4-3	鈴鹿地区獣医師会（三重県獣医師会鈴鹿支部）
2-1	救助施設班	3、4-2	鈴鹿保健所

4 タイムラインの詳細

1	1	○職員の安否・出勤確認、人的配置 ・職員の安否・出勤確認をし、人的配置を決定
2	1	○設置 ・必要に応じて、避難所に隣接した場所に飼い主責任を基本としたペットの管理場所及びペット救護所を設置（救助施設班） ・ペットに関する専門的な知識が必要になる場合等は、衛生清掃班が鈴鹿地区獣医師会（三重県獣医師会鈴鹿支部）等に依頼し、助言・協力を得る
2	2	○救護所への獣医師の派遣 ・鈴鹿地区獣医師会（三重県獣医師会鈴鹿支部）に対し、ペット救護所への獣医師の派遣を要請
3	1	○保健所への協力 ・飼い主からペットが行方不明になったと連絡があった場合は、鈴鹿保健所へ保護を依頼 ・鈴鹿保健所から、保護したペットの飼い主に関する情報照会があった場合の協力

	1	<ul style="list-style-type: none"> ○住民への周知 <ul style="list-style-type: none"> ・ペット同行避難所・ペット救護所・ペット同行避難可能な応急仮設住宅の開設状況、診療可能な動物病院の情報等を収集 ・市民からのペットに関する問い合わせに対応する窓口を設置し、総務班と連携して周知。鈴鹿地区獣医師会（三重県獣医師会鈴鹿支部）等の助言・協力を得て対応する。
4	2	<ul style="list-style-type: none"> ○受援体制 <ul style="list-style-type: none"> ・ペット同行避難所等でペット救助に必要となる物資の確保は飼い主責任を基本とするが、物流の混乱等で飼い主による確保が困難な場合等は市で調達。不足する場合は、三重県鈴鹿保健所等に協力あっせん要請 ・県及び民間事業者団体等からの応援職員、応援物資について受入体制を整える。
	3	<ul style="list-style-type: none"> ○費用弁済 <ul style="list-style-type: none"> ・協定に基づき鈴鹿地区獣医師会（三重県獣医師会鈴鹿支部）が実施した動物救護活動において必要とした医薬品、機材、飼料、その他の物品等の実費について弁済

5 関連する防災協定の詳細

協定	相手先
災害時における動物救護活動に関する協定	鈴鹿地区獣医師会（三重県獣医師会鈴鹿支部）（平成20年5月21日） (災害発生時における役務の提供等を規定)

6 関係機関・関係班との連携

関係機関・関係班	連携内容
鈴鹿保健所	<ul style="list-style-type: none"> ○ペット救助に必要な物資が調達できない場合の支援要請 ○ペット救護所への獣医師の派遣の支援要請
鈴鹿地区獣医師会（三重県獣医師会鈴鹿支部）	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所におけるペット救護所設置の協力 ○ペット救護所における被災動物の管理及び飼養の指導 ○負傷動物への医療処置 ○負傷動物の医療施設への搬送の要否の決定 ○被災動物に関する情報の収集及び提供 ○動物の死亡確認 ○市が行うペット救護活動に対する指導及び公衆衛生活動
救助施設班	ペット管理場所・ペット救護所の設置

7 対策部・対策班で策定したマニュアル等

マニュアル等	内容
環境対策部 衛生清掃班 災害対応マニュアル参考資料（第4章 ペット救護編）	タイムラインに連動した詳細マニュアルと各種様式

2 各班の作業要領

No. 14 産業物資対策部 産業物資班

(所属) 産業政策課、商業観光政策課、農林水産課、耕地課、農業委員会事務局、
技術監理契約課 (契約G)

1 タイムライン

No	所掌事務	No	担当業務	業務期間		発災直後 (時間)		応急期 【1週間】 (日)					復旧期 【1月】 (週)			復旧期 【半年】 (月)			
				開始目安 (日)	完了目安 (日)	3	6	12	1	2	3	4	5	6	7	2	3	4	
1	救助物資の配給・管理・調達	1	物資拠点の開設・運営	1	30														
		2	備蓄物資の配送	1	3														
		3	物資搬送	1	90														
		4	物資管理・調達	1	90														
		5	救援物資の受け入れ	1	30														
2	各課所管の災害対策業務	1	商工業者等の被害調査・被災対策	7	30														
		2	農林水産関係の被害調査・被災対策	1	30														
		3	緊急物品の調達	1	30														

2 関連する防災協定

No(上表)	防災協定	No(上表)	防災協定
1-2	緊急物資輸送等 (トラック協会)	2-3	応急生活物資供給等の協力 (イオン)
1-2、2-3	物資供給及び物資配送 (コープみえ)		物資供給 (コメリ)
1-5	東海道五十三次災害時相互応援 (関係市区町 20 自治体)		災害救助に必要な物資調達 (非常食機構)
	災害救助用米穀等の緊急引渡し (三重県知事)		物資の支援協力 (イオンビッグ)
	相互援助 (羽島市)		炊き出しと物資配送等 (ケーリングサービス)
	相互応援 (大津市)		応急生活物資 (ダンボールパッケージ) の供給 (東海紙器、Jパックス)
	三重県市町災害時応援 (三重県知事、三重県市長会会长、三重県町村会会长)		応急資機材 (作業用品、日用品、冷暖房機器、電機用品、仮設トイレ等) の供給 (林建材)
			食料物資の供給 (すずきゅう)
			資機材のレンタル (車両、発電機、暖房器具等) (レンタルのニッケン)

3 関係機関・関係班

No(上表)	関係機関・関係班	No(上表)	関係機関
1-1	救助施設班 (スポーツ課) (施設管理の面)	1-5	日本郵便㈱、ヤマト運輸㈱他、配達事業者 (救援物資 (送り付け) の保管場所の連絡等)
1-2、3	建設班 (緊急輸送道路等の状況確認)		福祉班 (義援金の受け付け)
1-2、3、4	救助施設班 (避難所状況・ニーズの把握)		財務会計班 (寄付金の受け付け)
1-3	三重県災害対策部救援物資班 (プッシュ型支援)		漁業協同組合 (漁港の管理面)
2-3	全対策班 (物資調達の一括実施)	2-2	

4 タイムラインの詳細

1	○物資拠点の開設・運営 ・物資拠点（2箇所：AGF鈴鹿体育館、西部体育館）の開設・運営	
	○備蓄物資の配送 ・収容避難所への、市の備蓄物資（市役所3階倉庫、AGF鈴鹿体育館、各避難所の防災倉庫）の配送 ・建設班と連携した道路の啓開状況の確認。輸送事業者（トラック協会、コープみえ）と調整の上、備蓄物資の搬送 ・救助施設班と連携し、各避難所のニーズに応じた救援物資の配送	
	○物資搬送 ・物資拠点・備蓄倉庫から、各収容避難所への物資の搬送 ・建設班と連携した道路の啓開状況の確認。輸送事業者（トラック協会、コープみえ）と調整の上、備蓄物資の搬送 ・救助施設班と連携し、各避難所のニーズに応じた救援物資の配送	
	○物資管理・調達 ・避難所・物資拠点状況、在庫・調達・輸送管理等の情報を一元管理し、国・県等と情報共有ができる物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、国・県等への物資支援要請等を行う。 ・物資拠点・備蓄倉庫の物資の在庫管理。要請に基づいた必要な物資の調達 ・県災害対策部救援物資班と連携した物資拠点への入庫管理。トラック協会と連携した出庫管理 ・救助施設班と連携した各避難所の要請の収受。防災協定等を活用した必要な物資の調達	
	○救援物資の受入 ・全国から送られる救援物資の管理	
2	○商工業者等の被害調査・被災対策 ・鈴鹿商工会議所や各観光協会等と連携した商工業者等の被害調査・復旧に向けた対策	【主担当：産業政策課・商業観光政策課】
	○農林水産関係の被害調査・被災対策 ・鈴鹿農業協同組合や鈴鹿漁業協同組合と連携した農業関係、漁港の被害調査・復旧に向けた対策の実施 ・支部や土地改良区等と連携した耕地やため池、及び農業用水路等の被害調査・復旧に向けた対策	【主担当：農林水産課】 【主担当：耕地課】
	○緊急物品の調達 ・全ての対策班からの要請による必要な物品等の調達	【主担当：技術監理契約課契約G】

5 関連する防災協定の詳細

協定	相手先
緊急物資輸送等	三重県トラック協会鈴鹿支部、生活協同組合コープみえ
食料品等の供給 (緊急物資の調達)	○市区町（品川区、大田区、横浜市、大磯町、小田原市、箱根町、函南町、三島市、長泉町、清水町、藤枝市、掛川市、袋井市、豊明市、桑名市、亀山市、甲賀市、湖南市、羽島市、大津市）、○日本非常食推進機構、○イオンビッグ、○中部ケータリングサービス、○生活協同組合コープみえ、○すずきゅう
生活物資等の供給 (緊急物資の調達)	○イオン、○コメリ、○林建材
ダンボールパッケージの提供	○東海紙器、○Jパックス、○和光紙器

6 関係機関・関係班との連携

関係機関・関係班	連携内容
市スポーツ課	施設（AGF鈴鹿体育館、西部体育館）管理
建設班	緊急輸送道路等の状況確認と、配送ルートの情報共有
救助施設班	各避難所からの物資要求の取りまとめ、配送方法の確認
三重県災害対策部救援物資班	県の流通備蓄に係る物資要望、プッシュ型支援に係る配送に関する情報共有
各防災協定締結事業者	緊急物資の調達、物資配送等

7 対策部・対策班で策定したマニュアル等

マニュアル名	内容

2 各班の作業要領

No. 15 土木対策部 建設班

(所属) 河川雨水対策課、土木総務課、道路整備課、道路保全課、土木用地課、市街地整備課、交通防犯課 (交通施設G)、技術監理契約課 (土木技術管理G、建築技術管理G)

1 タイムライン

No	所掌事務	No	担当業務	業務期間		発災直後 (時間)		応急期【1週間】 (日)				復旧期【1月】 (週)			復旧期【半年】 (月)			
				開始目安 (日)	完了目安 (日)	3	6	12	1	2	3	4	5	6	7	2	3	6
1	被害状況の把握・応急対策	1	公共土木施設の巡視	1	7													
		2	交通規制	1	7													
		3	情報共有・人員派遣	1	7													
2	道路の確保	1	被害状況の把握	1	2													
		2	道路啓開・応急対策	1	7													
		3	復旧工事	14	180													
3	内水排除機能の回復	1	被害状況の把握	1	2													
		2	応急対策	1	7													
		3	復旧工事	14	180													
4	津波対策	1	水門等の閉鎖	1	2													
5	下水道工務班の協力	1	人員派遣	1	7													

2 関連する防災協定

No(上表)	防災協定	No(上表)	防災協定
2-2	緊急通行妨害車両等の排除業務 (三重県レッカ一事業協同組合)	3-2	鈴鹿市ポンプ設備の災害時等応急対策工事 (業務) (西島製作所名古屋支店)
	災害応急工事等 (三重県建設業協会鈴鹿支部、鈴鹿災害防止協力会)		
	施設復旧等応急業務 (鈴鹿市造園建設業協会)		
	医療・産業用ガス等の供給 (協栄興業)		雨水ポンプ場等の事業継続支援等 (荏原製作所)
2-2、2-3	ユニットハウス等の供給 (三協フロンティア)		

3 関係機関・関係班

No(上表)	関係機関・関係班	No(上表)	関係機関・関係班
1-2	三重県警察 (交通規制)	3-2	西島製作所名古屋支店
1-3	総務班、産業物資班、三重県、国土交通省、三重県警察、中部版くしの歯作戦拠点事務所 (鈴鹿地区) (被害状況の情報共有)		荏原製作所 (内水排除機能関係)
2-2	三重県建設業協会鈴鹿支部、鈴鹿災害防止協力会、三重県レッカ一事業協同組合、鈴鹿市造園建設業協会 (道路啓開・応急対策)	4-1	三重県 (県土整備部)
		5-1	下水道工務班 (人員派遣)

4 タイムラインの詳細

1	1	○公共土木施設の巡視 ・巡視による道路、橋梁、河川、水門等の被害状況の調査	【主担当：道路保全課、道路整備課、河川雨水対策課】
	2	○交通規則 ・道路等の破損によって、通過交通に支障を及ぼす箇所の通行禁止措置	【主担当：道路保全課】
	3	○情報共有 ・各班、各関係機関との道路等の被害状況の共有 ・中部版くしの歯作戦拠点事務所（鈴鹿地区）へ出動	【主担当：土木総務課、道路保全課】
2	1	○被害状況の把握 ・緊急輸送道路を最優先とした道路の被害状況の確認	【主担当：道路保全課】
	2	○道路啓開・応急対策 ・緊急輸送道路を最優先とした道路障害物の除去 ・被災箇所の応急対策の実施による通行の確保	【主担当：道路保全課】
	3	○復旧工事 ・道路の復旧工事による道路機能の回復	【主担当：道路保全課、道路整備課、土木用地課】
3	1	○被害状況の把握 ・河川等の被害状況の確認	【主担当：河川雨水対策課】
	2	○応急対策 ・河川等の被災箇所の応急対策の実施 ・浸水被害の防除	【主担当：河川雨水対策課】
	3	○復旧工事 ・河川等の復旧工事による内水排除機能の回復	【主担当：河川雨水対策課】
4	1	○水門等の閉鎖 ・潮・水位変動の監視 ・必要に応じた水門等の閉鎖（三重県国土整備部と情報連携）	【主担当：河川雨水対策課】
5	1	○下水道工務班の協力 ・下水道工務班が行う下水道・集落排水施設の被害調査、応急復旧等への協力	【主担当：土木総務課】

5 関連する防災協定の詳細

協定	相手先
災害応急工事、資機材の調達	三重県建設業協会鈴鹿支部、鈴鹿災害防止協力会
通行の妨害となる車両の排除	三重県レッカ一事業協同組合
街路・公園樹等の倒木処理	鈴鹿市造園建設業協会
雨水排水ポンプ設備の応急対策工事	西島製作所名古屋支店、荏原製作所
溶断等に必要な産業用ガスの供給	協栄興業

6 関係機関・関係班との連携

関係機関・関係班	連携内容
総務班、産業物資班、三重県、国土交通省、三重県警察 中部版くしの歯作戦拠点事務所（鈴鹿地区）	道路等の被害状況の共有
三重県建設業協会鈴鹿支部、鈴鹿災害防止協力会	道路啓開、必要となる資機材の提供
三重県レッカ一事業協同組合	道路の妨害となる車両の排除
西島製作所名古屋支店、荏原製作所	雨水排水ポンプ設備の応急対策工事
下水道工務班	下水道・集落排水施設の被害調査、応急復旧等の協力について、 下水道工務班に人員派遣

7 対策部・対策班で策定したマニュアル等

マニュアル等	内容

2 各班の作業要領

No. 16 建築対策部 営繕班

(所属) 住宅政策課、公共施設政策課、建築指導課、都市計画課

1 タイムライン

No	所掌事務	No	担当業務	業務期間		発災直後(時間)		応急期【1週間】(日)					復旧期【1月】(週)			復旧期【半年】(月)		
				開始日安(日)	完了日安(日)	3	6	12	1	2	3	4	5	6	7	2	3	4
1	市有建築物の応急対策	1	被害調査	1	180													
		2	応急復旧支援	1	21													
		3	災害復旧支援	45	—													
2	応急危険度判定業務	1	被災建築物	1	60													
		2	被災宅地	1	60													
3	応急仮設住宅等の供与	1	建設場所・入居該当者を県へ報告	1	7													
		2	入居事務	7	—													
		3	応急仮設住宅建設	14	—													
		4	公営住宅・民間賃貸住宅の活用	14	—													
4	被災住宅建築物の支援	1	相談窓口業務	7	—													
		2	被災住宅の応急修理	14	30													
		3	被災度区分判定支援	14	—													
5	各課所管の災害対策業務	1	公共交通機関の被害調査・運行再開の調整支援	1	—													
		2	市営住宅の被害調査、応急・災害復旧業務	1	30													

2 関連する防災協定

No(上表)	防災協定
1-1	被災建築物応急危険度判定（三重県建築士会鈴鹿支部）
1-2	電気設備の災害応急工事（三重県電気工事業組合）
2-1、2-2	小型無人機による情報収集（災害対策建設協会 JAPAN47）
2-1、2-2	航空写真による被災状況調査（国際航業三重営業所）
2-1、2-2	地図製品等の供給等（ゼンリン）
4-1、4-2	被災住宅等の応急対策業務（鈴鹿建設労働組合）
4-1、4-3	被災住宅相談業務等の支援（三重県建築士事務所協会鈴鹿支部）

3 関係機関・関係班

No(上表)	関係機関・関係班	No(上表)	関係機関・関係班
1-1、2、3	施設の所管課（被害調査・応急復旧・災害復旧）	3-1、2、3	三重県（応急仮設住宅の建設）
1-1、2	救助施設班（避難所・救護所の開設）		三重県（県営住宅）
1-1、2、2-1	管財班（被害調査の車両の手配）		三重県宅地建物取引業協会鈴鹿亀山支部 全日本不動産協会三重県本部 (民間賃貸住宅の活用)
2-1、2	調査班（被害認定調査）	3-4	UR都市機構（災害公営住宅建設支援）
	支部（地区の被害情報の収集）		
	三重県（被災建築物応急危険度判定支援本部/応急危険度判定士派遣）	4-1	総務班（生活再建支援のワンストップ窓口）
	三重県（危険度判定支援本部/被災宅地危険度判定活動の支援）		
3-1	衛生清掃班（災害廃棄物仮置場との調整）		住宅金融支援機構（各種融資相談）
3-1、2	救助施設班（避難所での入居希望調査）	4-1、2、3	三重県建築士事務所協会鈴鹿支部 (相談窓口、応急修理、被災度区分判定)

4 タイムラインの詳細

1	1	○市有建築物の被害調査 ・発災後：安全点検準備・判定士派遣要請 ・施設使用の可否を判断するための安全点検が終了後に、応急復旧工事、災害復旧事業の被害調査を実施 ・安全点検は、施設の優先順位や施設管理者、所管課からの情報を考慮した上で、実施施設を決定 ・安全点検の施設の優先順位：本庁舎 ⇒ 収容避難所（津波対応 ⇒ 基幹 ⇒ 市民会館等の大規模施設 ⇒ 公民館） ・応急復旧工事、災害復旧事業の被害調査は、調査時期、調査方法等を施設の所管課と協議した上で、実施	【主担当：公共施設政策課】
		○市有建築物の応急復旧支援、災害復旧支援 ・被害調査の結果を受けて、応急復旧工事（災害査定前着手）、災害復旧事業（災害査定後着手）を施設の所管課と調整し実施	【主担当：公共施設政策課】
	3	○応急危険度判定業務（被災建築物） ・発災～3日後：判定準備・判定実施計画策定・判定士派遣要請 ・4～14日後：判定士受入れ・判定実施・判定結果の取りまとめ・判定内容に関する問い合わせ窓口の設置・調査班との共有（余震等による再度判定の可能性あり） ・14日以降：判定内容に関する問い合わせ対応、余震等による再判定への対応 ・被害情報収集と判定実施区域の調整、被災住民への調査の周知、調査結果の共有等について、調査班と連携 ・判定業務時に応急危険度判定と罹災証明の内容説明の広報チラシを被災建築物の所有者に配布	【主担当：建築指導課】
2	1	○応急危険度判定業務（被災宅地） ・発災～3日後：判定準備・判定士派遣要請・受入れ ・4～14日後：判定実施・判定結果の取りまとめ・調査班との共有（余震等により再度判定の可能性あり） ・14日以降：判定内容に関する問い合わせ対応、余震等による再判定への対応 ・被害情報収集と調査地域の調整、被災住民への調査の周知、調査結果の共有等について、調査班と連携	【主担当：都市計画課】
	2	○応急仮設住宅等の供与 ・発災～7日後：被害情報等から全壊住宅が多い場所と入居希望ニーズを把握し、応急仮設住宅建設予定地（災害廃棄物仮置場との調整が必要）から選定した第1次の建設場所と建設戸数、入居該当者を三重県へ報告 ・7～14日：入居事務（入居募集、申込・審査等） ・14日～：順次、応急仮設住宅建設の着工、入居事務 ・応急仮設住宅建設のほか、公営住宅（県・市）、民間賃貸住宅の活用や災害公営住宅の建設等も検討 ・災害救助法（応急仮設住宅等の供与）の事務手続き	【主担当：住宅政策課、公共施設政策課】
3	1	○被災住宅建築物の支援 ・発災7日後：生活再建支援のワンストップ窓口（被災住宅建築物の相談窓口を含む）を設置 ・相談窓口では、修理、補強、リフォーム、建替え等の相談に加え、鈴鹿建設労働組合に、被災住宅の応急修理、見積等の協力を、三重県建築士事務所協会鈴鹿支部に被災度区分判定の協力を依頼 ・被災住宅の応急修理は、発災後30日の完了を目指すこと ・災害救助法（被災住宅の応急修理）の事務手続き	【主担当：建築指導課】
	2	○公共交通機関の被害調査・運行再開の調整支援 ・鉄道、バス等の公共交通機関の被害調査、運行再開の調整支援	【主担当：都市計画課】
	3	○市営住宅の被害調査、応急・災害復旧業務 ・市営住宅の被害調査を実施し、応急復旧工事（災害査定前着手）、災害復旧事業（災害査定後着手）を判断し、復旧対応を実施（災害復旧事業：公営住宅災害復旧事業）	【主担当：住宅政策課、公共施設政策課】

5 関連する防災協定の詳細

協定	相手先
※ 2 関連する防災協定に記載	

6 関係機関・関係班との連携

関係機関・関係班	連携内容
※ 3 関係機関・関係班に記載	

7 対策部・対策班で策定したマニュアル等

マニュアル名	内容
鈴鹿市応急仮設住宅事務処理マニュアル	応急仮設住宅作業手順（賃貸型、建設型）、応急仮設住宅の入退去事務等
鈴鹿市被災建築物応急危険度判定業務マニュアル	判定実施体制、判定実施計画の策定、判定士派遣要請・受入れ、実施内容等
鈴鹿市災害時における被災住宅の応急修理実施要領	事務手続き（対象要件、審査内容、取り扱い事例等）、書式等
収容避難所安全確認マニュアル（市施設管理者編）	事務手続き（被害調査方法、住民等の対応、研修）、被害調査用紙、図面等
防災協定に係る応急危険度判定活動等マニュアル	事務手続き（情報収集、要請、判定、報告、連絡体制等）、書式、資料等
鈴鹿市被災宅地応急危険度判定業務マニュアル	判定実施体制、判定実施計画の策定、判定士派遣要請・受入れ、実施内容等

2 各班の作業要領

No. 17 上下水道対策部 給水班

(所属) 経営企画課、経理課、営業課 (料金G)

1 タイムライン

No	所掌事務	No	担当業務	業務期間		発災直後(時間)		応急期【1週間】(日)							復旧期【1月】(週)			復旧期【半年】(月)		
				開始目安(日)	完了目安(日)	3	6	12	1	2	3	4	5	6	7	2	3	4	2	3
1	飲料水及び生活用水の供給	1	給水活動需要及び断水等の実態調査	1	30															
				1	-															
		2	車両の確保	1	-															
		3	給水資機材の準備	1	30															
		4	給水広報	1	30															
		5	取水・運搬・拠点給水の実施	1	-															
		6	協定締結先への協力依頼・受入	1	30															

2 関連する防災協定

No(上表)	防災協定	No(上表)	防災協定
1-2、3、4、5	三重県水道災害広域応援		
1-2、3、4、5	災害時相互応援		
1-1、2、3、4、5	災害時における応急給水等業務の応援		

3 関係機関・関係班

No(上表)	関係機関・関係班	No(上表)	関係機関・関係班
1-1、4、6	水道工務班 (断水状況の調査)		
1-4、5、6	総務班 (広報・周知)		
1-6	救助施設班 (避難所の運搬・拠点給水作業)		
	産業物資班 (給水状況に関する情報連携等)		

4 タイムラインの詳細

1	○給水活動需要及び断水等の実態調査 ・水道工務班と連携し、水道施設被害調査により断水地域と復旧見込みを踏まえ、応急給水計画を作成 ・断水により応急給水活動が必要と思われる地域の調査
2	○車両の確保 ・給水計画に基づき、応急給水活動に必要な車両の確保
3	○給水資機材の準備 ・給水資機材（給水袋等）の準備
4	○給水広報 ・断水等の周知を図るため、広報車、ホームページ等を利用し、断水区域と応急給水活動開始予定に関する広報と応急給水活動の準備 ・応急給水活動を本格的に開始する場合も同様に速やかに広報を実施
1	○貯水施設からの取水 ・被災地域が小規模で限局的な場合、収容避難所である学校・公民館、医療機関、集会所などを拠点給水とし、水道水を供給 ・被災地域が大規模で広域的な場合、貯水施設（配水池、送水場等）から直接取水 ○取水した水道用水の各収容避難所への運搬・拠点給水 ・被災地域において、水道用水を確保することが困難な場合は、給水車等で運搬・拠点給水 ・ボランティア等から援助申出があった場合は、各避難所設置の給水拠点での協力を依頼 ・被害のない配水管や復旧した配水管に、臨時に仮設共同給水栓を設置し、応急給水を実施 ○緊急取水拠点施設での給水 ・被災地域が大規模で広域的な場合、配水池、送水場等の貯水施設（緊急取水拠点施設）を拠点施設として開設、給水を実施 ・給水状況によっては、AGF鈴鹿体育館耐震性貯水槽を活用（給水班が開栓後、地域や支援団体等へ給水活動を引き継ぎ）
5	○応援体制の構築 ・産業物資班及び救助施設班と連携して水道用水の需要及び供給状況に関する情報を収集し、広域応援が必要な場合は、協定等に基づいて関係機関への応援要請及び受入を調整

5 関連する防災協定の詳細

協定	相手先
三重県水道災害広域応援協定	三重県内の全市町及び水道用水供給事業者
(公社)日本水道協会中部地方支部 災害時相互応援に関する協定	公益社団法人日本水道協会中部支部及び中部地方支部内の県支部 (愛知県、三重県、静岡県、岐阜県、福井県、石川県、富山県、長野県、新潟県)
災害時における応急給水等業務の 応援に関する協定	第一環境株式会社中部支店

6 関係機関・関係班との連携

関係機関・関係班	連携内容
水道工務班	断水状況の調査・復旧状況
総務班	避難所又は緊急取水拠点における拠点給水の実施状況（応急給水活動に関する情報発信）
救助施設班	避難所における拠点給水の実施状況（拠点給水）
産業物資班	避難所における拠点給水の実施状況（救助物資の調達）

7 対策部・対策班で策定したマニュアル等

マニュアル名	内容
鈴鹿市危機対策マニュアル（水道施設事故編）	水道における組織体制、応急給水、応急復旧その他必要な事項
鈴鹿市上下水道局災害時等行動マニュアル（水道編）	

2 各班の作業要領

No. 18 上下水道対策部 水道工務班

(所属) 水道工務課、水道施設課、営業課 (給水G、排水設備G)

1 タイムライン

No	所掌事務	No	担当業務	業務期間		発災直後(時間)		応急期【1週間】(日)							復旧期【1月】(週)			復旧期【半年】(月)		
				開始目安(日)	完了目安(日)	3	6	12	1	2	3	4	5	6	7	2	3	4	2	3
1	水道施設に関すること	1	水道施設の被害調査	1	30															
		2	資機材の確保	1	30															
		3	応急復旧計画の策定	1	30															
		4	水道施設の応急復旧修理	1	30															
		5	水道施設の復旧修理	1	-															
		6	取水・配水施設防護、貯水・送水量調整作業	1	-															
		7	協定締結先への協力要請・受入	1	30															

2 関連する防災協定

No(上表)	防災協定	No(上表)	防災協定
1-2、4	三重県水道災害広域応援 (三重県内全市町、水道用水供給事業者)	1-2、4、7	災害時相互応援 (公益財団法人日本水道協会中部地方支部)
1-2、4	緊急時における災害応急工事等 (三重県建設業協会鈴鹿支部)		
1-4、5	災害等における水道管路施設の応急復旧工事等 (鈴鹿管工事協同組合)		
1-4	緊急時における災害応急工事等 (鈴鹿災害防止協力会)		

3 関係機関・関係班

No(上表)	関係機関・関係班	No(上表)	関係機関・関係班
1-2、4	三重県内全市町、水道用水供給事業者	1-2、4、7	公益財団法人日本水道協会中部地方支部
1-2、4	三重県建設業協会鈴鹿支部	1-1、3、4	給水班 (飲料水・生活用水の確保及び広報活動)
1-4、5	鈴鹿管工事協同組合		
1-4	鈴鹿災害防止協力会		

4 タイムラインの詳細

1	○水道施設の被害調査 ・発災後、水道施設について、施設の損傷及び機能の確認のため、職員を招集の上、被害状況を把握 ・被害状況を給水班と共有
2	○資機材の確保 ・応急復旧活動に必要な資機材を確保
3	○応急復旧計画の策定 ・水道施設の早期復旧に向けて、被害状況の迅速な把握のもと応急復旧計画を策定し、他のライフライン事業者との連携を図りながら作業を実施
4	○水道施設の応急復旧修理 ・応急復旧修理については、市指定の業者を動員し施工 ・配水幹線、配水本管の早期復旧により、市内一円で管路による応急給水体制が取れるよう応急復旧工事を実施 ・早期復旧が可能な施設から応急復旧工事を実施 ・施設の運転、相互融通等の制御方法を考慮し、応急復旧工事を実施
1	・基幹的な病院、高齢者や障がい者の施設、災害時において重要な役割を担う施設の応急復旧を考慮 ・必要に応じて仮設配管及び共同栓を設置
5	○水道施設の復旧修理 ・給水効果の大きい主要な施設から復旧を実施 ・配水幹線、配水本管の早期復旧により、市内一円で管路による応急給水体制が取れるよう復旧工事を実施 ・水源、送水場、導水管、送水管、配水本管を順次復旧通水し、配水管については区域別に復旧修理しながら通水 ・基幹的な病院、高齢者や障がい者の施設、災害時において重要な役割を担う施設の復旧を考慮 ・施設の運転、相互融通等の制御方法を考慮し、復旧工事を実施 ・各戸給水は、濁り取り作業終了後に通水
6	○取水・配水施設防護、貯水・送水量の調整作業 ・取水、送水量の調整作業を行うとともに、停電時には予備電力（取・送水）の運転作業を実施 ○配水池等の調整作業 ・配水池施設の防護とともに配水量、貯水量の調整を実施（水道施設課）
7	○協定締結先への協力要請・受入

5 関連する防災協定の詳細

協定	相手先
※ 2 関連する防災協定に記載	

6 関係機関・関係班との連携

関係機関・関係班	連携内容
※ 3 関係機関・関係班に記載	

7 対策部・対策班で策定したマニュアル等

マニュアル名	内容
鈴鹿市危機対策マニュアル（水道施設事故編）	水道における組織体制、応急給水、応急復旧その他必要な事項
鈴鹿市上下水道局災害時等行動マニュアル（水道編）	

2 各班の作業要領

No. 19 上下水道対策部 下水道工務班

(所属) 下水道工務課

1 タイムライン

No	所掌事務	No	担当業務	業務期間		発災直後(時間)		応急期【1週間】(日)							復旧期【1月】(週)			復旧期【半年】(月)		
				開始目安(日)	完了目安(日)	3	6	12	1	2	3	4	5	6	7	2	3	4	2	3
1	下水道施設に関すること	1	下水施設の被害調査	1	30															
		2	管路等への流入制限及び応急処置等	1	30															
		3	下水道管路・施設の応急復旧作業	1	30															
		4	下水施設の復旧修理	1	—															
		5	協定締結先への協力要請・受入	1	30															
2	集落排水施設に関すること	1	集排施設の被害調査	1	30															
		2	管路等への流入制限及び応急処置等	1	30															
		3	集排管路の応急復旧作業並びに浄化センター等の施設防護及び調整作業	1	30															
		4	集排施設の復旧修理	1	—															

2 関連する防災協定

No(上表)	防災協定	No(上表)	防災協定
1-2、3、4 2-2、3、4	三重県の下水道事業における災害時相互応援に関するルール (三重県)	1-2 2-2	株式会社石垣名古屋支店
	下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール (中部ブロック各県)	1-2、3、4 2-2、3、4	緊急時における災害応急工事等に関する協定 (鈴鹿災害防止協力会)
1-1～4 2-1～4			緊急時における災害応急工事等に関する協定 (三重県建設業協会鈴鹿支部)

3 関係機関・関係班

No(上表)	関係機関・関係班	No(上表)	関係機関
1-4、2-4	営繕班 (市有建築物の応急対策及び復旧)	1-3、2-3	衛生清掃班 (汚水の搬送)
1-1～4 2-1～4	鈴鹿災害防止協力会 三重県建設業協会鈴鹿支部 建設班 (下水道・集落排水施設の被害調査、応急復旧等の協力について、建設班に人員要請)		

4 タイムラインの詳細

	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の被害調査 <ul style="list-style-type: none"> ・南部浄化センター及び管路の被害状況について北勢流域下水道事務所（三重県）に確認をとるとともに鈴鹿市の被害状況を報告し連携 ・南部汚水中継ポンプ場やマンホールポンプ、管路等の被害状況等の調査、南部汚水中継ポンプ場の管理業者と連携し、運転方法の調整等の作業を実施 ・長期停電が予想される時は、非常用発電機を調達
1	<ul style="list-style-type: none"> ○管路等への流入制限及び応急処置等 <ul style="list-style-type: none"> ・管路及び南部汚水中継ポンプ場への流入を制限 ・バキューム車又は管路バイパス処理等による汚水の応急排除作業の手配
1	<ul style="list-style-type: none"> ○下水道管路・施設の応急復旧作業 <ul style="list-style-type: none"> ・施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るために、速やかに応急復旧工事に着手するとともに、当該施設が処理不能となった場合には、管理者は住民に対し、下水排除の制限を実施 ・中継ポンプ場、マンホールポンプ、管路を順次復旧し、区域別に復旧修理しながら排水 ・必要に応じて仮設配管等を設置 ・各戸排水は、確認作業が完了するまで流出を抑制
4	<ul style="list-style-type: none"> ○下水施設の復旧修理 <ul style="list-style-type: none"> ・市民生活や経済活動の影響を配慮した下水道の重要な機能を優先的に回復
5	<ul style="list-style-type: none"> ○協定締結先への協力要請・受入
1	<ul style="list-style-type: none"> ○被災状況の実態調査 <ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水浄化センターや中継ポンプ、管路等の被害状況等を管理業者とともに調査 ・長期停電が予想される時は、非常用発電機を調達
2	<ul style="list-style-type: none"> ○管路等への流入制限及び応急処置等 <ul style="list-style-type: none"> ・管路及び各浄化センターへの流入を制限 ・バキューム車又は管路バイパス処理等による汚水の応急排除作業の手配
2	<ul style="list-style-type: none"> ○集排管路の応急復旧作業並びに浄化センター等の施設防護及び調整作業 <ul style="list-style-type: none"> ・施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るために、速やかに応急復旧工事に着手するとともに、当該施設が処理不能となった場合には、管理者は住民に対し、下水排除を制限 ・農業集落排水浄化センターや中継ポンプ、管路等の防護と共に管理業者と協力して汚水処理の運転調整作業を実施 ・必要に応じて仮設配管等を設置 ・各戸排水は、確認作業が完了するまで流出を抑制
4	<ul style="list-style-type: none"> ○集排施設の復旧修理 <ul style="list-style-type: none"> ・市民生活や経済活動の影響を配慮した集落排水の重要な機能を優先的に回復

5 関連する防災協定の詳細

協定	相手先
※2 関連する防災協定に記載	

6 関係機関・関係班との連携

関係機関・関係班	連携内容
※3 関係機関・関係班に記載	

7 対策部・対策班で策定したマニュアル等

マニュアル名	内容
鈴鹿市危機対策マニュアル (下水道施設事故編)	迅速かつ効果的に対処処置を行うとともに、関係部局及び関係機関と連携を強化し、事象発生の抑制、被害の軽減を図ること
鈴鹿市下水道 BCP (地震・津波・水害編)	大規模地震や津波により被災した場合でも速やかに高いレベルで機能を回復すること

2 各班の作業要領

No. 20 消防対策部 (消防統制班、消防活動班)

(所属) 消防総務課、消防課、予防課、情報指令課、中央消防署、南消防署、統括指揮課

1 タイムライン

No	所掌事務	No	担当業務	業務期間		発災直後 (時間)		応急期【1週間】 (日)							復旧期【1月】 (週)			復旧期【半年】 (月)			
				開始目安 (日)	完了目安 (日)	3	6	12	1	2	3	4	5	6	7	2	3	4	2	3	6
1	災害情報に關すること	1	災害情報の収集	1	2																
		2	消防力の把握	1	1																
2	災害防除活動	1	被災者の救出及び避難に關すること	1	3																
		2	行方不明者等の捜索	4	14																
3	関係機関との連絡調整	1	消防団との連絡調整	1	30																
		2	医療機関との連絡調整	1	30																
		3	他機関への応援要請	1	30																

2 関連する防災協定

No(上表)	防災協定
2、3	三重県内消防相互応援協定
	三重県防災ヘリコプター応援協定
	火災時における消防用水の確保に関する協定
	鈴鹿市消防本部とジャパンレンタカー(株)との貸渡自動車の基づく覚書
	緊急消防援助隊の集結場所として株モビリティランド鈴鹿サーキット敷地及び施設の借用にかかる覚書
	アドベンチャーボート借用にかかる覚書
	災害時における応急活動等に関する協定(重機による救出・捜索支援等)
	災害時における車両の提供等に関する協定
	災害時における物資供給(作業資機材等)に関する協定

3 関係機関・関係班

No(上表)	関係機関・関係班	No(上表)	関係機関
1-1	消防団、総務班	3-1	消防団
2-1	消防団、三重県、鈴鹿警察署、三重県内消防本部、水道工務班、緊急消防援助隊、自衛隊	3-2	各医療機関、医療班
2-2	消防団、医療班、衛生清掃班、鈴鹿警察署	3-3	三重県、鈴鹿警察署、三重県内消防本部、緊急消防援助隊、鈴鹿サーキット

4 タイムラインの詳細

1	1	○災害情報の収集 <ul style="list-style-type: none"> ・職員は参集時に情報収集活動の実施 ・パトロールやドローンの活用により地域の情報収集活動の実施 ・鈴鹿市消防職員退職者による災害時情報収集員（鈴鹿消防先人隊）からの情報取得 ・総務班との情報共有
	2	○消防力の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・消防職員の被災状況を調査確認 ・災害状況に応じ、消防庁舎、付帯設備の被害状況について施設調査 ・無線等情報伝達機器を確認し通信連絡体制の確保 ・活動に要する資機材の準備燃料の確保
2	1	○被災者の救出及び避難に関する事 <ul style="list-style-type: none"> ・消防統制班からの指示により消防活動班は災害防除活動の実施 ・消防統制班は災害発生現場へ消防活動班員を派遣し、消防団、他機関、他班と活動調整を実施 ・交代要員の確保及び必要資機材、燃料の確保 ・必要に応じ住民に対する避難等特に津波に対する呼びかけ等広報を実施 ・モーターサイレンによる避難信号の伝達 ・緊急消防援助隊及び三重県内消防本部受援時において、他機関と現場活動を連携
	2	○行方不明者等の捜索 <ul style="list-style-type: none"> ・行方不明者の情報を総務班等及び警察等他機関から広く収集を実施 ・行方不明者の捜索については、警察等他機関と協力し実施 ・遺体等の捜索は、警察、自衛隊、海上保安庁等と連携し、活動に必要な車両等を借上げて実施
3	1	○消防団との連絡調整 <ul style="list-style-type: none"> ・津波警戒活動の指示、撤収指示 ・災害防除活動の指示
	2	○医療機関との連絡調整 <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の被災状況、傷病者の受け入れについて調整 ・D M A T、医師の派遣調整
	3	○他機関への応援要請 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急消防援助隊の派遣要請、三重県内消防本部の派遣要請 ・各応援機関の受援体制の整備

5 関連する防災協定の詳細

協定	相手先
三重県内消防相互応援協定	三重県内消防本部
三重県防災ヘリコプター応援協定	三重県
火災時における消防用水の確保に関する協定	鈴鹿生コンクリート販売協同組合
鈴鹿市消防本部とジャパンレンタカー(株)との貸渡自動車に基づく覚書	ジャパンレンタカー(株)
アドベンチャーボート借用にかかる覚書	ホンダモビリティランド(株)鈴鹿サーキット
緊急消防援助隊の集結場所としてホンダモビリティランド(株)鈴鹿サーキット敷地及び施設の借用にかかる覚書	ホンダモビリティランド(株)鈴鹿サーキット
災害時における応急活動等に関する協定（重機による救出・捜索支援等）	近藤工務店
災害時における車両の提供等に関する協定	ICDA ホールディングス
災害時における物資供給（作業資機材等）に関する協定	林建材

6 関係機関・関係班との連携

関係機関・関係班	連携内容
総務班	災害情報の共有
医療班	応急医療に関する事
消防団	災害防除活動
三重県	三重県内消防本部、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の応援要請
鈴鹿警察署、自衛隊	災害現場における活動協力

7 対策部・対策班で策定したマニュアル等

マニュアル名	内容
鈴鹿市消防本部受援計画	大規模災害が発生した場合における県内応援隊及び緊急消防援助隊の応援要請及び受援体制の確保に関する事項

鈴鹿市災害対策本部運営
マニュアル
(災害対策本部運営要領)

【第4章 参考資料】

1 令和7年度支部派遣者一覧

支部名	派遣者名		
国府	芹沢 麻里恵(人事)	水谷 真子(こ育)	亀田 好恵(障福)
庄野	松浦 みなみ(土用)	太田 涼介(農林)	馬路 紗也加(会計)
加佐登	竹房 良輔(商観)	岡田 朋大(健福)	北村 くるみ(戸籍)
牧田	柴原 優治(廃対)	小玉 勝也(総政)	島田 唱翠来(文振)
石薬師	岡田 朱里(資税)	下川 一平(土総)	久住 孝大(教総)
白子	畠山 亜香里(市税)	上田 健斗(総政)	倉田 真二朗(財政)
稻生	山田 浩大(保護)	磯部 真一(納税)	中川 広陸(戸籍)
飯野	国宗 歩佳(障福)	大橋 健司(市税)	谷口 真優(健福)
河曲	平田 直也(環政)	加藤 誠(廃対)	杉野 公規(総務)
一ノ宮	今村 瞭佑(都計)	杉浦 智紀(農委)	杉本 憲昭(保護)
箕田	山上 恵里佳(保年)	松葉谷 伸介(納税)	森重 直也(商観)
玉垣	稻垣 淳之介(市整)	西村 翔(人政)	土屋 陽平(市整)
若松	高倉 澄(こ育)	長嶋 美奈(議事)	中組 恵理子(総政)
神戸	城 真季(納税)	花井 晋平(環政)	垣内 朋子(長寿)
栄	高木 純一(産政)	佐々木 良(教総)	池田 壮志(スボ)
天名	小泉 佑太(人政)	坂部 真菜(長寿)	國分 千尋(市対)
合川	安川 千絵(保護)	加藤 雄大(こ保)	川村 健俊(農林)
井田川	藤田 匠(保年)	古市 尚子(管財)	田中 陽登(市税)
久間田	平山 貴大(福医)	前澤 奎太(住政)	坂部 瑞希(資税)
椿	今田 ゆき奈(男女)	田中 翔英(農林)	葉田 恵一朗(こ政)
深伊沢	大塚 光稀(土総)	川北 玲奈(資税)	近藤 鳩音(土総)
鈴峰	畔地 伸悟(障福)	近藤 新(福医)	三宅 勝也(公政)
庄内	椎名 謙(環政)	富田 昇汰(地医)	中村 郷史(学教)

2 非常時（ライフライン遮断時）における庁舎の機能

（1）電気

停電時は、自家発電機を稼動する。その場合、電源は非常電源（赤色コンセント）のみ使用可能。照明は1/3になる。

なお、エレベーターは（東側1～3号機・西側4号機）稼動できるが、地震が原因により停電した場合は、エレベーターの安全確認が終わり、使用可能の案内があるまで、階段を使用すること。

（2）電話

交換機は、停電時も自家発電機に接続されているため、外線が使用できない状態でも、内線は使用可能。ただし、外部の被害状況によっては、庁舎外（地区市民センターや消防・上下水道局など）へは使用不能となる。庁舎のIP電話が使用不可になった時は、以下のアナログ電話を使用する。

場所	番号	通常時	非常時	備考	
1F 防災センター	059-382-9595	○	○		優先電話
1F 保護課	059-382-7607	○	○	FAX	優先電話
2F 210会議室	059-382-3968	×	○	交換機停止時使用可能	優先電話
5F 災害対策本部室	059-382-3965	×	○	交換機停止時使用可能	優先電話
5F 防災危機管理課	059-382-3966	○	○		優先電話
5F 防災危機管理課	059-382-3967	○	○		優先電話
5F 防災危機管理課	059-382-7607	○	○	FAX	優先電話

＜災害時優先電話ラベル＞



（災害時優先電話に貼付してあります。）

（3）水

①飲料水

高架水槽（庁舎屋上）、受水槽分（設備機械室・B1F）は使用可能（35 m³）。その他に、西ロータリー北側に飲料水兼用耐震性貯水槽（100 m³）があるが、使用は極力控えること。

②生活用水

中水槽（散水栓）から、取り出し可能。

（4）トイレ

非常時は、1F・2Fの北側トイレのみ使用可能。（注）大規模災害時は、災害応急復旧活動に従事するための水や食糧を、原則的に各自で用意すること。

登庁する際には、長期間自宅に帰れないことを予想し、備えをしておくこと。

3 防災行政無線の局番及び操作方法

デジタル防災行政無線の局番号

統制台配備			
配備先	番号	種別	場所
防災危機管理課	100	(統制台)	(5F)
教育総務課	103	(遠隔)	(11F)
住宅政策課	104	(遠隔)	(10F)
河川雨水対策課	105	(遠隔)	(8F)
耕地課	106	(遠隔)	(7F)
地域協働課	107	(遠隔)	(4F)
資産税課	108	(遠隔)	(2F)
教育支援課	109	(遠隔)	(西1F)

消防			
配備先	番号	種別	備考
情報指令課(本部)	911	(半固定)	FAX付
消防課(本部)	918	(携帯)	
中央消防署	912	(半固定)	(1F)
	919	(携帯)	
南消防署	913	(半固定)	
	920	(携帯)	
南消防署天名分署	130	(半固定)	
北分署	914	(半固定)	
	921	(携帯)	
西分署	915	(半固定)	
	922	(携帯)	
東分署	916	(半固定)	
	923	(携帯)	
鈴峰分署	917	(半固定)	
	924	(携帯)	

市出先関連			
配備先	番号	種別	備考
水道工務課	111	(半固定)	
A.G.F鈴鹿体育馆	112	(半固定)	
社会福祉センター	113	(半固定)	
文化会館	114	(半固定)	
保健センター	115	(半固定)	
清掃センター	116	(半固定)	
不燃物リサイクルセンター	117	(半固定)	
クリーンセンター	118	(半固定)	
河川防災センター	119	(半固定)	

防災関連			
配備先	番号	種別	
鈴鹿警察署	110	(半固定)	
国交省 三重河川国道事務所鈴鹿出張所	120	(半固定)	
三重県鈴鹿建設事務所	121	(半固定)	
三重県消防学校	122	(半固定)	
中部電力パワーグリッド㈱鈴鹿営業所	123	(半固定)	
東邦液化ガス㈱鈴鹿営業所	124	(半固定)	
三重県建設業協会鈴鹿支部	125	(半固定)	
鈴鹿管工事協同組合	126	(半固定)	
鈴鹿中央総合病院	127	(半固定)	
鈴鹿回生病院 (FAX付)	128	(半固定)	
三重県トランク協会鈴鹿支部	343	(携帯)	
日本郵便㈱鈴鹿郵便局	129	(半固定)	
	130	(半固定)	
伊勢鉄道㈱玉垣駅(事務所)	131	(半固定)	
ケーブルネット鈴鹿(FAX付)	132	(半固定)	
鈴鹿サーキット	133	(半固定)	
鈴鹿メディアパーク(FAX付)	134	(半固定)	

地区市民センター			
配備先	番号	種別	
国府	201	(半固定)	
	401	(車載)	
庄野	202	(半固定)	
	402	(車載)	
加佐登	203	(半固定)	
	403	(車載)	
牧田	204	(半固定)	
	404	(車載)	
石薬師	205	(半固定)	
	405	(車載)	
白子	206	(半固定)	
	406	(車載)	
稻生	207	(半固定)	
	407	(車載)	
飯野	208	(半固定)	
	408	(車載)	
河曲	209	(半固定)	
	409	(車載)	
一ノ宮	210	(半固定)	
	410	(車載)	
箕田	211	(半固定)	
	411	(車載)	
玉垣	212	(半固定)	
	412	(車載)	
若松	213	(半固定)	
	413	(車載)	
栄	214	(半固定)	
	414	(車載)	
天名	215	(半固定)	
	415	(車載)	
合川	216	(半固定)	
	416	(車載)	
井田川	217	(半固定)	
	417	(車載)	
久間田	218	(半固定)	
	418	(車載)	
椿	219	(半固定)	
	419	(車載)	
深伊沢	220	(半固定)	
	420	(車載)	
鈴峰	221	(半固定)	
	421	(車載)	
庄内	222	(半固定)	
	422	(車載)	

小学校			
配備先	番号	種別	
国府	251	(半固定)	
庄野	252	(半固定)	
加佐登	253	(半固定)	
牧田	254	(半固定)	
清和	255	(半固定)	
石薬師	256	(半固定)	
白子	257	(半固定)	
鼓ヶ浦	258	(半固定)	
俎が丘	259	(半固定)	
桜島	260	(半固定)	
愛宕	261	(半固定)	
稻生	262	(半固定)	
飯野	263	(半固定)	
明生	264	(半固定)	
河曲	265	(半固定)	
一ノ宮	266	(半固定)	
長太	267	(半固定)	
箕田	268	(半固定)	
若松	269	(半固定)	
玉垣	270	(半固定)	
神戸	271	(半固定)	
合川	272	(半固定)	
天名	273	(半固定)	
栄	274	(半固定)	
椿	275	(半固定)	
深伊沢	277	(半固定)	
庄内	278	(半固定)	
井田川	279	(半固定)	
鶴山	280	(半固定)	

中学校			
配備先	番号	種別	
平田野	281	(半固定)	
創徳	282	(半固定)	
白島	283	(半固定)	
神戸	284	(半固定)	
大木	285	(半固定)	
千代崎	286	(半固定)	
白子	287	(半固定)	
鼓ヶ浦	288	(半固定)	
天栄	289	(半固定)	
鈴峰	290	(半固定)	

☆無線機から庁内電話への通信手順
無線機の【*】ボタンの後に庁内電話番号をおす。

☆無線機から水道局内線電話への通信手順
無線機の【*】【4】ボタンの後に庁内電話番号をおす。

☆庁内電話から無線機への通信手順
内線電話で45+無線局番号3ヶタをおす。

☆水道局内線電話から無線機への通信手順
内線電話で745+無線局番号3ヶタをおす。

※鈴鹿中央総合病院・鈴鹿警察署・鈴鹿建設事務所・三重県消防学校は衛星無線回線でFAXを装備

デジタル防災行政無線の局番号

班所属			
班名	番号	種別	配備先
危機管理班	301	(携帯)	防災危機管理課
	302	(携帯)	防災危機管理課
	303	(携帯)	防災危機管理課
	304	(携帯)	防災危機管理課
	305	(携帯)	防災危機管理課
	306	(携帯)	防災危機管理課
	307	(携帯)	防災危機管理課
	308	(携帯)	防災危機管理課
	309	(携帯)	防災危機管理課
	310	(携帯)	防災危機管理課
救助施設班	311	(携帯)	地域協働課
	312	(携帯)	地域協働課
	313	(携帯)	人権政策課
	314	(携帯)	人権政策課
	315	(携帯)	文化振興課
	316	(携帯)	文化振興課
	317	(携帯)	スポーツ課
	318	(携帯)	スポーツ課
	319	(携帯)	防災危機管理課
	320	(携帯)	防災危機管理課
学校管理班	321	(携帯)	防災危機管理課
	322	(携帯)	防災危機管理課
	323	(携帯)	防災危機管理課
福祉班	324	(携帯)	教育総務課
	325	(携帯)	教育総務課
	326	(携帯)	教育支援課
	327	(携帯)	健康福祉政策課
	328	(携帯)	健康福祉政策課

班所属			
班名	番号	種別	配備先
調査班	329	(携帯)	資産税課
	330	(携帯)	資産税課
	331	(携帯)	資産税課
	332	(携帯)	資産税課
衛生清掃班	342	(携帯)	環境政策課
	349	(携帯)	廃棄物対策課
	350	(携帯)	産業政策課
	351	(携帯)	産業政策課
産業物資班	352	(携帯)	耕地課
	353	(携帯)	農林水産課
	354	(携帯)	農業委員会
	333	(携帯)	道路保全課
建設班	334	(携帯)	道路保全課
	335	(携帯)	道路保全課
	336	(携帯)	河川雨水対策課
	337	(携帯)	河川雨水対策課
營繕班	338	(携帯)	河川雨水対策課
	344	(携帯)	住宅政策課
	345	(携帯)	住宅政策課
	346	(携帯)	建築指導課
水道工務班	347	(携帯)	建築指導課
	348	(携帯)	水道工務課
下水道工務班	339	(携帯)	下水道工務課
	340	(携帯)	下水道工務課
	341	(携帯)	下水道工務課

車載所属			
課名	番号	種別	車番
道路保全課	423	(車載)	1426
道路整備課	425	(車載)	1167
河川雨水対策課	426	(車載)	57
河川雨水対策課	427	(車載)	9723
河川雨水対策課	428	(車載)	7919
下水道工務課	429	(車載)	7920
管財課(集中)	430	(車載)	2247
河川雨水対策課	431	(車載)	5438
管財課(集中)	432	(車載)	2248
防災危機管理課	433	(車載)	9839
下水道工務課	434	(車載)	5082

3-2 同報系防災スピーカー設置一覧

No.	管理番号	設置箇所名	設置場所
1	01-01	国府分団（鈴鹿市立国府公民館）	鈴鹿市国府町 3294 番地
2	01-02	国府台2号公園	鈴鹿市国府町 4922 番地の 589
3	01-03	平野公園	鈴鹿市平野町 965 番
4	02-01	庄野分団（庄野公園）	鈴鹿市庄野町 17 番
5	02-02	鈴鹿市立庄野小学校	鈴鹿市庄野東二丁目 5 番 35 号
6	02-03	鈴鹿市河川防災センター	鈴鹿市庄野町 981 番地の 1
7	02-04	汲川原公民館（平野9号井）	鈴鹿市汲川原町 250 番地の 7
8	03-01	加佐登分団（鈴鹿市立加佐登公民館）	鈴鹿市高塚町 1068 番地の 1
9	03-02	鈴鹿市立白鳥中学校	鈴鹿市加佐登三丁目 1 番 1 号
10	04-01	牧田分団（鈴鹿市牧田コミュニティセンター）	鈴鹿市平田東町 5 番 10 号
11	04-02	甲斐町公会堂	鈴鹿市甲斐町 1174 番地の 2
12	05-01	石薬師分団（グリーン会館）	鈴鹿市石薬師町 2457 番地の 332
13	05-02	上田本里公会所	鈴鹿市上田町 581 番地
14	05-03	上田地区浄化センター	鈴鹿市上田町 4079 番地
15	06-01	白子分団（鈴鹿市立白子小学校）	鈴鹿市白子一丁目 12 番 12 号
16	06-02	白子分団（鼓ヶ浦サンスポーツランド）	鈴鹿市寺家三丁目 14 番 1 号
17	06-03	鈴鹿市立鼓ヶ浦小学校	鈴鹿市寺家一丁目 41 番 1 号
18	06-04	鈴鹿市立愛宕小学校	鈴鹿市東江島町 23 番 15 号
19	06-05	鈴鹿市立鼓ヶ浦中学校	鈴鹿市寺家四丁目 11 番 1 号
20	06-06	鈴鹿市漁民センター	鈴鹿市白子一丁目 6276 番地の 3
21	06-07	鈴鹿市立鼓ヶ浦公民館	鈴鹿市寺家一丁目 11 番 15 号
22	06-08	寄町1号公園	鈴鹿市寺家八丁目 8 番
23	06-09	鈴鹿市白子コミュニティセンター	鈴鹿市江島本町 13 番 37 号
24	06-10	白子駅西自転車駐車場	鈴鹿市白子駅前 3000 番地の 96
25	07-01	稻生分団	鈴鹿市稻生三丁目 1 番地

26	08-01	飯野分団（旧飯野分団詰所）	鈴鹿市三日市三丁目 10 番地
27	09-01	河曲分団（鈴鹿市河曲地区市民センター）	鈴鹿市十宮町 788 番地の 1
28	09-02	木田公園	鈴鹿市木田町 806 番地の 1
29	10-01	一ノ宮分団（鈴鹿市一ノ宮地区市民センター）	鈴鹿市池田町 485 番地の 5
30	10-02	鈴鹿市立一ノ宮小学校	鈴鹿市一ノ宮町 557 番地
31	10-03	鈴鹿市立長太小学校	鈴鹿市長太旭町五丁目 4 番 5 号
32	10-04	高岡山センター	鈴鹿市高岡台一丁目 14 番 10 号
33	10-05	鈴鹿市立一ノ宮市民館	鈴鹿市一ノ宮町 870 番地
34	10-06	長太新町東集会所	鈴鹿市長太新町三丁目 14 番 2 号
35	10-07	長太新町四丁目公園	鈴鹿市長太新町四丁目 14 番
36	10-08	長太旭町三丁目公園	鈴鹿市長太旭町三丁目 466 番地の 7
37	11-01	箕田分団（箕田公民館）	鈴鹿市中箕田町 1131 番地の 1
38	11-02	鈴鹿市立箕田小学校	鈴鹿市南堀江一丁目 1 番 1 号
39	11-03	鈴鹿市立大木中学校	鈴鹿市北堀江二丁目 15 番 1 号
40	11-04	新箕田排水機場	鈴鹿市下箕田町 1390 番地
41	11-05	箕田公園	鈴鹿市下箕田二丁目 31 番
42	12-01	玉垣分団	鈴鹿市東玉垣町 368 番地の 34
43	13-01	若松分団（鈴鹿市立若松公民館）	鈴鹿市若松中二丁目 3 番 8 号
44	13-02	原永第一集会所	鈴鹿市南若松町 280 番地の 3
45	13-03	千代崎観光協会市営駐車場	鈴鹿市南若松町 429 番地の 9
46	13-04	浜田公園	鈴鹿市若松東二丁目 5 番
47	13-05	若松北三丁目公園	鈴鹿市若松北三丁目 1 番
48	14-01	神戸分団（鈴鹿市立神戸公民館）	鈴鹿市神戸二丁目 17 番 40 号
49	15-01	磯山公民館	鈴鹿市磯山二丁目 16 番 2 号
50	15-02	鈴鹿市立栄小学校	鈴鹿市五祝町 1845 番地の 2
51	15-03	鈴鹿市立天栄中学校	鈴鹿市秋永町 1839 番地

52	15-04	木鎌集会所	鈴鹿市五祝町 556 番の 1
53	15-05	東磯山一丁目 1 号公園	鈴鹿市東磯山一丁目 6 番
54	15-06	市営住宅潮風の街磯山	鈴鹿市東磯山二丁目 13 番 1 号
55	16-01	天名分団(鈴鹿市立天名公民館)	鈴鹿市御園町 2297 番地
56	17-01	合川分団(鈴鹿市立合川公民館)	鈴鹿市三宅町 2141 番地
57	17-02	徳居町集会所	鈴鹿市徳居町 2836 番地
58	18-01	井田川分団	鈴鹿市和泉町 807 番の 1
59	18-02	鈴鹿市立井田川公民館	鈴鹿市西富田町 11 号
60	18-03	中富田運動公園	鈴鹿市中富田町 344 番の 1
61	18-04	小田町グランドゴルフ場	鈴鹿市小田町 1185 番地
62	19-01	久間田分団	鈴鹿市下大久保町 798 番の 1
63	20-01	椿分団 (大久保)	鈴鹿市大久保町 1979 番地
64	20-02	椿分団 (山本)	鈴鹿市山本町 747 番の 2
65	20-03	山本町集会所	鈴鹿市山本町 1757 番の 3
66	21-01	深伊沢分団	鈴鹿市深溝町 1560 番の 1
67	22-01	鈴峰分団	鈴鹿市伊船町 1009 番の 5
68	22-02	小岐須公園	鈴鹿市小岐須町 1057 番地
69	23-01	庄内分団	鈴鹿市西庄内町 3409 番の 4
70	23-02	南条公民館	鈴鹿市東庄内町 757 番地
71	23-03	上野ふれあいセンター	鈴鹿市西庄内町 1498 番地

3-3 FM系防災スピーカー設置一覧

No.	管理番号	設置箇所名	設置場所
1	1-1	鈴鹿市立国府小学校	鈴鹿市国府町 2373 番地の 1
2	1-2	鈴鹿市立平田野中学校	鈴鹿市国府町 9105 番地の 1
3	4-1	鈴鹿市立牧田小学校	鈴鹿市岡田一丁目 29 番 1 号
4	4-2	鈴鹿市立清和小学校	鈴鹿市算所五丁目 21 番 12 号
5	4-3	鈴鹿市立明生小学校	鈴鹿市大池二丁目 13 番 1 号
6	5-1	鈴鹿市立石薬師小学校	鈴鹿市石薬師町 1713 番地
7	6-1	鈴鹿市立旭が丘小学校	鈴鹿市東旭が丘五丁目 3 番 18 号
8	6-2	鈴鹿市立白子中学校	鈴鹿市中旭が丘四丁目 5 番 62 号
9	7-1	鈴鹿市立稻生小学校	鈴鹿市稻生三丁目 10 番 1 号
10	8-1	鈴鹿市立飯野小学校	鈴鹿市三日市南二丁目 1 番 7 号
11	8-2	鈴鹿市立創徳中学校	鈴鹿市三日市町 1803 番地の 8
12	12-1	鈴鹿市立桜島小学校	鈴鹿市桜島町四丁目 12 番地
13	12-2	鈴鹿市立玉垣小学校	鈴鹿市北玉垣町 947 番地
14	12-3	鈴鹿市立千代崎中学校	鈴鹿市東玉垣町 2863 番地
15	14-1	鈴鹿市立神戸小学校	鈴鹿市神戸二丁目 12 番 10 号
16	15-1	鈴鹿市立郡山小学校	鈴鹿市郡山町 710 番地の 6
17	16-1	鈴鹿市立天名小学校	鈴鹿市御薗町 2500 番地
18	17-1	鈴鹿市立合川小学校	鈴鹿市三宅町 3694 番地の 2
19	21-1	鈴鹿市立鈴西小学校	鈴鹿市深溝町 3172 番地の 1
20	22-1	鈴鹿市立深伊沢小学校	鈴鹿市伊船町 1693 番地
21	22-2	鈴鹿市立鈴峰中学校	鈴鹿市長澤町 1867 番地の 1
22	23-1	鈴鹿市立庄内小学校	鈴鹿市東庄内町 2458 番地の 1

4 広報車・救助施設班優先公用車一覧

4-1 広報車一覧表（マイク・スピーカー付）

No	所属		車両ナンバー	カセット放送設備	備考
1	総務管理部 管財班	集中管理 一管集 16 号	N-VAN AT 鈴鹿 480 え 428	○	
2	総務管理部 管財班	集中管理 一管集 22 号	パジェロミニ AT 鈴鹿 580 い 2247	○	防災無線 (430)
3	総務管理 部管財班	集中管理 一管集 2 号	N-VAN AT 鈴鹿 480 え 5121	○	
4	総務管理 部管財班	集中管理 一管集 3 号	N-VAN AT 鈴鹿 480 え 5122	○	
5	—	防災危機管理課	N-VAN AT 鈴鹿 480 う 9839	○	防災無線 (433)
6	上下水道対策部 給水班	営業課	N-VAN AT 鈴鹿 480 う 9675	○	
7	上下水道対策部 給水班	経営企画課	N-ONE AT 鈴鹿 580 さ 1052	○	
8	22 支部	各地区市民センター (神戸地区を除く。)		○	各地区市民センターの 全公用車に 放送機器搭載

4-2 災害時優先使用公用車各班割振り一覧表

No	所属	駐車場所	車種名	ナンバー等	備考
1	総務管理部 管財班 ↓ 救助施設班	集中管理 管集 1号	A15	N-WGN (リース)	AT 鈴鹿 580 さ 624
2		集中管理 管集 2号	A10	N-VAN	AT 鈴鹿 480 え 5121 災害広報車
3		集中管理 管集 3号	A9	N-VAN	AT 鈴鹿 480 え 5122 災害広報車
4		集中管理 管集 5号	A19	N-WGN	AT 鈴鹿 580 た 8136
5		集中管理 管集 9号	A5	N-BOX	AT 鈴鹿 580 せ 2335
6		集中管理 管集 11号	A25	N-WGN (リース)	AT 鈴鹿 580 さ 9776
7		集中管理 管集 12号	A20	N-WGN (リース)	AT 鈴鹿 580 け 3686
8		集中管理 管集 14号	A2	アクティ	AT 鈴鹿 480 い 3961
9		集中管理 管集 15号	A11	アクティ	AT 鈴鹿 480 い 3962
10		集中管理 管集 16号	A6	N-VAN	AT 鈴鹿 480 え 428 災害広報車
11		集中管理 管集 17号	A1	N-VAN	AT 鈴鹿 480 え 7450
12		集中管理 管集 18号	A26	N-VAN	AT 鈴鹿 480 え 7451
13		集中管理 管集 19号	A4	N-VAN	AT 鈴鹿 480 え 7452
14		集中管理 管集 22号	A30	パジエロミニ	AT 鈴鹿 580 い 2247 災害広報車
15		集中管理 管集 24号	A3	ライフ	AT 鈴鹿 580 か 6256
16		集中管理 管集 25号	A24	ライフ	AT 鈴鹿 580 か 6257
17		集中管理 管集 55号	A28	ボンゴ トラック	AT 鈴鹿 400 さ 7040
18		集中管理 管集 56号	A27	ポンダ 軽トラック	AT 鈴鹿 480 う 6832
19		集中管理 管集 57号	D17	リエッセ	AT 鈴鹿 200 さ 28
20		集中管理 管集 58号	A21	フィットHV	AT 鈴鹿 500 そ 29
21		集中管理 管集 59号	A23	ステップワゴン	AT 鈴鹿 300 ち 8802
22		集中管理 管集 60号	A22	ステップワゴン	AT 鈴鹿 500 た 9309
23		集中管理 管集 62号	A8	N-WGN(リース)	AT 鈴鹿 580 こ 2360
24	避難所対策部 学校管理班 ↓ 総務管理部 管財班経由 ↓ 救助施設班	教育支援課青パト1号	C2	ムーヴ	AT 鈴鹿 580 た 2720
25		教育支援課青パト2号	C6	N-VAN	AT 鈴鹿 480 う 8180
26		教育支援課青パト3号	C13	N-VAN	AT 鈴鹿 480 う 9786
27		教育支援課青パト4号	C1	N-VAN	AT 鈴鹿 480 え 3352
28		教育支援課青パト5号	C12	N-VAN	AT 鈴鹿 480 え 7310
29		教育支援課青パト6号	C7	N-VAN	AT 鈴鹿 480 え 5320

5 雨量計設置箇所

	県	鈴鹿市	設置日
雨量計 設置箇所	鈴鹿建設部	天名地区市民センター	H17. 9. 30
	山本 (椿地区市民センター)	牧田地区市民センター リサイクルセンター	
	三宅 (中ノ川沿い)	旭が丘幼稚園 鼓ヶ浦小学校	
	伊船 (深伊沢小学校)	中央消防署 中央消防署北分署	
	国府 (国府小学校)	中央消防署西分署 中央消防署東分署	H22. 3. 25
		南消防署	
		中央消防署鈴峰分署	

6 令和7年四日市港潮汐表

四日市港

YOKKAICHIKO

2025年

日	満潮			干潮			日	満潮			干潮		
	時	分	cm	時	分	cm		時	分	cm	時	分	cm
1月	1	7	24	210	18	18	201	0	36	-17	12	54	83
	2	8	0	209	19	0	201	1	14	-19	13	31	78
	3	8	36	207	19	45	196	1	51	-16	14	10	74
	4	9	12	202	20	34	187	2	29	-6	14	53	72
	5	9	48	196	21	30	174	3	7	11	15	41	69
	6	10	26	189	22	36	161	3	47	33	16	39	66
上弦	7	11	6	182	11	55	175	4	32	58	17	52	59
	8	0	150	12	59	170	5	30	84	19	13	48	
	9	1	46	149	14	16	170	6	54	106	20	29	32
	10	3	30	161	14	16	170	8	38	116	21	34	15
	11	4	41	179	15	26	176	10	3	114	22	31	-2
	12	5	31	193	15	24	184	11	12	106	23	21	-14
	13	6	12	203	17	12	192	11	47	96			
望	14	6	49	208	17	55	198	0	5	-22	12	24	87
	15	7	22	209	18	34	199	0	44	-23	12	57	79
	16	7	52	206	19	10	196	1	19	-19	13	28	73
	17	8	20	202	19	45	189	1	51	-10	13	59	68
	18	8	45	197	20	21	179	2	19	4	14	30	66
	19	9	10	192	21	0	166	2	46	21	15	4	65
	20	9	35	185	21	46	152	3	13	40	15	43	66
	21	10	3	178	22	47	138	3	41	61	16	32	68
下弦	22	10	35	170	4	16	82	17	43	69			
	23	0	18	129	11	17	161	5	10	103	19	16	63
	24	2	38	134	12	23	154	6	57	118	20	36	51
	25	4	5	151	13	55	153	8	51	119	21	36	35
	26	4	52	168	15	12	161	10	3	110	22	26	17
	27	5	28	184	16	7	174	10	52	99	23	10	0
	28	6	2	197	16	54	188	11	32	86	23	50	-15
朔	29	6	35	207	17	37	201	12	9	74			
	30	7	8	214	18	20	209	0	28	-25	12	45	62
	31	7	39	217	19	3	212	1	4	-28	13	21	51
2月	1	8	10	216	19	46	209	1	39	-22	13	57	43
	2	8	40	212	20	32	199	2	12	-7	14	35	37
	3	9	8	205	21	21	183	2	44	15	15	16	36
	4	9	36	195	22	18	164	3	16	42	16	3	38
上弦	5	10	6	183	23	33	146	3	49	72	17	4	42
	6	10	41	170	11	42	156	4	29	101	18	31	45
	7	1	46	139	11	42	156	5	52	126	20	11	39
	8	4	5	155	13	58	151	9	8	129	21	31	25
	9	4	56	173	15	35	162	10	29	115	22	30	9
	10	5	31	188	16	32	177	11	11	98	23	17	-4
	11	6	2	198	17	16	190	11	44	83	23	56	-11
望	12	6	30	204	17	54	199	12	13	69			
	13	6	56	208	18	28	203	0	29	-13	12	41	58
	14	7	20	208	19	0	203	0	58	-10	13	8	50
	15	7	42	207	19	32	198	1	25	-1	13	34	44
	16	8	3	204	20	5	190	1	49	12	14	1	40
	17	8	23	200	20	39	179	2	12	28	14	29	40
	18	8	43	194	21	17	165	2	35	46	14	59	43
	19	9	5	185	22	3	150	2	59	65	15	34	48
	20	9	29	174	23	8	136	3	24	85	16	19	56
	21	10	0	162	3	55	106	17	36	63			
下弦	22	1	39	130	10	51	149	5	16	125	19	38	60
	23	4	2	147	12	59	142	8	41	126	21	7	45
	24	4	39	166	14	57	153	9	58	112	22	6	24
	25	5	10	184	16	0	173	10	41	94	22	52	5
	26	5	39	199	16	48	193	11	17	75	23	32	-11
朔	27	6	9	212	17	32	211	0	9	-19	12	26	37
	28	6	38	221	18	15	223						
	29	7	53	208	18	32	198						
	30	7	53	198	19	15	223						
	31	7	53	198	19	3	212						
3月	1	7	7	226	18	58	227	0	44	-18	13	1	22
	2	7	35	225	19	41	222	1	18	-7	13	37	11
	3	8	1	220	20	26	210	1	49	13	14	13	7
	4	8	26	210	21	13	191	2	19	38	14	51	11
	5	8	50	198	22	7	169	2	48	66	15	34	21
	6	9	14	182	23	22	148	3	16	94	16	31	36
上弦	7	9	40	165	3	36	119	18	2	49			
	8	2	22	142	10	32	146	5	42	140	19	58	49
	9	4	11	159	14	23	143	9	56	125	21	21	38
	10	4	42	175	15	43	161	10	30	105	22	17	25
	11	5	8	187	16	31	179	10	58	85	22	59	15
	12	5	33	197	17	9	193	11	24	68	23	33	10
	13	5	57	204	17	42	203	11	51	53			
望	14	6	19	209	18	14	209	0	3	9	12	16	41
	15	6	40	211	18	46	210	0	30	14	12	42	31
	16	7	0	211	19	17	207	0	55	22	13	7	25
	17	7	19	209	19	49	201	1	19	33	13	32	22
	18	7	38	205	20	22	191	1	42	47	13	58	23
	19	7	58	198	20	58	179	2	6	63	14	25	27
	20	8	18	189	21	39	165	2	30	79	14	56	36
	21	8	41	178	22	35	150	2	55	96	15	34	47
下弦	22	9	11	164	3	26	113	16	36	59			
	23	0	30	140	10	1	149	4	41	130	18	38	64
	24	3	17	151	12	35	140	8	29	127	20	25	52
	25	4	0	170	14	42	155	9	35	107	21	31	35
	26	4	31	188	15	45	179	10	14	84	22	21	18
	27	5	1	204	16	35	203	10	50	60	23	3	8
	28	5	30	218	17	20	222	11	25	35	23	8	217
朔	29	5	58	227	18	5	234				23	9	209
	30	6	27	230	18	49	237	0	18	12	12	37	-3
	31	6	55	229	19	34	231	0	53	27	13	14	-11

潮位表基準面の零点: 平均海面下 130.0 (cm)

四日市港

YOKKAICHIKO

2025年

日	満潮			干潮			日	満潮			干潮																
	時	分	cm	時	分	cm		時	分	cm	時	分	cm														
7月																											
1	9	27	186	22	18	202	3	33	105	15	50	64	10月	1													
2	10	25	174	22	53	197	4	24	104	16	29	85		2	0	21	160	14	54	177	6	18	92	20	28	150	
3 上弦	11	37	165	23	32	192	5	29	101	17	16	104		3	2	27	174	16	8	210	9	8	67	21	56	107	
4	13	7	163	18	6	45	95	18	20	121		4	3	27	197	16	36	225	9	55	52	22	29	83			
5	0	21	188	14	40	170	7	55	84	19	39	131		5	4	14	220	17	3	237	10	36	41	23	2	58	
6	1	20	187	15	50	183	8	52	72	20	55	134		6 望	4	58	239	17	31	247	11	14	37	23	37	36	
7	2	22	188	16	40	197	9	40	59	21	56	131		7	5	41	253	17	58	251	11	51	42				
8	3	17	193	17	21	209	10	24	46	22	45	125		8	6	25	258	18	26	250	0	12	18	12	26	53	
9	4	4	200	17	59	219	11	5	35	23	27	119		9	7	9	254	18	53	245	0	48	8	13	1	71	
10	4	46	207	18	34	225	11	45	26					10	7	55	243	19	21	235	1	26	6	13	34	92	
11 望	5	26	214	19	9	229	0	5	112	12	23	19		11	8	44	225	19	48	220	2	5	13	14	7	113	
12	6	7	220	19	44	231	0	41	106	13	0	15		12	7	39	204	20	17	203	2	50	29	14	43	133	
13	6	48	222	20	18	230	1	18	101	13	36	17		13	10	51	185	20	54	182	3	47	49	15	32	150	
14	7	31	221	20	51	228	1	55	96	14	12	24		14 下弦	12	48	176	22	48	162	5	10	67	18	54	156	
15	8	18	216	21	24	224	2	35	92	14	48	37		15	14	38	184	14	54	75	20	55	135				
16	9	10	207	21	58	219	3	18	88	15	25	56		16	1	49	166	15	25	195	8	17	72	21	33	112	
17	10	9	196	22	34	213	4	7	84	16	6	79		17	3	4	183	15	57	205	9	16	67	22	44	90	
18 下弦	11	19	186	23	51	206	5	7	80	16	56	104		18	3	53	199	16	24	215	10	0	63	22	33	70	
19	12	49	181	16	20	73	18	5	128					19	4	33	213	16	49	221	10	37	62	23	1	54	
20	0	8	199	14	37	186	7	39	63	19	44	143		20	5	9	223	17	11	226	11	9	64	23	28	40	
21	1	22	195	16	4	201	8	52	49	21	23	144		21 朔	5	43	229	17	33	228	11	38	69	23	55	31	
22	2	45	198	17	3	217	9	57	34	22	34	137		22	6	16	232	17	54	228	0	22	25	12	34	83	
23	3	55	207	17	49	228	10	53	21	23	25	126		23	6	49	231	18	15	225	0	49	24	13	1	92	
24	4	51	217	18	29	235	11	43	12					24	7	22	225	18	37	220	1	16	26	13	29	102	
25 朔	5	39	225	19	4	238	0	7	115	12	27	8		25	7	56	217	18	59	213	1	16	26	13	29	102	
26	6	22	230	19	36	237	0	43	105	13	5	12		26	8	33	205	19	24	203	1	45	33	13	57	112	
27	7	2	229	20	5	233	1	17	97	13	39	21		27	9	14	192	19	51	191	2	16	67	14	29	123	
28	7	40	223	20	31	229	1	49	91	14	9	36		28	10	7	179	20	27	177	2	55	55	15	11	134	
29	8	18	213	20	55	223	2	21	88	14	37	54		29	11	28	171	21	31	161	3	52	68	16	45	143	
30	8	59	201	21	19	217	2	54	87	15	3	74		30	13	18	173	23	57	154	5	22	77	19	27	134	
31	9	44	188	21	44	210	3	31	88	15	32	95		31	14	27	185	7	2	76	20	34	112				
8月													11月	1													
1 上弦	10	40	175	22	14	201	4	16	91	16	5	116		11 望	1	1	53	167	15	9	200	8	15	69	21	16	85
2	12	1	166	22	52	192	5	16	93	16	55	136		2	3	51	189	15	43	214	9	11	61	21	54	57	
3	14	8	168	23	51	183	6	41	92	18	37	151		3	3	54	211	16	15	225	9	59	57	22	31	30	
4	15	46	182	18	8	7	85	20	36	151		4	4	43	230	16	46	233	10	43	59	23	9	7			
5	1	26	179	16	35	197	9	13	72	21	50	143		5 望	5	30	243	17	17	237	11	24	65	23	48	-10	
6	2	53	185	17	12	211	10	6	58	22	38	131		6	6	17	248	17	49	237	3	38	35	12	44	76	
7	3	52	198	17	45	223	10	51	43	23	17	119		7	7	4	244	18	22	231	0	29	-17	12	44	89	
8 望	4	39	212	18	16	233	11	31	29	23	52	106		8	7	52	233	18	56	221	1	11	-15	13	22	103	
10	6	3	235	19	17	245	0	27	93	12	44	16		10	9	36	200	20	13	189	2	43	13	14	47	126	
11	6	44	240	19	47	246	1	2	82	13	18	19		11	10	37	185	21	12	170	3	38	35	15	51	134	
12	7	27	240	20	15	244	1	37	72	13	50	31		12 下弦	11	51	176	23	7	154	4	46	55	17	59	132	
13	8	12	233	20	43	238	2	13	65	14	22	50		14	9	28	171	13	11	175	6	4	69	19	53	115	
14	9	0	221	21	10	229	2	52	62	14	54	74		15	2	34	166	14	13	180	7	20	77	20	49	94	
15	9	54	206	21	39	219	3	35	63	15	28	101		16	9	6	192	19	46	183	8	24	81	21	28	73	
16 下弦	11	1	189	22	12	206	4	29	67	16	8	129		17	3	31	179	15	30	195	9	15	82	22	1	54	
17	12	43	178	23	4	192	5	44	72	17	17	154		18	4	16	193	15	59	202	9	59	83	22	32	38	
18	15	10	186	17	22	71	2	22	71	20	12	162		19	4	55	204	16	26	206	10	37	85	23	2	25	
19	1	2	183	16	22	203	8	50	60	21	55	149		20	5	32	212	16	52	209	11	11	86	23	31	15	
20	3	0	191	17	3	219	9	57	46	22	44	131		21	6	218	17	18	210	11	44	88					
21 朔	4	6	207	17	36	230	10	49	33	23	21	114		22	6	40	219	17	44	209	0	1	10	12	16	91	
22	4	55	222	18	7	237	11	32	25	23	53	99		23	7	49	210	18	11	206	0	31	8	12	46	94	
23	5	36	233	18	34	241	0	23	86	12	40	28		24	8	26	201	19	10	193	1	1	10	13	17	99	
24	6	13	238	19	0	242	1	42	86	12	40	28		25	9	6	192	19	46	183	2	8	23	14	50	104	
25	6	48	237	19	23	240	0	52	77	13	9	37		26	6	40											

7 土のう取扱について

令和6年度 危機管理班

総務管理部

産業物資対策部

土木対策部

消防対策部

1 趣 旨

災害時における土のうの準備、調達、運搬、設置、回収等について、災害対策本部における役割分担を明確化することにより、災害対応の迅速化、円滑化を推進し、被害の軽減化を図るものとする。

2 土のうの事前準備

土のうの準備は、土のうを保管するそれぞれの所管が行う。

ただし、出水期に際しては、災害準備と合せて、職員の防災研修の一環として、土木対策部建設班、消防対策部及びその他各部各班により合同で土のうを作製する。

3 運搬及び設置

土のうの運搬及び設置は、災害対策本部からの指示及び市民等から道路冠水や洪水の通報等に基づき、建設班及び消防対策部が協力して行う。

土のうは、道路冠水、洪水対策として道路、河川敷等の公共用地に設置することを原則とするが、道路、河川敷等から住家等への浸水を防ぐために、民有地に設置することを妨げない。

4 土のうの配布

公共的団体等から予防的に土のうの配布要望がある場合は、災害発生のひつ迫性等諸般の事情を考慮し、土のうを配備している危機管理班の判断により配布する。

5 人員の補充

土のうの運搬及び設置に際して、人員の不足が予想され、又は不足が生じた場合は、所管からの要請に基づき、総務管理部動員班が災害対策本部各部各班から作業要員を動員する。

6 運搬車両の手配

土のうの運搬車両の不足が予想される。又は不足が生じた場合は、所管からの要請に基づき、総務管理部管財班が車両を確保し、配車を行う。

なお、車両の運転者等は動員班と連携して人員を確保するものとする。

管財班は、消防対策部の要請に基づき、大雨・洪水警報発表時に運搬車両を南消防署及び東分署に配備する。その他の分署についても必要に応じて配車する。

7 土のうの調達

土のうが不足する場合は、それぞれの所管が発注し、調達手続は、産業物資対策部産業物資班によるものとする。

8 土のうの回収

設置した土のうは、災害対策本部の指示により各部各班からなる回収班により回収する。

回収は1班3名体制とし、動員班が班編成を行う。

ただし、土のうの回収量が軽微な場合は、土のうを設置した所管が回収するものとする。回収する土のうは市が設置したものとし、原則として地区市民センターにて市民に配布した土のうは回収しないこととする。

9 土のうの保管場所及び所管

(施設名)	(所 管)
道路保全課詰め所	建設班
消防各署（中央署、南署、北・西・東・鈴峰・天名分署）	消防対策部
地区市民センター 22 地区	危機管理班
公民館 4 箇所（神戸、白子、鼓ヶ浦、長太）	危機管理班
神戸コミュニティセンター	危機管理班
河川防災センター	危機管理班

※地区市民センター、公民館、コミュニティセンター及び河川防災センターは平常時から積み置き

8 防災に関する協定一覧

令和7年4月1日現在

協定先区分	番号	協定名	協定締結日	協定締結先	備考
行政機関等	1	東海道五十三次市区町災害時相互応援に関する協定書	H17.4.1	関係市区町長(19自治体(本市除く))	食糧等の提供、救出資機材の提供、職員の派遣
	2	三重県災害等廃棄物処理応援協定書	H16.10.29	三重県、三重県内の全市町、一部事務組合及び広域連合	一般廃棄物の処理に必要な資機材の提供、職員の派遣
	3	三重県災害等廃棄物処理応援協定書に基づく覚書	H17.3.1	三重県、三重県内の全市町、一部事務組合及び広域連合	応援市町のごみ処理に要する経費に関する規定
	4	三重県水道災害広域応援協定	H9.10.21	三重県内全市町、水道用水供給事業者	応援市町による給水・復旧活動、復旧用資機材の提供
	5	三重県内消防相互応援協定	H10.7.1	三重県内全市町、消防組合	消防組織法に基づく県内市町等による相互応援
	6	災害救助用米穀等の緊急引渡しについての協定書	H23.7.1	三重県知事	災害救助用米穀等(政府米、乾パン)の円滑な引渡し
	7	災害時における相互援助協定	H19.11.29	岐阜県羽島市	食糧等の提供、資機材等の提供
	8	災害時相互応援に関する協定	H20.3.25	滋賀県大津市	食糧等の提供、救出資機材の提供、職員の派遣
	9	外国人集住都市会議災害時相互応援協定	H22.11.8	関係自治体(13自治体)	翻訳・通訳支援
	10	三重県市町災害時応援協定	H12.9.1	三重県知事、三重県市長会会长、三重県町村会会长	食糧等の提供、救出・救助資機材の提供、職員の派遣、車両の提供
	11	災害時に備えた相互協力に関する申合せ	H24.6.20	鈴鹿警察署長	被災者、避難者、死者、行方不明者情報の情報共有
	12	三重県防災ヘリコプタ一支援協定	H25.3.1	三重県知事	県防災ヘリコプターによる支援

13	津波災害発生時における避難に関する覚書	H25.4.5	四日市市	津波災害発生時における避難場所等の相互利用
14	映像情報の提供に関する協定書(河川 CCTV)	H25.5.16	国土交通省三重河川国道事務所	鈴鹿川に設置された河川監視用 CCTV の映像提供
15	道路管理用広域監視カメラ等の設置・維持管理・運用に関する協議	H31.2.28	国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所	道路管理用広域監視カメラ等の市庁舎への設置・維持管理・運用
16	災害時における避難所等としての使用に関する協定	H31.3.22	三重県立稻生高等学校	学校施設を避難所等として使用
17	災害時における避難所等としての使用に関する協定	H31.3.22	三重県立白子高等学校	学校施設を避難所等として使用
18	災害時における避難所等としての使用に関する協定	H31.3.22	三重県立飯野高等学校	学校施設を避難所等として使用
19	災害時における避難所等としての使用に関する協定	R1.12.2	独立行政法人国立高等専門学校機構 鈴鹿工業高等専門学校	学校施設を避難所等として使用
20	災害時における避難所等としての使用に関する協定	R2.1.27	三重県立神戸高等学校	学校施設を避難所等として使用
21	三重県震度情報システムに関する協定	R3.4.1	三重県知事	震度情報システムの観測設備を配備
22	災害時における避難所等としての使用に関する協定	R5.2.28	三重県立石薬師高等学校 三重県立杉の子特別支援学校	避難所等としての使用
民間団体等	災害支援協力に関する覚書	H9.10.17	鈴鹿郵便局長	災害特別事務取扱い、避難所等への臨時郵便差出箱の設置
	災害時の放送に関する協定書	H13.4.1	(株)ケーブルネット鈴鹿	災害に関する緊急放送の実施
	二次避難所に関する協定書	H15.1.6	社会福祉法人(9団体)、医療法人(2団体)	二次避難所としての利用
	二次避難所に関する協定書	H15.5.1	社会福祉法人(1団体)	二次避難所としての利用

27	消防本部とジャパンレンタカー(株)と貸渡自動車に基づく覚書	H16. 4. 1	ジャパンレンタカー(株)	人員搬送用車両の借用
28	避難誘導標識等設置に関する協定書	H16. 12. 15	特定非営利活動法人三重県防災避難誘導推進協会	避難所誘導標識の設置
29	災害時の医療救護に関する協定書	H17. 4. 1	(社) 鈴鹿市医師会	救護所等の設置、医療救護活動
30	避難標識設置に関する協定書	H17. 5. 16	NPO法人全国避難標識協会	避難所誘導標識の設置
31	アドベンチャーボート借用にかかる覚書	H17. 9. 27	(株)鈴鹿サーキットランド鈴鹿サーキット	アトラクション用ボートの借用
32	緊急時における災害応急工事等に関する協定	H17. 11. 14	三重県建設業協会鈴鹿支部	災害応急工事、資機材の調達
33	アマチュア無線による災害時応援協定書	H18. 4. 28	災害ボランティアアマチュア無線鈴鹿	アマチュア無線を活用した情報の収集伝達
34	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	H18. 8. 3	イオン(株)中部カンパニー北勢事業部	応急生活物資等の供給
35	大規模災害時における駐車場の一時使用に関する協定	H18. 8. 3	イオンモール(株)イオン鈴鹿ショッピングセンター	避難地利用
36	災害時における物資供給に関する協定書	H19. 3. 30	NPO法人コメリ災害対策センター	作業用資機材や日用品等の供給
37	災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書	H19. 3. 30	鈴鹿市土地開発公社、独立行政法人水資源機構、中部電力(株) 他2社	ライフライン企業等への災害復旧活動用地の提供
38	緊急消防援助隊の集結場所として株式会社モビリティランド鈴鹿サーキット敷地及び施設の借用にかかる覚書	H19. 4. 1	(株)モビリティランド鈴鹿サーキット	緊急消防援助隊の集結場所としての利用
39	災害等における水道管路施設の応急復旧工事等に関する協定	H31. 4. 1	鈴鹿管工事協同組合	水道管路施設等の復旧工事、資機材の調達
40	災害時における地下水の提供に関する協力協定	H20.1.17	鈴鹿回生病院	飲料水の提供

41	災害時における動物救護活動に関する協定書	H20.5.21	(社)三重県獣医師会鈴鹿支部	避難所における動物救護所の設置、負傷動物への医療処置
42	災害時における廃棄物の処理に関する応援協定	R5.2.6	鈴鹿市清掃協同組合	災害廃棄物の処理等に必要な人員の派遣並びに車両及び資機材資機材、車両等の提供
43	災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定	H20.11.11	三重県レッカ一事業協同組合	通行の妨害となる車両の排除
44	災害発生時における調査及び支援活動に関する協定書	H21.1.16	(社)三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	一般家屋の登記及び境界関係無料相談所の開設
45	緊急放送設備の使用に関する協定書	H21.3.17	株式会社鈴鹿メディアパーク	災害に関する緊急放送の実施
46	災害時における飲料水等の供給に関する協定書	H21.4.22	旭化成ケミカルズ株式会社	飲料水の提供
47	緊急時における災害応急工事等に関する協定	H21.8.18	鈴鹿災害防止協力会	災害応急工事、資機材の調達
48	災害時における施設復旧等応急業務に関する協定	H21.8.18	鈴鹿市造園建設業協会	街路・公園樹等の倒木処理
49	災害時における物資提供に関する協定書の締結について	H22.1.21	ダイドードリンコ(株) 中京第二支店	飲料水の提供
50	津波発生時における緊急避難所としての使用に関する協定書 (ストーリアホテル)	H23.6.23	(株)ストーリア	津波避難ビル
51	津波発生時における緊急避難所としての使用に関する協定書 (ホテルグリーンパーク鈴鹿)	H23.8.1	(株)ヒオキ、(株)グリーンズ ホテルグリーンパーク鈴鹿	津波避難ビル
52	避難場所広告付電柱看板に関する協定書	H23.9.1	中電興業(株)四日市営業所、テルウェル西日本株 東海支店	避難所誘導看板(標高表示付)の設置
53	災害時における飲料水等の供給に関する協定書	H23.9.13	大日本住友製薬株式会社 鈴鹿工場	飲料水の提供

54	大規模災害時における施設の一時使用に関する協定書	H23.11.21	三重県西濃運輸(株)鈴鹿西営業所、汲川原自治会、中富田町の町自治会	避難地利用
55	大規模災害時における施設の一時使用に関する協定書	H23.12.19	医療法人 白鳳会、中富田町の町自治会、中富田町の山自治会	避難地利用
56	津波発生時における緊急避難所としての使用に関する協定書	H23.12.21	(株)宝輪、(株)グリーンズ、(株)ヒオキ、南部 博、ビジネス旅館 はな房 (計 6 施設)	津波避難ビル
57	津波発生時における緊急避難所としての使用に関する協定書	H24.2.23	フォレスト白子管理組合	津波避難ビル
58	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	H24.3.22	一般社団法人 日本非常食推進機構	白い小箱 (災害用非常食)の供給
59	大規模災害時における駐車場の一時使用に関する協定書	H24.4.26	(株)モビリティランド	避難地利用
60	二次避難所に関する協定書	H24.11.1	社会福祉法人(1 団体)	二次避難所利用
61	二次避難所に関する協定書	H24.12.28	社会福祉法人(1 団体)、特定非営利活動法人(1 団体)	二次避難所利用
62	災害時における広報活動等に関する応援協定書	H25.4.1	公益社団法人 青年海外協力協会	外国人への広報活動等に関する応援
63	津波発生時における緊急避難所としての使用に関する協定書	H25.7.3	マックスバリュ中部(株)	津波避難ビル利用
64	大規模災害時における施設の一時使用に関する協定書	H25.7.5	(株)エフ・シー・シー鈴鹿工場、御園町自治会、徳田町自治会	避難地利用
65	津波発生時における緊急避難所としての使用に関する協定書	H25.7.18	社会福祉法人 洗心福祉会	津波避難ビル利用
66	鈴鹿市災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定書	H25.11.20	社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置

67	災害時における葬祭業務に関する協定書	H25.11.21	(一社)全日本冠婚葬祭 互助協会、三重県葬祭業 協同組合、鈴鹿農業協同 組合、(福)伊勢亀鈴会 福祉葬祭三重、(特非)と わのそら、葬儀会館 ティ ア白子	棺桶等の供給
68	大規模災害時における 施設の一時使用に関する 協定書	H25.12.11	学校法人鈴鹿医療科学 大学、学校法人享栄学園	避難地利用
69	二次避難所に関する協 定書	H26.1.6	特定非営利活動法人(1 団体)、社会福祉法人(4 団体)、三重県厚生農業 協同組合連合会	二次避難所利用
70	すずか減災プロジェクト 協定書	H26.3.11	株式会社ウェザーニュー ズ	すずか減災プロジェクトに関する
71	津波発生時における緊 急避難施設としての使 用に関する協定書	H26.5.7	アサヒグローバル株式会 社	津波避難ビル利用
72	災害救助に必要なア アマジックミネラルウォ ーター他の供給に関する 覚書	H26.8.25	株式会社中京医薬品	飲料水の供給
73	災害時におけるLPガス 等の調達に関する協定	H26.11.21	三重県鈴鹿LPガス協議 会	ガス及びガス機器等の供給
74	災害時における協力に 関する協定	H26.12.18	三重県行政書士会	被災者向け相談窓口の設置、会員 の派遣
75	災害時における避難所 用電器資機材等の設置 支援に関する協定	H27.6.3	三重県電器商業組合鈴 鹿支部	避難所における電器資機材の設置 支援
76	災害に係る情報発信等 に関する協定	H27.6.26	ヤフー株式会社	市ホームページのアクセス負荷軽 減
77	津波発生時における緊 急避難施設としての使 用に関する協定書	H27.7.9	学校法人宣真学園	津波避難ビル利用

78	災害時における避難生活の環境向上に必要な設備等の設置支援に関する協定書	H27.9.18	株式会社石垣名古屋支店	ポンプによる排水、仮設入浴設備の提供
79	災害時における医薬品等の調達に関する協定	H28.2.25	(一社)鈴鹿亀山薬剤師会	救護所に救護活動、医薬品確保
80	災害時における営業情報に関する放送サービスの協定	H28.8.25	鈴鹿商工会議所、株式会社鈴鹿メディアパーク	物資やサービスの営業情報発信
81	災害時における畳の提供等に関する協定	H28.10.26	5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会	避難所への畳の提供
82	大規模災害時における駐車場の一時使用に関する協定	H28.11.10	イオンタウン株式会社	平面駐車場の一部を避難地として提供
83	大規模災害時における物資の支援協力に関する協定	H28.11.10	イオンビッグ株式会社	食料品、生活必需品を提供
84	災害時における地下水(飲料水)の提供に関する協力協定	H29.2.9	独立行政法人 国立病院機構鈴鹿病院	飲料水の提供
85	災害時の歯科医療救護に関する協定	H29.3.7	一般社団法人 鈴鹿歯科医師会	歯科傷病者の処置、避難所での巡回検診
86	地域広帯域移動無線アクセスマネジメントサービスに関する協定	H29.5.2	株式会社 ケーブルネット鈴鹿	避難所 Wi-Fi 等の回線の整備
87	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	H29.11.22	株式会社 ゼンリン	住宅地図、広域図等の提供
88	福祉避難所設置運営に関する協定	H30.2.19	医療法人 白鳳会(鈴の丘)	福祉避難所としての利用
89	福祉避難所設置運営に関する協定	H30.2.19	医療法人 誠仁会(パークヒルズ高塚)	福祉避難所としての利用
90	地震災害発生時における被災建築物応急危険度判定に関する協定	H30.3.13	一般社団法人 三重県建築士会 鈴鹿支部	応急危険度判定
91	災害時当における雨水ポンプ場等の事業継続支援等に関する協定	H30.3.27	株式会社 荘原製作所	施設の応急復旧、避難地利用

92	津波発生時における緊急避難施設としての使用に関する協定	H30.5.23	有限会社 基目	津波避難ビル利用
93	大規模災害時における小型無人機による情報収集に関する協定	H30.7.27	一般社団法人 災害対策建設協会JAPAN47	ドローンによる情報収集
94	地域包括連携協定	H30.8.22	山下印刷紙器株式会社、旭化成株式会社	災害時の製品等の提供
95	火災時における消防用水の確保に関する協定	H30.9.3	鈴鹿生コンクリート販売協同組合	消防用水の供給の協力
96	災害時における緊急物資輸送等に関する協定	H31.1.10	三重県トラック協会鈴鹿支部	物資輸送の協力
97	災害時における飲料水等の提供に関する協定	H31.2.14	石井燃商株式会社	飲料水の提供
98	特設公衆電話の設置及び利用・管理等に関する協定	H31.2.14	西日本電信電話株式会社三重支店	災害時の通信手段の確保
99	災害時における炊き出し、物資配送等に関する協定	H31.3.18	一般社団法人 中部ケータリングサービス	炊き出しの実施
100	災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定	H31.3.20	東海紙器株式会社、Jパックス株式会社	段ボールベッドの提供
101	災害時における医療・産業用ガス等の供給に関する協定	H31.4.3	協栄興業株式会社	医療・産業用ガスの提供
102	災害時における資機材のレンタルに関する協定	R1.8.8	株式会社ダイワテック	ソーラーシステムハウス等の資機材の提供
103	災害時における物資供給及び物資配送に関する協定	R1.9.12	生活協同組合コープみえ	物資供給及び物資配送の協力
104	災害時におけるマルチコプターを用いた情報収集及び情報連携に関する協定	R1.10.31	中部電力株式会社電力ネットカンパニー	マルチコプターを用いた情報収集及び情報連携に関する協力
105	災害時における被災住宅等の応急対策業務に関する協定	R1.11.18	鈴鹿建設労働組合	被災住宅等の応急対策業務

106	災害時における航空写真等による被災状況調査に関する協定	R1.11.21	国際航業株式会社	航空写真等の提供
107	災害時における被災建築物の相談窓口等の支援に関する協定	R2.3.18	建築士事務所協会	被災建築物の相談窓口等の支援
108	災害時における電気設備の災害応急工事等に関する協定書	R2.3.24	鈴鹿電気工事業協同組合	電気設備の調査及び緊急に復旧する工事
109	津波災害発生時における避難に関する覚書	R2.4.17	社会福祉法人 法輪会	津波避難ビル利用
110	災害時におけるLPガス対応機器等の備蓄に関する協定	R2.7.17	一般社団法人 三重県LPガス協会	LPガス対応機器等の備蓄
111	災害時における物資供給に関する協定	R2.9.18	林建材株式会社	災害時における物資の供給
112	災害時における装着型サイボーグ HAL の貸与に関する協定	R2.12.1	鈴鹿ロボケアセンター株式会社(CYBERDYNE 株式会社の 100%子会社)	物資の運搬や復旧作業の負担軽減を目的とした装着型サイボーグHALの貸与
113	災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	R2.12.11	一般社団法人 日本福祉用具供給協会	介護用品・衛生用品等の福祉用具等物資の供給
114	災害時における車両の提供等に関する協定	R2.12.17	ICDAホールディングス株式会社	車両の貸与、電気自動車等の非常用電源の支援
115	災害時における応急生活物資の供給に関する協定	R3.2.3	和光紙器株式会社	段ボールベッド等の提供
116	災害時における応急活動等に関する協定	R3.3.16	株式会社近藤工務店	応急活動等の協力
117	鈴鹿市と三井住友海上火災保険株式会社の連携と協力に関する包括協定	R3.3.25	三井住友海上火災保険株式会社	地域の活性化及び市民サービスの向上(防災・減災及びリスクマネジメントに関する含む)
118	津波発生時における緊急避難施設としての使用に関する協定	R3.4.18	医療法人 大木会	津波避難施設利用
119	災害時における食料物資の供給に関する協定	R3.4.26	株式会社すずきゅう	食料物資の供給

120	災害時における資機材のレンタルに関する協定	R3.5.12	株式会社レンタルのニッケン 鈴鹿営業所	資機材の提供
121	災害時における資機材のレンタルに関する協定	R3.9.30	大和リース株式会社 三重支店	資機材の提供
122	災害時における物資(ユニットハウス等)の供給に関する協定	R4.1.6	三協フロンティア株式会社	物資(ユニットハウス等)の提供
123	災害時におけるキャンピングカー等のレンタルに関する協定	R4.2.3	株式会社ダイレクトカーズ	キャンピングカー等のレンタル
124	津波発生時における緊急避難施設としての使用に関する協定	R4.5.26	清水清三郎商店株式会社	津波避難施設利用
125	災害時における生活物資の供給等に関する協定	R4.9.27	マックスバリュ東海株式会社	生活物資の供給
126	大規模災害時における避難場所としての使用に関する協定	R4.9.1	学校法人鈴鹿享栄学園	避難場所としての使用
127	災害時における小型無人機による情報収集等に関する協定	R4.11.8	いちどろ合同会社	小型無人機(ドローン)による情報収集
128	大規模災害時における施設利用等に関する協定	R5.2.3	本田技研工業株式会社 鈴鹿製作所	施設利用等
129	大規模災害時における施設の一時使用に関する協定	R5.4.1	高純度シリコン株式会社、御園町自治会、徳田町自治会	施設利用等
130	大規模水害時における施設の一時使用に関する協定	R5.4.24	三重県鈴鹿トラック事業共同組合 汲川原自治会 中富田町の町自治会	避難所としての使用
131	災害時における石油類燃料等の供給に関する協定	R5.5.10	出光リテール販売株式会社	石油類燃料等の優先供給
132	災害時における石油類燃料等の供給に関する協定	R5.5.10	三重県石油商業組合 鈴鹿支部	石油類燃料等の優先供給

133	災害時における石油類 燃料等の供給に関する 協定	R5.5.10	岡金株式会社	石油類燃料等の優先供給
134	災害時における石油類 燃料等の供給に関する 協定	R5.5.10	森石油有限会社	石油類燃料等の優先供給
135	災害時における石油類 燃料等の供給に関する 協定	R5.5.10	株式会社トレジャーシステム	石油類燃料等の優先供給
136	大規模災害時における 施設の一時使用等に関する協定	R5.8.17	株式会社ダイナム	施設利用
137	大規模災害時における 衛生管理機器の提供に関する協定	R5.11.1	三友商事株式会社	衛生管理機器の提供
138	大規模災害時における 食料物資の供給に関する協定	R5.12.26	東海罐詰株式会社	食料物資の供給
139	津波発生時における緊急避難施設としての使用に関する協定	R6.3.10	イオンリテール株式会社	津波避難施設利用
140	災害時における生活用水等の提供に関する協定	R6.7.22	敷島スターク株式会社	飲料水・生活用水の提供
141	災害時等における施設利用に関する協定	R6.7.22	三重県教育委員会 鈴鹿フォレストパートナーズ株式会社	施設を避難所等として使用
142	災害時における支援協力に関する協定	R6.8.1	株式会社東洋食品	食料物資の供給
143	災害時の協力に関する協定	R6.9.18	三重県農業共済組合	農業共済事業の加入者に対する損害評価及び被害写真の提供等
144	大規模災害時における食料物資の提供等に関する協定	R6.10.2	エムフーズサービス株式会社	食料物資及び食事提供にかかる調理の役務の提供
145	大規模災害時における電力・飲料水等の提供に関する協定書	R7.3.18	AGF 鈴鹿株式会社	電力・飲料水等の提供

146	大規模災害発生時等における車両の調達及び運行並びに宿泊施設の確保に関する協定	R7.3.24	東武トップツアーズ株式会社	車両の調達、運行、宿泊施設の確保
-----	--	---------	---------------	------------------

9 非常電話番号簿

内線番号	【平常時】設置場所	【災害時】設置場所	着信外線番号	発信時表示番号	外線着信順番
3351	防災危機管理課	防災危機管理課	059-382-9968	4	
3352	防災危機管理課	防災危機管理課		3	
3353	防災危機管理課	502ミーティングルーム（総務管理部）		1	
3354	防災危機管理課	防災危機管理課		2	
3355	防災危機管理課	防災危機管理課		5	
3356	防災危機管理課	防災危機管理課		6	
3357	502ミーティングルームで保管	502ミーティングルーム（消防対策部）	059-382-9968	-	
9951	502ミーティングルームで保管	502ミーティングルーム（総務管理部）		-	
9952	502ミーティングルームで保管	502ミーティングルーム（市民対策部）		-	
9953	502ミーティングルームで保管	502ミーティングルーム（産業対策部）		-	
9954	502ミーティングルームで保管	502ミーティングルーム（土木対策部）		-	
9955	502ミーティングルームで保管	502ミーティングルーム（水道対策部）		-	
9956	502ミーティングルームで保管	502ミーティングルーム（教育対策部）		-	
9957	502ミーティングルームで保管	502ミーティングルーム（消防対策部）		-	
9980	502ミーティングルームで保管	503会議室 災害対策本部（事務局）		-	
9981	502ミーティングルームで保管	503会議室 災害対策本部（総務管理部）		-	
9982	502ミーティングルームで保管	503会議室 災害対策本部（市民対策部）		-	
9983	502ミーティングルームで保管	503会議室 災害対策本部（産業対策部）		-	
9984	502ミーティングルームで保管	503会議室 災害対策本部（土木対策部）		-	
9985	502ミーティングルームで保管	503会議室 災害対策本部（水道対策部）		-	
9986	502ミーティングルームで保管	503会議室 災害対策本部（教育対策部）		-	
9987	502ミーティングルームで保管	503会議室 災害対策本部（消防対策部）		-	
9911	502ミーティングルームで保管	防災危機管理課	外線着信なし ※転送からの 着信は可能	-	
9912	502ミーティングルームで保管	防災危機管理課		-	
9913	502ミーティングルームで保管	防災危機管理課		-	
9914	502ミーティングルームで保管	防災危機管理課		-	
9915	502ミーティングルームで保管	防災危機管理課		-	
9916	502ミーティングルームで保管	防災危機管理課		-	

10 防災関係機関 連絡先一覧表

機 関 名	住 所	TEL/FAX 番号
鈴鹿市防災危機管理課 (鈴鹿市災対本部危機管理班)	〒513-8701 鈴鹿市神戸一丁目18-18	TEL (059)382-9968 無線(統制台 100) FAX (059)382-7603
鈴鹿市消防本部情報指令課 (鈴鹿市災対本部消防統制班)	〒513-0802 鈴鹿市飯野寺家町217-1	TEL (059)382-9156 無線 911(FAX付) FAX (059)369-0326
鈴鹿市上下水道局経営企画課 (鈴鹿市災対本部給水班)	〒510-0253 鈴鹿市寺家町1170	TEL (059)368-1696 無線 111(水道工務課) FAX (059)368-1688
国土交通省中部地方整備局 三重河川国道事務所 (調査課)	〒514-8502 津市広明町297	TEL (059)229-2216 FAX (059)229-2257
国土交通省中部地方整備局 三重河川国道事務所 鈴鹿出張所	〒510-0874 四日市市河原田町1962-2	TEL (059)345-5593 無線 120 FAX (059)346-4907
国土交通省 第四管区海上保安本部 四日市海上保安部	〒510-0051 四日市市千歳町5-1	TEL (059)357-0118 FAX (059)357-0741
陸上自衛隊第33普通科連隊	〒514-1118 津市久居新町975 久居駐屯地	TEL (059)255-3133 FAX
三重県鈴鹿警察署 (警備課)	〒510-0237 鈴鹿市江島町3446	TEL (059)380-0110 無線 110
三重県防災対策部災害対策課 (三重県災対本部総務班)	〒514-8570 津市広明町13	TEL (059)224-2189 FAX (059)224-2199
三重県県土整備部施設災害対策課 (三重県水防本部)	〒514-8570 津市広明町13	TEL (059)224-2683 FAX (059)224-2684
三重県県土整備部下水道経営課 (三重県公共土木対策班)	〒514-8570 津市広明町13	TEL (059)224-2724 FAX (059)224-3161
鈴鹿地域防災総合事務所 地域調整防災室 (県民防災課)	〒513-0809 鈴鹿市西条五丁目117	TEL (059)382-9786 FAX (059)382-9792
鈴鹿建設事務所 保全室 (保全課)	〒513-0809 鈴鹿市西条五丁目117	TEL (059)382-8691 無線 121 FAX (059)382-1539
西日本電信電話(株)三重支店 (災害対策室)	〒514-0033 津市丸の内28-38	TEL (059)223-9330 FAX (059)227-6140

機 関 名	住 所	TEL/FAX 番号
中部電力パワーグリッド(株) 鈴鹿営業所	〒513-0834 鈴鹿市庄野羽山四丁目19-22	TEL (059)367-3771 FAX (059)367-3729 無線 123 災害時 TEL (059)367-3771 FAX (059)367-3729 優先携帯電話 080-8663-6612 衛星携帯電話 870-7763-19035
三重交通(株)中勢営業所	〒514-0131 津市あのつ台四丁目1-1	TEL (059)233-3501 FAX (059)233-3503
東海農政局三重県拠点	〒514-8570 津市広明町415-1	TEL (059)228-3199 FAX (059)228-7056 災害優先電話番号 TEL (059)228-3156 衛星携帯電話 870776-304-347
(一社)三重県建設業協会鈴鹿支部	〒513-0036 鈴鹿市矢橋二丁目8-11	TEL (059)382-0448 無線 125 FAX (059)383-6968
鈴鹿管工事協同組合	〒513-0036 鈴鹿市神戸9丁目18-12	TEL (059)384-5833 FAX (059)384-5833
(社)三重県LPガス協会 鈴鹿支部 (株)水野ガス	〒513-0011 鈴鹿市高塚町1802-2	TEL (059)378-0243 FAX (059)378-0295
東邦ガス(株) 鈴鹿サービスセンター	〒510-0244 鈴鹿市白子町2925-1	TEL (059)368-2255 FAX
鈴鹿市防火協会 (消防本部予防課予防グループ)	〒513-0828 鈴鹿市飯野寺家町217-1	TEL (059)382-9158 FAX (059)383-1447
(社)鈴鹿市医師会	〒513-0809 鈴鹿市西条五丁目118-4 鈴鹿市医師会館	TEL (059)382-3061 FAX (059)382-6841
津地方気象台 (技術課)	〒514-0002 津市島崎町327-2 津第2地方合同庁舎 <small>※異常気象等の緊急連絡先</small>	TEL (059)228-2022 FAX (059)227-8598 TEL (059)226-5466
鈴鹿郵便局	〒513-8799 鈴鹿市西条四丁目96	TEL (059)382-0444 無線 129 FAX (059)383-7343

機 関 名	住 所	TEL/FAX 番号
近畿日本鉄道(株)伊勢若松駅	〒510-0222 鈴鹿市若松西四丁目17-8	TEL (FAX) (059)385-0177
近畿日本鉄道(株)白子駅	〒510-0241 鈴鹿市白子駅前22-1	TEL (FAX) (059)386-0024
伊勢鉄道(株)玉垣駅	〒513-0817 鈴鹿市桜島町一丁目20	TEL (FAX) (059)383-2112 無線 131
東海旅客鉄道(株) 三重支店 東海総合指令所	〒514-0009 津市羽所町700(アスト津12階) 愛知県名古屋市	(平日の昼間) TEL (059)226-6146 (夜間・土日祝) TEL (052)564-2466
(株)ケーブルネット鈴鹿	〒510-0292 鈴鹿市岸岡町1930	TEL (059)388-3311 無線 132(FAX付) FAX (059)388-3222
鈴鹿市社会福祉協議会	〒513-0801 鈴鹿市神戸地子町383-1	TEL (059)382-5971 FAX (059)382-7330
セコム三重株式会社 鈴鹿支社	〒513-0806 鈴鹿市算所三丁目16-30	TEL (059)378-1711 FAX (059)370-0836
(社)三重県獣医師会鈴鹿支部 (支部長:北川 祐樹)	〒513-0033 鈴鹿市須賀町782-8	TEL (059)384-1299 FAX
中日本高速道路(株) 名古屋支社 桑名保全・サービスセンター	〒511-0854 桑名市大字蓮花寺字鍋谷608-2	TEL (0594)24-5005 FAX (0594)23-1310
日本通運(株)四日市支店 管理課	〒510-8037 四日市市垂坂町字山上谷1340-8	TEL (059)330-2171 FAX (059)330-2172
東邦液化ガス(株) 鈴鹿営業所	〒513-0806 鈴鹿市算所一丁目16-10	TEL (059)370-6660 無線 124
(株)鈴鹿メディアパーク	〒513-0825 鈴鹿市住吉町8947	TEL (059)378-6267 FAX (059)378-6268 無線 134(FAX付)

1.1 参考資料一覧

対策部・班	マニュアル等
01 危機管理班	○鈴鹿市避難情報の判断・伝達マニュアル
02 総務管理部 総務班	○コールセンターマニュアル
03 避難所対策部 救助施設班	○地域(まちづくり協議会等)が策定した避難所運営マニュアル(稻生、旭が丘、天名)
04 避難所対策部 学校管理班	○学校危機管理マニュアル ○避難所安全点検マニュアル
05 福祉医療対策部 福祉班	○防災関係機関等の連絡先一覧 ○保育所における危機管理マニュアル
06 福祉医療対策部 医療班	○三重県保健師活動マニュアル
07 福祉医療対策部 調査班	○調査班家屋等調査マニュアル ○三重県保健師活動マニュアル
08 環境対策部 衛生清掃班	○鈴鹿市災害廃棄物処理計画 ○環境対策部衛生清掃班災害対応マニュアル (災害廃棄物処理編)
09 建築対策部 営繕班	○鈴鹿市応急仮設住宅事務処理マニュアル ○鈴鹿市被災建築物応急危険度判定業務マニュアル ○災害時における被災住宅の応急修理実施要領 ○収容避難所安全確認マニュアル(市施設管理者用) ○防災協定に係る応急危険度判定活動等マニュアル ○鈴鹿市被災宅地応急危険度判定業務マニュアル
10 産業物資対策部 産業物資班	○産業物資対策班マニュアル
11 上下水道対策部 給水班	○鈴鹿市上下水道局災害時等行動マニュアル(水道編)
12 上下水道対策部 水道工務班	○鈴鹿市上下水道局災害時等行動マニュアル(水道編)
13 上下水道対策部 下水道工務班	○鈴鹿市下水道 BCP(地震・津波編)
14 消防対策部 消防統制班 消防活動班	○三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画